

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（6）社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告書に関する情報漏えいの調査結果について

資料 社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告書に関する情報漏えいの調査について

参考資料 1 社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告について【概要版】

参考資料 2 社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告について【本編】

総務企画局

令和7年8月21日

社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告書に関する情報漏えいの調査結果について

1 概要

令和6年度に行った社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証において、作成途上の検証報告書（案）の内容が外部に漏えいし、検証報告書（案）に基づいた新聞記事が掲載されたことを受け、本件に関する情報管理や漏えいに至った状況について調査を行った。

2 母子育成会への監査等に係る検証の経過

令和6年 9月20日 検証開始
 10月～11月 法人職員、市職員ヒアリング等
 令和7年 1月10日 検証報告書（案）初稿完成、
 関係課長に共有・確認作業
 （以降、検証作業を踏まえた検証報告書（案）の修正・確認）
 2月19日 新聞報道
 3月14日 検証報告書公表

3 調査体制

- 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部〔監察・内部統制推進〕が調査全体を取りまとめ
- 各局における調査は、関係局庶務担当課（庶務課）が行った。（本検証作業の関係局は、総務企画局、財政局、健康福祉局、こども未来局）
- 外部有識者への確認は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部〔監察・内部統制推進〕が行った。

4 調査手法

- （1）検証作業の関係課、職員への状況確認（関係職員の範囲、情報管理の状況、外部漏えい有無等）【検証作業関係局】
- （2）電子メール送信履歴、公用PC操作ログの確認による調査【総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部】

5 調査スケジュール

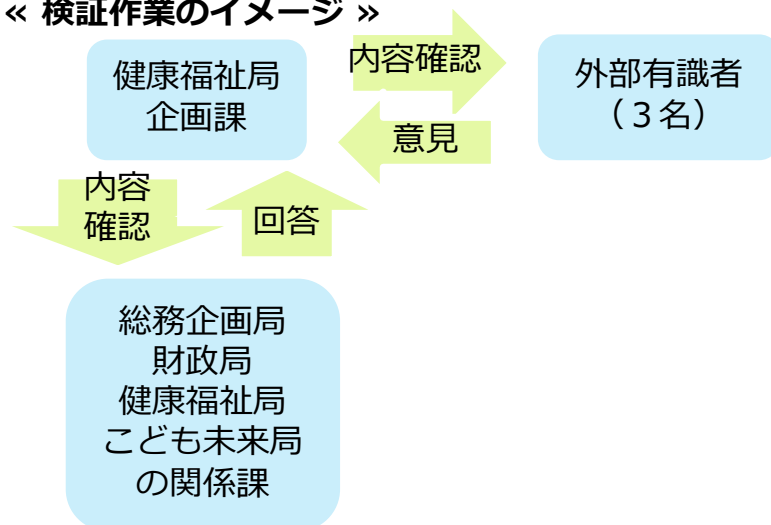
	3月			4月			5月			6月			7月			8月			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
(1) 各局調査	①	▼	関係者把握、事務の流れ、情報共有ツール等																
			② ▼	関係職員へのヒアリング（ファイル閲覧、印刷、外部提供の有無等）															
										③	▼	ログ調査から確認を要する職員へのヒアリング							
(2) ログ等調査				①				▼	関係職員の電子メール送信履歴、公用P C 操作ログの確認										
									②		▼	追加のログ等の確認							
(3) その他														③	▼	調査結果の全体確認			

社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告書に関する情報漏えいについて

6 検証作業の状況

- 検証報告書は、健康福祉局企画課が全体作成及び関係各所と調整
- 庁内各課とのやりとりは主にLoGoチャット、外部有識者とのやりとりは電子メールを使用
- **検証報告書（案）の電子ファイル（word）にはパスワードを設定。**また、関係課での確認・校正作業においては、**所属長が所管箇所以外には削除した上で担当者に共有するよう、健）企画課から指示**
- 検証報告書（案）の初稿は、健康福祉局企画課が作成し、令和7年1月10日に初めてLoGoチャットにより関係課長に共有された。以後、更新の都度、同様にLoGoチャットで共有、内容確認

« 検証作業のイメージ »



7 新聞報道後に確認したファイルの管理状況

- **総務企画局**においては、アクセスできる職員を制限した上で、庁内共有フォルダにパスワードを設定した作成中の検証報告書（案）のファイルを保存していた。
- **財政局**においては、一時、パスワードを設定していない**作成中の検証報告書（案）のファイル**を、当該局の一部の職員がアクセスできる状態で**庁内共有ファイルサーバに保存**していた。
- **健康福祉局**においては、当初、パスワードを設定していない**作成中の検証報告書（案）のファイル**を、**庁内共有ファイルサーバに保存**していたが、関係局と共有後は、パスワードを設定したファイルを**庁内共有ファイルサーバに保存**していた。
- **こども未来局**においては、一時、一部のパスワードを設定していない**作成中の検証報告書（案）のファイル**を、当該局の職員がアクセスできる状態で**庁内共有ファイルサーバに保存**していた。

検証作業の状況及び新聞報道後の確認で判明した事項を踏まえ、外部漏えいの手段やルートについて調査を実施

社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告書に関する情報漏えいについて

8 調査詳細

(1) 検証作業の関係所属、職員、外部有識者への状況確認

STEP 1

検証作業の事務の流れ、関係者、情報共有ツール等の調査

→ 関係4局の庶務担当課から検証作業に関係する所属長に対し、当該所属の検証事務の状況を調査

STEP 2

STEP 1を踏まえた詳細調査

→ 検証報告書（案）のファイルにアクセス可能であった職員に対し、「検証事務への関与」「使用した情報共有ツール」「ファイル閲覧の有無」「閲覧理由」「紙への印刷の有無、管理状況」「資料の外部提供の有無」等を書面ヒアリング

外部有識者

本検証に当たって特別職非常勤職員として任用した外部有識者3名には、コンプラ部から外部漏えいの有無等を確認

特定に至らず

(2) 電子メール送信履歴、公用PC操作ログの確認

公用PC操作ログの確認

公用PCの操作ログを確認し、外部漏えいにつながる操作の洗い出し及び当該行為を行った職員へのヒアリング

« 調査対象期間 »

令和7年1月1日～令和7年2月19日（新聞報道日）

« 抽出データ »

- ・ 健康福祉局及びこども未来局において、一定期間、局内の全職員がアクセスできる庁内共有ファイルサーバにファイルが保存されていたこと
- ・ 両局の全職員を含めた関係4局の職員の公用PC操作ログの確認はボリューム的に困難であること
- ・ 検証報告書（案）のファイルには全て「検証報告書」の単語が含まれていたこと

→ 「検証報告書」の単語が含まれるファイルに何らかの操作を行ったものを抽出して確認

« 確認結果（外部漏えいにつながる可能性のある行為） »

- ① プリンタに印刷指示をしていた職員：6名
- ② 可搬媒体に保存していた職員：1名
- ③ 「検証報告書」の単語が含まれないファイル名に変更する操作：16回
- ④ 検証作業の関係課以外で検証報告書（案）のファイルを閲覧していた職員：3名

« 追加調査 »

- ①、②については、それぞれの局において対象職員に当該行為の目的、外部漏えい行為の有無等についてヒアリング実施及びコンプラ部においてプリンタの印刷ログ確認
- ③については、公用PC操作ログを追加で抽出し、確認
- ④については、コンプラ部から対象者にヒアリング実施

特定に至らず

社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告書に関する情報漏えいについて

8 調査詳細

電子メール送信履歴の確認

外部漏えいにつながる電子メール送信履歴の有無を確認

「調査対象期間」

令和7年1月1日～令和7年2月19日（新聞報道日）

「対象職員」

- ・ 8（1）で回答のあった検証作業関係課の職員
- ・ 公用PC操作ログ確認において、検証作業関係課以外で検証報告書（案）のファイルに何らかの操作履歴がある職員

→ 合計242名分の履歴を抽出、確認

「確認結果」

- ① KSCオンラインストレージを使用して外部に何らかのファイルを送信した職員：3名
- ② 電子メールでプライベートと思われるメールアドレスに何らかのファイル（パスワード付き）を送信した職員：1名

「追加調査」

- ①、②ともに、それぞれの局において対象職員に送信先、送信したファイル、目的等についてヒアリング実施

特定に至らず

9 調査結果

- 関係局でのヒアリング並びに電子メール送信履歴及び公用PC操作ログによる詳細な調査を実施したが、**検証報告(案)の外部漏えいにつながる結果は得られなかった。**

- なお、行政内部情報が一部適切に取り扱われていなかった状況が確認されたことから、**改善に向けた措置**を講じる。

「不適切な情報管理」

- ・ 財政局及び健康福祉局においては、検証報告書（案）のファイルをパスワードを設定せずに庁内共有フォルダに保存し、**当初、局内の一部の職員がアクセスできる状態であった。**
- ・ こども未来局においては、検証報告書（案）の一部のファイルにパスワードを設定せずに庁内共有フォルダに保存し、**一時、局内の職員がアクセスできる状態であった。**
- ・ 検証報告書（案）が関係者以外の職員に共有されていた。

- 職員聴取及び機器の記録による調査では外部漏えいの手段が特定できなかったことに加え、一部の局において局内の不特定多数の職員が検証報告書（案）のファイルにアクセス可能だったことも判明し、これ以上、調査を継続しても外部漏えいに関する事実を特定できる可能性は低いものと判断し、**調査を終了**することとする。

10 調査結果を踏まえた対応

適切な情報管理を徹底するため、以下の対策を講じる。

- 関係局において**秘匿情報の管理方法の周知徹底**
- **市長通達**において、行政内部資料の情報漏えいを適示し、**情報セキュリティの確保を周知**(6/17実施済)
- 全局の管理職を対象に実施している**不祥事防止研修**において、行政内部資料の情報漏えいの影響等を含め、**情報の適切な取扱いを周知**（6月以降の研修から実施中）
- **サービスチェックシート**において、行政内部資料の適切な取扱いに関する設問を新設し、**適切な情報管理を注意喚起**(7月実施)

社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告書について(1/4)

1 経過

社会福祉法人母子育成会 概要

法人本部：川崎市川崎区本町1丁目1番地

設置施設：特養2か所、保育所5か所、ベビーホーム1か所、児童家庭支援センター1か所

(本編 1ページ)

- ・昭和45年10月 社会福祉法人母子育成会設立
- ・平成28年4月 神奈川県が社会福祉法人の指導監査権限を本市へ委譲
- ・令和 5年3月 役員交代（新体制）
- ・" 4月 当該法人が、経営状況の悪化と不適切な会計処理の疑いについて本市へ報告
- ・" 10～12月 本市が当該法人への監査を実施
- ・令和6年 3月 本市が当該法人に監査結果を通知
- ・" 4月 当該法人が本市に改善報告書を提出
- ・" 5月 事案の公表

2 検証の目的

(本編 1～2ページ)

当該法人への監査を実施しながら、その目的である「適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る」ことができなかったことから、これまでの監査実施手法や監査のあり方について改めて見直す必要が生じている。

併せて、役員等に本市の退職職員が複数名就任していたことに伴う当該法人と本市との関係性への指摘と、当該法人が本市から長年にわたり市有地を無償で借り受けていたことの是非が指摘されたことから、以下の3点を調査、検証することとする。

過去の監査の適正性

各監査での指摘事項やその結果に対する当該法人の対応状況の確認、当時の本市担当職員及び当該法人職員に対してヒアリングを行い、本市の監査の実施手法の適正性を確認及び検証する。

当該法人における本市退職職員の役員等就任状況と影響

本市退職者の役員等就任状況や、本市職員への働きかけの有無などについて資料の確認や、当時の本市担当職員及び当該法人職員に対してヒアリングを行い、確認及び検証する。

当該法人に対する市有地無償貸付の適正性

当該法人に対する市有地無償貸付の実態とその根拠を確認するとともに、本市や他都市における社会福祉法人への貸付けの実態等について他都市への調査等を行い、確認及び検証する。

3 検証体制

(本編 2～4ページ)

本検証については、

- ①早急かつ機動的に実施し、その結果を踏まえ改善や再発防止に取り組む必要があること
- ②3つの異なる分野の課題を検証する必要があること
- ③所管局（健康福祉局）が恣意的な結論を出すことのない体制を確保する必要があること

から、外部有識者を特別職非常勤職員として任用し、担当部署とともに3つの課題を同時並行的に調査、検証する形とすることで、限られた時間の中で機動的・効率的な実施と客観性・公平性を確保した体制とした。

●外部有識者

3点の課題を法律、財務（経理）、福祉実務の分野で検証することとし、令和6年9月20日付けで次の3名を地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員として任用

分野	氏名	資格等（所属）
法律	岩崎 文昭	弁護士 （鳥飼総合法律事務所）
財務	榮田 悟志	公認会計士 （武蔵野大学経営学部会計ガバナンス学科准教授）
福祉	隅河内 司	学識経験者 （田園調布学園大学人間福祉学部教授）

●本市の体制

事務局

健康福祉局総務部及び総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

過去の監査の適正性

- 調査及び検証 → 健康福祉局総務部
- ヒアリング → 健康福祉局総務部及び総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
- その他 → 健康福祉局長寿社会部及びこども未来局総務部

当該法人における本市退職職員の役員等就任状況と影響

- 再就職状況の確認 → 総務企画局人事部
- 本市職員等への影響 → 健康福祉局総務部
- ヒアリング → 健康福祉局総務部及び
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

当該法人に対する市有地無償貸付の適正性

- 市有地無償貸付の実態、根拠の確認（当該法人対象） → 健康福祉局総務部
- 市有地無償貸付の実態、根拠の確認（本市全体対象） → 財政局資産管理部
- 他都市への調査・確認 → 健康福祉局総務部
- その他（高齢者施設） → 健康福祉局長寿社会部
- その他（保育所・乳児院等施設） → こども未来局保育・幼児教育部、児童家庭支援・虐待対策室

4 「過去の監査の適正性」の検証

(本編 4～56ページ)

(1) 検証の対象

監査権限が神奈川県から本市に移管された平成28年度から令和4年度までを対象に、以下の項目を対象に実施

- I 本市が保有する監査関係資料の確認
- II 当該法人が本市監査に提供した資料の確認
- III 当該法人関係職員及び本市担当職員へのヒアリング

ただし、IIについては、当該法人が資料を警察に提供中であったため未確認

社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告書について(2/4)

(2) 過去の監査実績

年度	監査実施年月日	監査実施手法
平成28年度	平成28年9月9日	一般監査
平成29年度	未実施	－
平成30年度	平成30年11月16日	一般監査（随時監査）
平成31年度（令和元年度）	令和2年1月24日	一般監査（随時監査）
令和2年度	未実施（コロナ禍のため）	－
令和3年度	未実施（コロナ禍のため）	－
令和4年度	令和4年11月7日	一般監査（随時監査）

上記監査における「監査法人による財務分析を通じた評価」「監査結果通知及び改善報告」等の資料により検証

(3) 法人関係者へのヒアリング

●日時及び場所

令和6年10月25日（金）	9:00～12:30	市役所本庁舎13階会議室
10月26日（土）	9:00～11:10	市役所本庁舎3階会議室
11月20日（水）	15:00～16:30	市役所本庁舎7階会議室

●対象者

法人本部事務局職員（当時）	4名
法人保育所園長（当時）	2名

●ヒアリング実施者

健康福祉局総務部長、同部企画課担当課長
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部長、同部担当課長
外部有識者

(4) 本市担当職員等へのヒアリング

●日時及び場所

令和6年11月12日（火）	15:00～22:10	市役所本庁舎19階会議室
11月13日（水）	14:30～18:30	市役所本庁舎14階会議室
11月20日（水）	16:30～19:40	市役所本庁舎7階会議室
11月29日（金）	8:40～12:20	市役所本庁舎7階会議室

●対象者

平成28年度～令和4年度の法人監査を担当した健康福祉局職員 16名
※当時の企画課の担当職員・担当係長・担当課長及び総務部長・長寿社会部長・健康福祉局長
※令和2・3年度の総務部長は、書面によるヒアリングを実施
令和4年度の監査時のこども未来局監査担当等関係職員 5名
※法人保育所園長に対応した担当係長・担当課長及び総務部長・保育事業部長

●ヒアリング実施者

健康福祉局総務部長、同部企画課担当課長
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部担当課長
外部有識者

(5) 検証

当該法人が警察に提供した法人資料を除き、監査法人の所見や、法人及び本市の担当職員へのヒアリング等で、次のとおり当時の監査実施に係る課題等が把握できた。

ア 総括

- 神奈川県から監査権限が移管された平成28年度当時から、当該法人の経営状況が厳しいことを本市は認識していた。
- 認識していながらも、監査では毎回同じ項目を前例踏襲的に行い、また、改善すべき事項を文書で指摘しながら、その改善に向けた実効性のある指導等ができなかった。
- 法人監査の結果等を各施設所管課と適切に共有していなかったことで、組織的な対応を行うことができなかった。

イ 個別事案の課題、分析、対応等

① 指導監査ガイドラインに対する認識不足

厚生労働省策定の指導監査ガイドラインの項目を確認することが指導監査であると考え、ガイドラインで経営改善に関する項目がないことから、指摘事項とはできないと判断し、十分な指導・助言等を行っていなかった。

⇒ 監査の目的を意識した姿勢及び取組並びに人材育成が必要であり、また、運営等に重大な問題を有する法人に対し、特別監査等の実施を検討する場合の考え方の整理（ルール作り及びその運用など）と共有が必要である。

② 事前提出資料の精査及び監査結果への対応

・監査に際し事前提出を求めている資料は、毎回同じ内容のものであり、過去の指摘事項等を踏まえた確認すべき内容を精査できていなかった。

・過去の監査で文書指摘をして改善報告を求めた事項が改善されていなかった場合でも、「再指摘」という手法を繰り返し用いていた。

⇒ 確認すべき事項を定め、事前に必要なデータを提供してもらい、実地で確認すべき事項の精度を上げる。

・「再指摘」という手法を漫然と繰り返し用いることがないように、定期的に改善状況の追跡確認やヒアリングを行っていく。改善が図られない場合には、特別監査や改善勧告以上の対応の検討も視野に入れていく。

③ 監査資料の未提出

監査で確認すべき資料が準備されていないまま監査を実施し、監査結果通知等では、必要な資料が準備されていなかったことを記載していなかった。

⇒ 監査実施通知に、必要な資料が準備されていない場合には目を改めて実施することを記載し、法人側にも必要な資料を準備することを意識させる。また、目を改めて実施した場合には、監査結果通知でその旨を文書指摘する。

④ 法人のガバナンス不全への対応

理事長に確認しても法人の運営状況が改善されないにもかかわらず、監査時における確認は、当時の理事長にのみ行っていた。

⇒ 理事会・評議員会の議事録等により、他の役員等が法人の現状に課題認識を持っていることが確認された場合には、当該役員等にヒアリング等を行い、法人が抱えている課題や問題を指摘することで、法人が自ら改善を図るように指導していく。

社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告書について(3/4)

⑤ 監査結果通知及び改善報告の実施時期

年度内に実施した監査の結果通知を年度末に各法人に発出していたことで、法人や本市の職員の人事異動があった場合など、改善事項が適切に共有されていないこともあったため、本市の監査に対して法人に甘い認識を持たれてしまった。

⇒ 監査結果通知は、監査実施後、速やかに発出するように改善し、指摘した職員が法人からの改善報告の内容を確認できるように改める。

⑥ 所管課内の情報共有不足

平成28年度に担当職員が当該法人の状況について取りまとめていたが、課内で共有されておらず、引継ぎもされていなかった。また、共有された資料が残されておらず、組織的な情報共有が図られていなかった。

⇒ 組織的に資料を作成、保存するとともに、担当部署内での情報共有を図れる体制を構築する。

⑦ 上司への報告の不徹底

健康福祉局長や総務部長に対し、監査実施後の適切なタイミング及び問題点を簡潔に整理した資料での報告が行われていなかった。

⇒ 組織的に課題を整理し、資料を作成するとともに、適切な時期に、上司に対しては簡潔で分かりやすいサマリー（概要等）で適宜報告を行うなど、確実に対応する。

⑧ 関係局等との連携不足

令和4年度に法人経営の課題が表面化し、また、長い間、保育部門から高齢者部門への拠点間の貸付けが解消されないままの状態であったこともあり、同年度に健康福祉局は、こども未来局の施設監査と合同で法人監査を実施したが、事前に打合せ等は行っておらず、形式的な合同監査となっていた。

⇒ 課題のある法人に対しては、日頃から経営状況などの課題を両局（部署）で共有し、必要に応じて、目的と役割分担を明確にしたうえで、法人監査と施設監査を同時に行うなど両局（関係部署）で連携した対応を行う。

⑨ 単独判断による対応

施設所管部長が、個別に金融機関を訪問し説明したことや、局間での担当部長への報告が行われておらず、情報の共有が図られていなかった。

⇒ 情報共有や連携を徹底するとともに、上司への事前相談、事後の報告を徹底する。

⑩ 「市長への手紙」等への対応

給与と賞与の遅延について法人職員から訴えがあった際に、当該法人の経営に関する問題として一体的に整理すべきことでありながら、組織的に検討を行わず、各所管部署での対応としてしまっていた。

⇒ 問題を俯瞰的な視野でとらえ、組織的に課題を整理・検討するとともに、上司や局間での情報共有や報告を、資料を基に確実に行う。

⑪ 課題解決のための体制整備の検討

当該法人に係る上記課題は、その多くが他の社会福祉法人に対する監査においても共通する課題である。

⇒ 既存の監査体制や人員配置の確保、福祉分野等に係る専門性の確保が求められる。

5 「当該法人における本市退職職員の役員等就任状況と影響」の検証

（本編 56～58ページ）

（1）本市の退職管理制度

●再就職先に関する規制（平成25年3月～）

管理退職職員で一定の権限を有する者等は、離職前3年間の職務において、契約や許認可等、密接に関連する企業等に、離職後2年間、再就職することを自粛

●再就職者による働きかけの規制（平成26年5月～（一部平成28年4月～））

営利企業等に再就職した元職員が、離職前5年間に在職していた組織等の職員に対し、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように要求又は依頼することを禁止

●離職後3年以上経過した職員等の再就職状況について

課長級以上の管理職については再就職規制の観点から、離職後2年間、離職後の再就職状況を任命権者に届け出る義務を課している。

※非管理職や離職後3年以上が経過した職員は届出の義務なし

（2）当該法人への再就職状況

- 職員の再就職状況の公表等を開始した平成18年度退職者以降、市が把握できる期間である退職後2年以内に当該法人へ再就職した職員はいない。
- 次の5名の本市退職職員が役員等に就任しているが、いずれも本市が退職管理を行う以前に退職・再就職をし、また、退職後一定期間が経過してから当該法人に再就職をしていることから、当該法人と個人の関係で再就職をしているものである。

役職	役職就任日※	市退職年月日	市退職時役職
理事①	平成12年10月1日	平成9年3月31日	民生局長
監事①	平成16年4月1日	平成12年3月31日	多摩区長
評議員①	平成20年6月1日	平成15年3月31日	高津区役所副区長
評議員②	平成26年6月1日	平成15年3月31日	多摩区長
評議員③	平成12年5月23日	平成6年3月31日	民生局長

※ 役職就任日については、法人登記簿等の公表記録で就任日を確認できないことから、法人が保管している役員名簿から記載

（3）法人関係者及び本市担当職員等へのヒアリング

「4 「過去の監査の適正性」の検証」における法人関係者及び本市担当職員等へのヒアリングと併せて実施

（4）検証

ア 退職管理制度上の問題

- 本市に対し届出のあった範囲で、本市退職後2年以内に母子育成会へ再就職した管理職員等がいなかったことを確認
- 5名の本市退職職員が役員等として就任しているが、いずれも本市が退職管理を行う以前に退職・再就職し、また、退職後一定期間が経過してから再就職をしている。

⇒ 制度運用の不適正性は認められなかった。

イ 本市退職職員からの働きかけや圧力の有無

法人関係者及び本市担当職員へのヒアリングの結果、本市退職職員からの監査に対する働きかけなどの指示、圧力や、監査における無意識の忖度などの不適切な対応は確認できなかった。

社会福祉法人母子育成会への監査等に係る検証報告書について(4/4)

(5) 参考：監査における今後の対応

平成29年の社会福祉法の改正で「組織経営のガバナンス強化」を図ることが求められていた中、本市として、当該法人内のガバナンスに問題があることは把握していたことから、理事・監事・評議員等の関係者からも法人の運営状況を確認するなどの対応をすべきであった。今後は、理事会・評議員会の議事録等により、他の役員等が法人の現状に課題認識を持っていることが確認された場合には、当該役員等にヒアリング等を行い、法人が抱えている課題や問題を指摘することで、法人が自ら改善を図るように指導していく。

6 「当該法人に対する市有地無償貸付の適正性」の検証 (本編 58～62ページ)

(1) 本市における市有地無償貸付制度

ア 制度

市有財産については、条例又は議会の議決によらなければ適正な対価なくして貸し付けることはできない（地方自治法第237条）が、公共的団体がもつばら公益事業の用に供するため、市民が直接サービスの提供を受けるもので、利用料等の設定について市の指揮又は監督の及ぶものについては、その貸付料等を無償又は免除することができる（「川崎市財産条例」及び「貸付料及び使用料の減免取扱要領」）。

イ 手続き

無償又は免除とする場合の手続きについては、
 ・ 貸付けの適否（貸付目的、指定する用途、貸付期間等や選定手法、選定理由等）
 ・ 減免の適正性（減免の必要性、減免理由等）
 などを、新規及び更新の都度、貸付けの目的や用途のほか、貸付相手に関する事項や減免可否について確認し、決裁により決定する。

(2) 当該法人（社会福祉事業）に係る現状

ア 施設の設置状況

	所在地	事業所名	サービス種別	土地所有者	貸付条件 開始期間	施設形態
①	川崎市川崎区本町1-1-1	高齢者福祉施設しおん	地域密着型特別養護老人ホーム	川崎市	無償 平成8年11月26日から	合築施設
		川崎乳児保育所	保育所	川崎市	無償 平成8年11月26日から	
		川崎あいいく保育園	保育所	川崎市	無償 平成8年11月26日から	
②	川崎市幸区東小倉6-1	特別養護老人ホームしゃんぐりら	特別養護老人ホーム	川崎市	無償 平成14年9月24日から	合築施設
		しゃんぐりらこども家庭センター	児童家庭支援センター	川崎市	無償 平成14年9月24日から	
		しゃんぐりらベビーホーム	乳児院	川崎市	無償 平成14年9月24日から	
		あすいく保育園	保育所	川崎市	無償 平成20年8月25日から	
③	川崎市川崎区日進町22-14	ゆめいく保育園	保育所	川崎市	無償 平成19年9月1日から	単独施設
④	川崎市川崎区日進町20-3	白楽あいいく保育園	保育所	一般個人（個人地主）	有償 昭和40年代から	単独施設

イ 貸付けにおける手続きについて

前記の市内4箇所8事業については、当該法人から本市あてに貸付料免除申請が提出され、本市が関係規定に基づき、貸付けの適否や減免の適正性を確認し、無償とすることを決定している。

(3) 検証

- ・ 市有地の無償貸付けは法令上認められており、本市においても社会福祉事業を運営する社会福祉法人の事業用地にも広く適用している。
 - ・ 当該法人への無償貸付けの決定手続きは、川崎市財産条例等の規定に基づき、財産所管部署が貸付けの適否や減免の適正性を確認し、適正に決定しており、その手続きにおいて瑕疵がないことを確認した。
- ⇒ 当該法人に係る市有地の無償貸付けは、法令に基づき適正に手続きしていることを確認した。

(4) 参考：「社会福祉事業に対する市有地の貸付けのあり方検討」に向けて

ア 本市の社会福祉施設における市有地貸付けの経過

- ・ 高齢者、障害者の入所・通所先の確保、及び待機児童対策など喫緊の課題に対し、本市は人口密度が高く、まとまった施設用地の確保が困難であったことから、これまで市有地を活用した社会福祉施設の整備を市の施策として行うとともに、法令上、認められた無償での貸付けを行ってきた。
- ・ さらに「高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画」においては、国からの通知を踏まえ、「市有地の貸与により運営されてきた民設施設については、民間が独自に用地確保を行うことが困難な場合には、（略）引き続き市有地を無償貸与することにより、福祉基盤の整備を促進」することとし、無償貸付けを継続してきた。

イ 他都市の状況

- ・ 令和6年10月25日～令和7年1月31日の期間で、他の政令指定都市あてに社会福祉施設に対する市有地の貸付状況調査を実施したところ、いずれの都市においても、社会福祉施設用地に無償で貸し付けている事例を確認できたものの、本市が無償で貸し付けている箇所数が、他の政令指定都市に比べて多いという実情が確認できた。
- ・ 一方、他の政令指定都市において有償としている施設では、貸付料の減免を行いつながら、事業運営を支援していることも確認した。

ウ 今後の対応

- ・ 少子高齢化の進展など、社会福祉事業を取り巻く環境が変化してきている中、また、自ら土地を取得して事業を運営している法人との公平性等も指摘されている中で、現行の運用については整理する必要がある。
- ・ こうしたことを踏まえ、今後、社会福祉事業に対する市有地の貸付けのあり方を検討していくこととする。

社会福祉法人母子育成会への 監査等に係る検証報告書

令和 7 年 3 月
川崎市

目 次

1 経 過	1
2 検証の目的	1
(1) 過去の監査の適正性	2
(2) 当該法人における本市退職職員の役員等就任状況と影響	2
(3) 当該法人に対する市有地無償貸付の適正性	2
3 検証体制	2
(1) 概要	2
(2) 外部有識者	3
(3) 本市の体制	3
4 「過去の監査の適正性」の検証	4
(1) 監査制度及び実施状況	4
(2) 検証に向けた調査	6
(3) 検証	48
5 「当該法人における本市退職職員の役員等就任状況と影響」の検証	56
(1) 本市職員への退職管理と当該法人に係る本市退職職員の役員等就任状況	56
(2) 本市退職職員からの法人関係者及び本市担当職員への働きかけの有無	57
(3) 検証	58
(4) 参考：監査における今後の対応	58
6 「当該法人に対する市有地無償貸付の適正性」の検証	58
(1) 本市における市有地無償貸付制度概要	58
(2) 当該法人（社会福祉事業）に係る現状	59
(3) 検証	60
(4) 参考：「社会福祉事業に対する市有地の貸付けのあり方検討」に向けて	60
7 参考：関係者ヒアリング摘録	62
(1) 本市関係職員	62
(2) 法人職員	114

1 経 過

社会福祉法人母子育成会（以下「当該法人」という。）は昭和 45 年 10 月に設立され、主として高齢者事業及び保育事業を実施していた。当該法人については、

- ・ 平成 28 年度に神奈川県から本市に指導監査権限が移管されたが、その当時から財政状態が悪い旨の引継ぎがあり、それ以降において、業績及び財政状態が悪化していった。
- ・ 本市では、指導監査において経営改善等について繰り返し指導・助言等を行ってきたものの改善されず、令和 4 年度には当該法人の従業者等から本市宛てに、賞与の遅配等について繰り返し訴えが寄せられるようになった。
- ・ 令和 4 年 12 月には、冬の賞与の支払原資が無くなり、金融機関からの調達を試みたが確保できず、当時の理事長である X 氏が、他の社会福祉法人の当時の業務執行理事である Y 氏に資金融資を依頼し、その支援を受けることで賞与の原資を確保することができた。
- ・ 一方、Y 氏は当該法人の経営実態を把握する必要があると判断し、当該法人で内部調査を行ったところ、X 氏個人による法人会計の不適切な会計処理等の疑いが判明したことから、令和 5 年 3 月に Y 氏が当該法人の新たな業務執行理事に就任するとともに、X 氏以外の全ての理事・評議員・監事が交代し、新体制において、法人内におけるそれまでの不適切な会計処理等の実態に関して自主調査を進めた。
- ・ 令和 5 年 4 月に Y 氏から本市に対し、当該法人の経営状況及び不適切な会計処理等の疑いに関する連絡があり、以降、本市との間で経営改善や監査実施の方向性について継続的に協議、調整を行った結果、事案の重大性に鑑みて、令和 5 年 10 月 27 日から 12 月 18 日にかけて、監査法人（会計専門家）を活用し、通常より増強した体制（人員・日数）による実地監査を実施した。
- ・ 実地監査では、不適切な会計処理等が疑われる書類等が散見されたことから、X 氏への質問（証言聴取）や追加の資料調査を行い、令和 6 年 2 月まで監査法人と本市による精査を行った結果、本市として X 氏による数々の不正が疑われる行為を確認するに至った。
- ・ 本市は実地監査にて確認した内容を取りまとめ、令和 6 年 3 月 26 日付けで監査結果を法人宛てに発出し、法人からは令和 6 年 4 月 30 日付けで改善報告書が本市に提出され、令和 6 年 5 月 30 日付けで本事案の公表を行った。

2 検証の目的

- ・ 本市は、当該法人への監査を実施していながら、その目的である「適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る」ことができなかったことから、これまでの監査実施手法や監査のあり方について改めて見直す必要が生じている。
- ・ また、本事案が公表された後、当該法人の X 氏に本市の元助役（X 氏の父）、役員等に本市の退職職員が複数名就任していたという状況から、当該法人と本市との関係性や、監査実施における退職職員への付度の可能性などについての指摘等があった。
- ・ 併せて、当該法人が、本市から長年にわたり市有地を無償で借り受けていたことの是非が指摘されたことから、無償とすることの判断や手続きが本市の規定等に照らして適正であったか否か

について検証する必要が生じた。

- ・ これらの点を踏まえ、監査実施手法の改善や再発防止に向け、次の 3 点について調査、検証を行い、外部有識者の御意見をいただいた。

（１）過去の監査の適正性

平成 28 年度以降の当該法人に対する健康福祉局が実施した法人監査について、

- ・ 各監査での指摘事項やその後の当該法人への対応（フォローを含む。）状況
- ・ 監査指摘事項や今後の対応方針等の組織内情報共有の状況
- ・ 監査実施時及び結果に対する当該法人の対応状況

などについて資料の確認や、当時の本市担当職員及び当該法人職員に対してヒアリングを行い、本市の監査の実施手法の適正性を確認及び検証する。

※併せて、法人監査を補完するため、施設に対する指導監査（健康福祉局・こども未来局）の実施状況も確認

（２）当該法人における本市退職職員の役員等就任状況と影響

- ・ 平成 28 年度以降の当該法人への本市退職者の役員等就任状況
- ・ 本市退職職員からの監査時等における本市職員への働きかけの有無
- ・ 本市退職職員からの法人職員、法人運営への影響

などについて資料の確認や、当時の本市担当職員及び当該法人職員に対してヒアリングを行い、確認及び検証する。

（３）当該法人に対する市有地無償貸付の適正性

- ・ 当該法人に対する市有地無償貸付の実態とその根拠
を確認するとともに、
- ・ 本市における社会福祉法人への市有地無償貸付の実態（全体）とその根拠
- ・ 他都市における社会福祉法人への公有地貸付の状況

などについて資料の確認や他都市への調査等を行い、確認及び検証する。

３ 検証体制

（１）概要

- ・ 本検証については、
 - ① 早急かつ機動的に実施し、その結果を踏まえ改善や再発防止に取り組む必要があること
 - ② ３つの異なる分野の課題を検証する必要があること
 - ③ 所管局（健康福祉局）が恣意的な結論を出すことのない体制を確保する必要があることから、各課題に対応する外部有識者を特別職非常勤職員として任用し、担当部署とともに３つの課題を同時並行的に調査、検証する形とすることで、限られた時間の中で機動的・効率的な実施と客観性・公平性を確保した体制とした。

- ・ 本報告書については、次に掲げる本市の「各課題に対する対応部署」が原案を作成し、事務局（健康福祉局総務部と総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部）と、識見や専門性を有する外部有識者が共同で作成、編集をした。

（２）外部有識者

3つの課題を法律、財務（経理）、福祉実務の分野で検証することとし、令和6年9月20日付けで次の3名を地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員として任用した。

分野	氏名	資格等（所属）
法律	岩崎 文昭	弁護士 （鳥飼総合法律事務所）
財務	榮田 悟志	公認会計士 （武蔵野大学経営学部会計ガバナンス学科准教授）
福祉	隅河内 司	学識経験者 （田園調布学園大学人間福祉学部教授）

（３）本市の体制

ア 事務局

検証の事務局は、法人監査の所管部署である健康福祉局総務部が担うこととしながらも、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部が、外部有識者の選任、調査・検証方法・スケジュールへの意見、ヒアリングへの同席及び助言・質問、検証結果に対する意見・指摘等を担うことで、より客観性や公平性を確保できる体制とした。

イ 各課題に対する対応部署

3つの課題に対し、制度及び実務を担当する次の各部署が調査、検証を行った。

① 過去の監査の適正性

- ・ 法人への指導監査を担当する健康福祉局総務部が調査及び検証を実施、ヒアリング等には総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部が同席
- ・ 併せて、当該法人の運営面を所管する次の各部署についても、必要に応じて（指導監査資料の提出、外部有識者への説明等）対応

高齢者施設…健康福祉局長寿社会部

保育所・乳児院等施設…こども未来局総務部

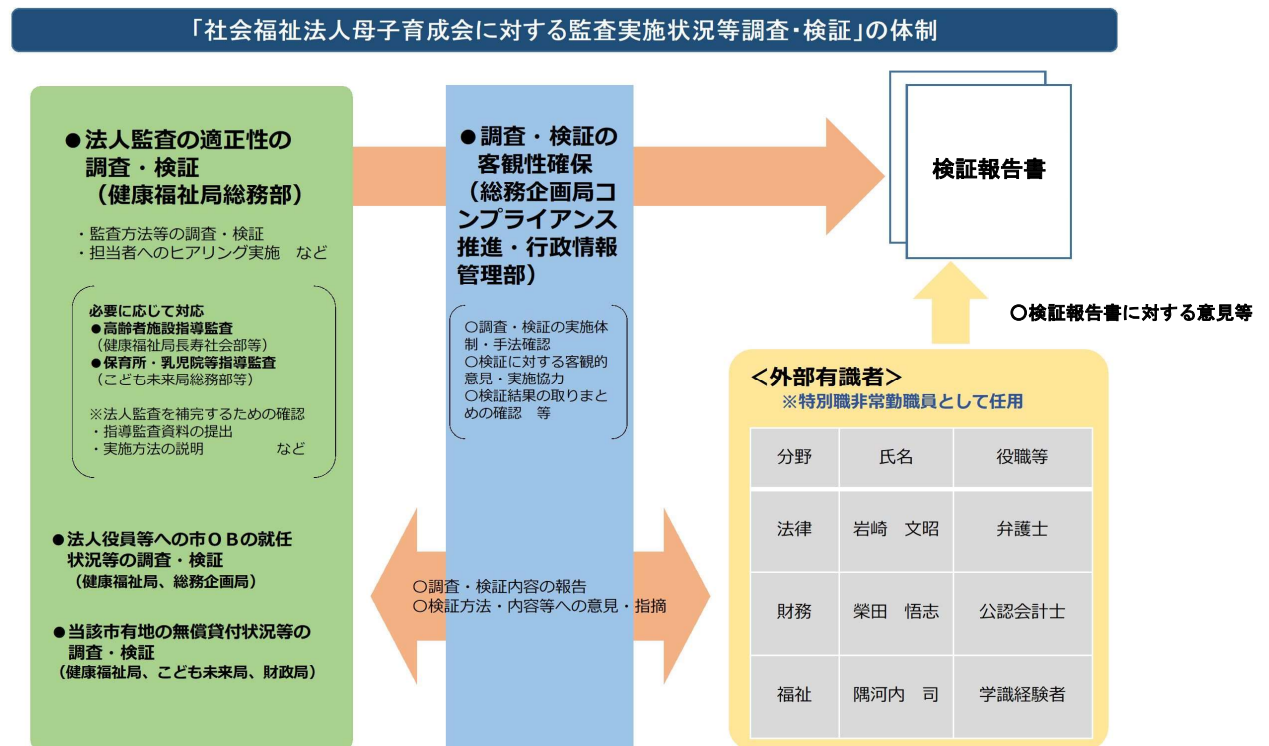
② 当該法人における本市退職職員の役員等就任状況と影響

- ・ 当該法人役員等への本市退職職員の再就職状況の確認については、本市職員の再就職管理を統括する総務企画局人事部が対応
- ・ 退職職員の本市職員や法人職員への影響の確認については、健康福祉局総務部が対応、ヒアリング等には総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部が同席

③ 当該法人に対する市有地無償貸付の適正性

- ・ 当該法人に対する市有地無償貸付の実態とその根拠の確認、及び他都市における社会福祉法人への市有地貸付の状況の確認は、健康福祉局総務部が対応

- ・ 本市全体の市有地無償貸付（社会福祉関係施設に関するもの）の実態とその根拠（制度）の確認については、財政局資産管理部が対応
- ・ 併せて、当該法人の各施設を所管する次の各部署についても、必要に応じて対応
高齢者施設…健康福祉局長寿社会部
保育所・乳児院等施設…こども未来局保育・幼児教育部、児童家庭支援・虐待対策室



4 「過去の監査の適正性」の検証

（1）監査制度及び実施状況

社会福祉法人に対する監督は、法人に対する指導監査（以下「法人監査」という。）により行う。なお、社会福祉法人が福祉施設を運営している場合には施設に対する指導監査（以下「施設監査」という。）がある。

法人監査…法人の運営体制や財務状況を監査する。

施設監査…各施設における、条例等の基準に基づく人員、設備及び運営状況を監査する。

今回の検証は、各施設における法令上の基準の問題ではなく、**法人運営の健全性を確保するための監査が機能していたか否かが課題**となっていることから、**法人監査の実施状況を中心に、必要に応じて施設監査の状況も確認しながら検証を行った。**

【法人監査の制度及び実施手法・体制等について】

＜制度＞

- ・ 社会福祉法人への指導監査は、社会福祉法（以下「法」という。）第56条に基づく法定受託事務として実施するもので、平成29年度の法改正により、国の「社会福祉法人指導監査

実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）による適切な実施が求められている。

- ・ 国実施要綱における**指導監査の目的**は、「社会福祉法人に対する指導監査は、**法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認**を行うことによって、**適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る**ものである。」とされている。

- ・ **指導監査の類型**は、**一般監査**と**特別監査**がある。

一般監査…一定の周期で実施するもので、原則 3 か年に 1 回実施。実施計画を策定し、指導監査ガイドラインに基づき実施する。

なお、法人運営等に問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、**必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応することとされている（随時監査）**。

特別監査…運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施。指導監査ガイドラインに基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、**必要に応じ詳細な確認を行うこととされている**。なお、一般監査の途中で重大な問題を発見した場合、特別監査に切り替えることができることとされている。

＜本市における実施手法＞

- ・ **社会福祉法人は、法第 59 条に基づき、毎会計年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）終了後 3 月以内に、財産目録等を所轄庁（≡健康福祉局総務部）に届け出なければならないこととされており、本市では所轄する社会福祉法人に対し、毎年 6 月末までに法人の現況調査票と決算書類の提出を求めている。**
- ・ **本市は、提出された書類の確認**を行ったうえで、当該年度に監査を実施する法人（例年 10～15 法人）を選定した**監査実施計画を策定し、ホームページでの公表及び対象法人への連絡を行う。**
- ・ 対象法人に対しては、実地監査を行うために必要となる計算書類等の事前提出を求め、監査法人による分析を行った後に、**例年 9 月以降に実地監査を実施する。**
- ・ **実地監査における監査対象資料**については、指導監査ガイドラインで「法人の計算関係書類が適正に作成されているか及びその前提となる会計帳簿の整備や会計処理が適正に行われているかについての確認は、**該当書類の一定部分の抽出をすることにより行うことができる**」「**確認する範囲の抽出については、過去に是正指導を行った内容に関するもの、法人運営において重要であると考えられるもの、誤りが生じやすい会計処理に関するものとする等、効果的・効率的に確認を行うことができるものとする**」とされていることから、監査対象範囲の全ての資料を確認するのではなく、**資料の一部を抽出して確認している。**

＜本市における実施体制＞

実地監査（抽出監査）は、原則 1 日で、4 人体制（担当課長、担当係長、職員、監査法人職員）で行う。

＜監査後の対応＞

国実施要綱において、指導監査ガイドラインに定める監査事項に関し、指摘基準に該当する

場合は指導の対象となることが規定されている。

指導の方法としては、

文書指摘…法令・通知違反の場合の改善指導を文書で行い、一定の期限を付して改善報告を求める

口頭指摘…軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わなくても改善が見込まれる場合に行う

助言…法令違反ではないが、法人運営の向上を図る観点から適当と認める場合に行うがある。

上記に掲げる指導を行った事項について**改善が図られない場合**には、法の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の**改善勧告**をし、それにも従わなかったときは、**公表や行政処分**（改善命令、業務停止命令、解散命令）をする等所要の措置を講ずることとされている。

（２）検証に向けた調査

ア 検証の対象

- ・ 「過去の監査の適正性」を検証するため、監査権限が神奈川県から本市に移管された**平成 28 年度から**、経営状況や不適切な会計処理等の疑いに対し、人員等を増強した監査を実施した前年度となる**令和 4 年度まで**を対象に、

- I 本市が保有する監査関係資料の確認
 - II 当該法人が本市監査に提供した資料の確認
 - III 当該法人関係職員及び本市担当職員へのヒアリング

を行うこととした。

- ・ **I については**、「監査結果通知」や「当該法人からの改善報告」、「監査法人による財務分析」といった**過去の監査結果**とともに、本市担当者が監査時に使用した資料や監査後の講評メモなどを確認した。
- ・ **II については**、当該法人に資料提供を依頼したが、当該法人がX氏を告訴したことに伴い、警察に提供中であるとのことから**確認できなかった**。
- ・ **III のヒアリング対象者については**、当該期間における**監査に関わる全ての担当職員**と、**令和 4 年度監査時の当該法人保育所園長の訴えに関わる全ての担当職員**とした。

当該法人関係職員…法人監査への対応を担当していた「**法人本部事務局職員**」と、令和 4 年度監査実施時に、本市に窮状を訴えに来られた「**法人保育所園長**」

本市担当者…「平成 28 年度～令和 4 年度の法人監査を担った**健康福祉局職員**」と「**令和 4 年度の監査時のこども未来局監査担当等関係職員**」

イ 過去の監査結果

対象期間内における本市の法人監査の実施状況及び実施結果を調査したところ、次のとおりであった。

年度	監査実施年月日	監査実施手法
平成 28 年度	平成 28 年 9 月 9 日	一般監査
平成 29 年度	未実施	—
平成 30 年度	平成 30 年 11 月 16 日	一般監査（随時監査）
平成 31 年度（令和元年度）	令和 2 年 1 月 24 日	一般監査（随時監査）
令和 2 年度	未実施（コロナ禍のため）	—
令和 3 年度	未実施（コロナ禍のため）	—
令和 4 年度	令和 4 年 11 月 7 日	一般監査（随時監査）

＜平成 28 年度＞ 一般監査

①実施日：平成 28 年 9 月 9 日

②実施体制：担当課長、担当係長、職員

※ 社会福祉法の改正前だが、監査法人による財務分析は自主的に実施

③監査法人による財務分析を通じた評価（監査実施前に共有）

（１）総合評価

新会計基準に移行する処理について、拠点区分の設定は概ね問題ないように思いますが、会計処理については、ほとんど未調整のように思います。

適切に処理すると多額の新会計基準移行損益が発生するように思います。

また、経営状況がよくありません。おそらく、資金については、不足しているのではないかと考えられます。

（２）経営分析についてのコメント

長期的な安全性については、純資産比率が 63%あり、問題ないように思いますが、短期的な安全性については、厳しいと思います。流動比率が、100%であり、1 か月の支出分しかないこと、積立資産と積立金の不一致は、積立資産を緊急に取り崩した可能性があること。事業活動資金収支差額が、マイナス 15 百万円、施設整備借入金の返済が 120 百万円、このほかに運転資金借入金があります。

借入金については、どこから借りているかも重要です。市中銀行からの借入の場合、返済できないと、代物弁済（施設）の実行（売却）もあり得るので注意が必要です。

（３）３年後の見通しについて

事業活動が 2 期赤字か判別が付きませんが、本業の収支は大幅に赤字で、短期的な資金繰りが厳しい状況です。

資金収支が改善されないと、借金が膨れ上がっていく可能性があります。

早めに収支の改善を図らないと、数年間でみるみるうちに悪化していく可能性があります。

④監査結果通知日：平成 29 年 3 月 31 日

※年度内に実施した他法人を含む実地監査の結果を、年度末にまとめて通知

⑤改善報告提出日：平成 29 年 5 月 12 日

⑥監査結果通知及び改善報告の内容：以下参照

文書指示事項	改善報告内容
1 理事会の議事録及び議案書等を検査したところ、次のような事案を確認しました。 ・次年度予算審議の議決を確認しましたが、その中には借入金（4,000 万円）についても含まれていることを確認しました。（平成 28 年 3 月理事会） ・金融機関からの借入に関し、理事会の決議を経ていない事例があることを確認しました。（平成 28 年 5 月理事会） 法人が借入を行うことは貴法人定款 10 条及び定款細則に定める日常の業務として理事会が定めるものの範疇には該当しないので、今後同様の事案が生じた場合については必ず理事会の決議を経るようにしてください。	（1）別紙理事会議事録にあります通り、個別に借入ごとに議決をとりました。 （2）事後報告になってしまいましたが、別紙理事会議事録にあります通り報告させていただきました。
口頭指示事項（文書による報告を要しない事項）	
1 貸金台帳等、職員給与に関する書類を検査したところ、理事長に対して職員給与及び各種手当を支給していることが確認されましたが、各種手当の支給の根拠が明確ではありませんでしたので、給与規程などの定めに基づき、適正に支給するようにしてください。	
2 定款細則及び処務規程を検査したところ、理事長等の職務権限の範囲等（契約できる金額の上限等）が一部で明確に規定されていないため、理事長等の専決範囲が不明確なものとなっていました。定款第 10 条ただし書きでは、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決しこれを理事会に報告するとしていますので、理事長が専決できる契約金額の上限等を明確に定めるなど、規程の見直しを行ってください。	
3 理事会議事録を検査したところ、理事会の招集通知や各種議案書その他の書類を会議毎に稟議せず、また、議事録と共に保存されていないことを確認しました。これらの書類は理事会に関する重要な書類になりますので、今後は議事録と共に保存するようにしてください。	
4 監事監査報告書を検査したところ、平成 26 年度決算に関するものと、平成 27 年度決算に関するものに記載された内容がほぼ同じであることが確認されました。社会福祉法第 40 条では、監事の職務として、理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べることとしていますので、今後は監事監査報告書に監事の意見等を添えるなどの検討を行ってください。また、監事が理事会（特に前年度決算を審議する理事会）に欠席をすることの無いようにしてください。	
5 総勘定元帳、固定資産管理台帳その他会計に関する諸帳簿を検査したところ、次のような不備、不足等が見受けられましたので、今後は経理規程に基づく適正な会計処理を行ってください。 ・小口現金出納帳には経理規程第 29 条に定める会計責任者及び出納職員による残高の確認が行われていないことを確認しました。 ・税理士との顧問契約において、毎月の顧問料を非常勤職員給与として支出していることを確認しました。特段の雇用関係は生じていないということですので、今後は契約	

形態に応じ適切な科目で支出するようにしてください。 ・介護保険システムのリース契約については、契約書の内容を確認の上、要件に当てはまる場合については社会福祉法人会計基準及び経理規程に基づきファイナンス・リース契約として取扱いを行うよう検討してください。
6 平成 27 年度分の決算関係書類を検査したところ、次のような不備・不足等が見受けられましたので、今後は経理規程及び社会福祉法人会計基準に基づく適正な会計処理を行ってください。 ・移行時特別積立金と移行時特別積立資産の額が一致していませんでした。 ・平成 27 年度に補助を受けた 8,095 万 7 千円が国庫補助金等特別積立金への積立が未計上であったことを確認しました。 ・施設整備借入金及び長期運営資金借入金（必要に応じリース債務）については、貸借対照表上毎期末に 1 年基準による振替処理を行うようにしてください。
7 契約に関する書類を検査したところ、次のような不備、不足等が確認されましたので、今後は経理規程に基づく適正な契約手続を行ってください。 ・業務委託等の契約書等の作成が未整備である案件が散見されました。 ・一部の契約書については支払金額が変更になっており、現状と一致しないものがありましたので、契約内容の見直しや再作成をしてください。 ・役員等個人からの借入を行う際にも、経理規程に基づき金銭消費貸借契約書の作成を行うようにしてください。

⑦その後の対応：改善報告書の課内供覧

※追跡調査・確認は未実施

⑧その他：本市に保存されている「平成 28 年度 社会福祉法人財務状況確認シート」に記載されている事項

【監査法人からのコメント】 <u>短期的な安全性については厳しい。</u>流動比率が 100%であり、1 か月分の支出しか（キャッシュが）ないこと、積立資産と積立金の不一致は、積立資産を緊急に取り崩した可能性があること、事業活動資金収支差額が▲15 百万円と本業の収支が赤字であることなど、短期的な資金繰りが厳しい状況。設備資金借入金の返済も 120 百万円／年あり、<u>早めに収支の改善を図らないと、数年間でみるみるうちに悪化していく可能性がある。</u>
【監査開始時の状況】 <u>法人監査だから施設監査時に監査を受けている書類（例：職員の雇用に関する書類等）や、施設の会計関係の書類は一切ない、法人監査での資料確認の根拠は何かと、法人職員から強い口調で質問をいただく場面あり。結果として用意できる範囲で施設関係の書類も提出をいただく。</u>
【強気の経営ビジョン】 ヒアリングを通じ、法人の経営について確認を行ったが、全般的に今は悪いがこれから上向きといったような説明を受けた。流動比率については、借入を行ったため 100%を維持できたという説明をされている。また、空床であった特養しゃんぐりらは、年度後半

に向けて安定稼働が期待できるため、**収益の改善が見込めるとの話**があった。**最終的に平成 28 年度決算を待たなければならないが、資金繰りに関する件については一定頭を悩ませつつも、前向きに運営をされている。**

【短期借入金】

法人は決算書からも資金繰りが厳しく、どのように事務を進めているのかを総勘定元帳をはじめとした会計帳簿より確認を行ったところ、委託料の支払い遅延といった事務手続きの支障のほか、平成 28 年に入り、A 銀行 B 支店からの短期借入（1.2 億）を、**理事会の決議を通さず行っているなど、窮状が垣間見える内容**であった。

【定期預金の解約】

法人の平成 28 年 3 月 31 日現在貸借対照表上では、積立金がおおよそ 9,700 万円あると表示されており、いざというときの最後の砦になっていることが想像できた。提出された預金残高証明書からは 3 月 31 日現在、上記のうち 4,000 万円しか残高が無いことも確認できたことから、当座の支払いのために約 5,700 万円を流用したものであることが確認できた。

このことについて法人職員にヒアリングしたところ、3 月末では資金の入り用で定期預金を崩して使用したが、上記 5 月の借入により再度積戻し、決算理事会時点では 9,700 万円が存在する状態としたとの説明をされた。経営状態の改善に向けた取組ではなく、**会計基準を上手に活用しながら決算書上の不安要素を取り除くテクニック**に見えた。

【決算書の見せ方】

法人の決算書を拝見した際に、**未収金勘定が大きくなっていた点や、1 年基準が全く反映されていない**（長・短期借入金勘定があるにもかかわらず）点など、一見して疑問に思える点が散見されたため、それぞれに関する資料を監査当日は確認している。とりわけ、**借入金関係については決算書から読み取れない内容**が散見された。例えば、平成 27 年 12 月 25 日に〇〇理事より短期借入金 600 万円、平成 28 年 5 月 13 日に理事長より雑収益 1,100 万円（事実上の借入）があった。

理事長及びその親族から、7,600 万円の借入（本部拠点の運営費借入額に一致）があり、返済は予定されていないことを確認している。**個人からの借入**はある意味、返済期限が無いに等しいものの、**法人が 1 個人に資金面で頼みをするような経営を今後も続けるような形態については早急な改善を行わなければならない。**

全般的に、X 氏からの借り入れ以外はなんとか借入金を返済しているが、特に福祉医療機構案件には返済遅延が見られた。一方で、近年資金繰りの際の要とされている〇〇（金融機関名）に対しては月額 170 万円の返済を約定期日までにしっかりと行い、借入先が少しずつ絞られてきていることが確認された。借入金については約定返済表（償還予定表）などから、**向こう 1 年の返済額などが把握できているはずだが、その点が全く反映されていない。**会計基準上は反映するべきであるが、その結果、流動比率が大きく下がり、不安定な経営状態を露呈することになるためであろう。

また、**経営が順調ではない法人**において、施設の修繕や備品類の購入の際に取られる手法として、リース契約が挙げられるが、**当法人もリース契約が近年増加傾向**にあることが

見て取れた。例えば、特養しゃんぐりらにおいて空調設備工事、LED 導入、排水溝工費等として月額 33.3 万円、特養しおんにおいて昇降式機械浴槽、LED 導入、壁面工費等として月額 82.8 万円があった。

【今後の確認事項】

- ・ 特養しゃんぐりらの再稼働により、平成 27 年度比でどの程度収益が向上してきているか。
- ・ 借入金を返済した上で、本業ベースで黒字転換ができているか、あるいはその兆しが見られるような経営状態になってきているか。
- ・ 流動比率が改善しているか（1 年基準を満たした上で）。
- ・ 短期借入金の頻度が減ってきているか。
- ・ 他拠点（特に保育所及び乳児院）からの貸付を行った際、年度内精算がなされているか。
- ・ 他拠点への資金的な依存度が減ってきているか（肩代わり資金等）。個人からの借入についても契約書を作成の上、返済がされ始めているか。

＜平成 29 年度＞ 監査未実施

法改正に基づく市内法人への対応を優先させ、実地監査の対象法人を限定して当該法人は実地監査の対象外としたため、自主点検票による法人の自主確認のみ。

監査法人による財務分析を通じた評価

（１）財務分析について

平成 28 年度の決算では、資金収支計算書によると、事業活動資金収支差額が、158 百万円のマイナスと、**大幅な赤字の事業収支**になり、さらに借入期の返済で、施設整備借入金の返済が 114 百万円、運営資金借入金で 263 百万円の支出と、大幅な赤字の収支が計上されており、**非常に資金繰りの厳しい様子**が伺えます。

平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日）の段階で、現金預金は、125.8 百万円ありますが、**1 か月分の人件費の確保がままならない状況**となっております。

金融機関や関係者の**融資が必要な状況**ですが、現在の収支だと、融資自体が困難と思います。

まずは、**抜本的な経営改善により、収支を改善させる必要**があります。

（２）総合的な評価

決算書の作成状況は、あまりよくありません。

経常活動増減差額が 2 期連続のマイナスで赤字幅も大きく、財政状態も悪く、経営状況は良くありません。特に資金が乏しい経営が負債の肥大化をまねいており、**経営が悪化している状況**です。

（３）３年後の見通しについて

流動比率は 100%を超えてはいるものの、一年以内の返済予定の借入金が流動負債に計上されていないために、流動比率が 100%を超えているのであり、実際は、100%を下回っている。

大幅な赤字を継続して計上しており、資金も非常に厳しい。
所轄として、倒産の可能性も検討しないといけない法人です。

＜平成 30 年度＞ 一般監査（随時監査）

- ①実施日：平成 30 年 11 月 16 日
②実施体制：担当課長、担当係長、職員、監査法人職員 1 名
③監査法人による財務分析を通じた評価（監査実施前に共有）

（１）財務分析について 経営状況は、よくありません。 介護事業の赤字を保育事業の収支で埋めている状況です。 金融機関の長期的な支援を得られていると思われますので、今後の収支に注意が必要です。
（２）総合的な評価 経営状況は芳しくありません。 会計管理としては、計算書類の作成上の問題、附属明細書の作成能力が低いです。 運営面については、比較的問題ない方かと思います。
（３）３年後の見通しについて 当年度は、黒字ですが、国庫補助金等特別積立金取崩額の誤計上のため、黒字となっている可能性があります。 前年度は大幅な赤字を計上しています。 当年度において、資金収支計算書上の事業活動収支差額が、32 百万円のプラスを獲得していますが、施設整備等借入金元金償還支出は、133 百万円計上しており、1 億円減少しています。 すぐに倒産はしませんが、 資金が無くなる循環過程に入っており今後注意が必要です。

- ④監査結果通知日：平成 31 年 4 月 26 日
⑤改善報告提出日：令和元年 7 月 31 日
⑥監査結果通知及び改善報告の内容：以下参照

文書指示事項	改善報告内容
1 理事会を終えた後の評議員会が同日に開催されていることを確認しました。評議員会の開催については、理事会で評議員会招集の決議を経た上で、招集通知日と開催日の間の中 1 週間を空けなければならないとされていますので、今後は適切な日程で開催するようにしてください。 なお、定時評議員会については、理事会との間隔は、中 2 週間となります。	1 今後は適切な間隔をあけて開催するように気を付けます。
2 理事会及び評議員会の議案資料等について、適切に保管されていない事例や議事内容が具体的に記載されていない事例が散見されたことから、今後は適切に保管・記載してくだ	2 資料をひとまとめに保管するように改善しました。議事録の記載に

さい。(再指摘)	については法人集団指導講習会の資料の参考様式例を取り入れ改善しました。
3 金融機関からの借入れに関して、理事会の議案として決議されておりませんでした。委任されていない業務執行の決定を行う場合は、都度理事会に諮り決議を行ってください。(再指摘)	3 予算の際の金融機関からの借入に関しては、予算とは別に承認をとるようにしました。契約に関しては理事会に報告し決議を取りました。
4 平成 28 年度における借入金の会計処理について、平成 27 年度決算が厳しい状況だったことから、一部を「未収金」として、平成 27 年度決算において前倒し計上しているという不適切な会計処理を行っていたことを確認しましたので、今後は、必ず、同様な会計処理を行うことなく、適切な会計処理を行うようにしてください。	4 同様の指摘を施設の監査でも受けており、平成 28 年度以降は行っておりません。
5 役員等個人からの借入を行う際にも、経理規程に基づき金銭消費貸借契約書の作成を行うようにしてください。(再指摘)	5 文書での今回の指摘時点では役員からの借入は返済済みでしたので作成はしませんでした。が、今後このような事案がありましたら作成します。
口頭指示事項（文書による報告を要しない事項）	
1 役員の改選に関して、一括で審議されていることを確認しました。国通知に基づき、一人ずつ選任の議決を行ってください。また、特殊関係の有無や役員要件等の確認については、評議員会の記録として残してください。	
2 特定の役員及び評議員が会議を欠席しがちであることを確認しました。役員及び評議員については、形骸化を防ぐため、人選および開催日について配慮してください。	
3 理事長及び業務執行理事が、理事会において、職務執行に関する報告をしていないことを確認しましたので、今後は、理事会の報告事項として、適切に対応してください。	
4 定款上、役員は「無報酬」と規定されているものの、「役員等の旅費等支給に関する規程」の別表において一律 12,000 円を支給しており、実質的に報酬であることを確認しましたので、整合性が保たれるよう必要な手続を行ってください。	
5 寄附金について、寄附金台帳を作成していないことを確認しましたので、今後整備してください。	
6 会計処理等全般について (1) 事業活動計算書において、「国庫補助金等特別積立金取崩額」が過大となっていたこ	

とについて、福祉医療機構への償還日に取崩しの仕訳を行っていることによるものであることを確認しました。今後は、社会福祉会計基準等関係法令に則り、適切に会計処理を行うようにしてください。 (2) 役員に関する職員給与については、具体的な役職手当額などが明確になっていない状況でした。この場合、理事長など役員が自分たちの職員給与を決めることができってしまうことから、職員給与の決定方法について、明確にし、賃金規程に定めるようにしてください。 (3) 介護職員向けの退職給付目的である〇〇生命の保険については、掛け捨てではなく、外部に退職給付資産を積み立てているものであることから、当該支出分については、積立資産として計上し、一方で、同額の退職給付引当金計上を行ってください。 (4) 監査当日、契約書ファイルを確認することができませんでしたので、今後は、契約書を適切に保管してください。 (5) 自動更新となっている契約案件について、適正な契約かを確認するプロセスが必要であることから、法人内部として意思決定のための稟議手続きを行ってください。また、重要な契約については、毎年の予算承認の段階や値上げ交渉があった場合にも、理事会にて決議、あるいは報告するようにしてください。 (6) 理事長専決の金額範囲を超える契約について、理事会に諮られていない契約案件がありましたので、適正な手続きを行ってください。
7 借入金償還補助金については、「施設整備等補助金収益」で計上していて、それを「国庫補助金等特別積立金」にも計上するのであるが、計上できていないものがあることを確認しましたので、今後、計上してください。
8 附属明細書について、決算書と合わないものがありましたので、決算の際には突合し、整合性が保たれるよう適切に作成してください。
9 法人のホームページ上、「役員等報酬規程」及び「役員等名簿」について公表されていないことを確認しました。こちらについては、公表義務がありますので、速やかに掲載の対応をしてください。

⑦その後の対応：改善報告書の課内供覧

※追跡調査・確認は未実施

<平成 31 年度（令和元年度）> 一般監査（随時監査）

①実施日：令和 2 年 1 月 24 日

②実施体制：担当係長、職員、監査法人職員 1 名

③監査法人による財務分析を通じた評価（監査実施前に共有）

(1) 財務分析について

高齢者福祉施設しおんにおいて、事業活動収支差額△118 百万円、特養しゃんぐりらで△48 百万円、白楽あいいく保育園が△12 百万円と大幅な赤字の収支となっています。さらに借入金返済に窮したのか、837 百万円の長期借入金（明細書だと 790 百万円の長期借入金）を調達しています。

資金繰りに相当窮して、借りたところと思います。現在のところ、大手銀行を含めた複数の銀行からまとまった資金を調達できたため、余裕を持って経営をできていると錯覚してしまいそうです。

資金のある間に立て直さないと、(令和元年に調達した資金を使ってしまうと)重い金利負担と返済困難な借金が残るため注意が必要です。**早急に経営を立て直す必要があります。**

(2) 総合的な評価

法人の経営状態は、収支が非常に悪化しており、経営状態は悪いです。数年の経営は可能ですが、借入金を減らさないと致命的に立ち直れなくなります。

会計管理は、非常に悪いです。国庫補助金等特別積立金の会計処理は誤っており、附属明細書と本表は一致していません。また、銀行預金残高証明書の金額が、貸借対照表と一致しておらず、誤った処理もしくは不正処理の可能性もあります。

運営管理についても、あまりできていません。

(3) 3年度の見通しについて

実情は、E と思いますが、令和元年において、運転資金のための借入金の調達に成功したために、資金が手許にあるため、猶予が生まれています。そのため、短期的安全性も危うい E ではなく、D としました。

収支の状況は、最悪なので、事業の継続の可否を含めた抜本的な収支改善をしないといけません。

④監査結果通知日：令和2年5月1日

⑤改善報告提出日：令和2年7月1日

⑥監査結果通知及び改善報告の内容：以下参照

文書指示事項	改善報告内容
1 理事会において欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる役員がいる事例（再指摘事項） 前回の指導監査で既に指摘したのですが、依然として改められていません。早急に改善し、改善した内容の詳細を書面により報告すること。 ・理事会を2回連続で欠席している理事を確認しましたので、役員の人選及び理事会の開催日について配慮すること。	1 感染症の関係で文書審議となりましたが、令和2年3月の理事会は別紙1のとおり全員出席で開催予定でした。
2 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない事例（再々指摘事項） 前回、前々回の指導監査で既に指摘したのですが、依然として改められていません。早急に是正し、是正した内容の詳細を書面により報告すること。 (1) 金融機関からの借入に関して、理事会の議案として決議されていない事例を確認しました。専決規程等により理事会から委任されていない業務執行の決定を行う場合は、	2 別紙2 平成31年度第3回理事会資料・議事録のとおり金融機関からの借入及び契約について3月の理事会で決議を行いました。

都度理事会に諮り決議を行うこと。 (2) 自動更新条項のある 1,000 万円を超える契約について、事後に理事会決議を行っている事例を確認しました。専決規程等により理事会から委任されていない業務執行の決定を行う場合は、都度理事会に諮り決議を行うこと。	
3 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない、また、支給基準において規定すべき事項が規定されていない事例 (1) 「母子育成会理事長の報酬に関する規程」について理事長報酬は定められており、定款の「理事及び監事は無報酬とする」と不整合が生じているため、考え方を整理の上、必要な手続きを取ってください。 (2) 「母子育成会理事長の報酬に関する規程」について、現在、「支給の方法」（手渡し、振込）が規定されていませんので、規程への追記をしてください。	3 別紙 3 新旧対照表及び役員等の報酬及び費用弁償に関する規程を次回理事会・評議員会にて諮る予定です。
4 会計処理等全般について (1) 拠点単位で現金預金の帳簿残高がマイナスになっている時点があることを確認しました。適切な会計処理を行っていれば生じませんので、未収金・未払金・拠点区分間科目などの勘定科目を使ってマイナス残高にならないようにしてください。また、経理規程第 30 条にも規定されているように、月次単位で残高確認をする必要がありますので、現金預金の帳簿残高と実際の現金預金残高の整合性が保たれるようにすること。 (2) 経費関係（毎月の業者支払いなど）の費用について、年間の計上額を確認したところ 11 ヶ月分となっているものがありましたので、適切に 12 ヶ月分の費用が計上されるような会計処理をすること。 (3) 割賦契約について未計上分があることを確認しましたので、適切な会計処理をすること。 (4) 水道光熱費などの各拠点共通経費については、現在、按分方法が統一されておらず、年度ごとにバラツキが生じている状態となっていることを確認しました。適切な経年比較ができず、法人の経営実態を把握することができませんので、毎期、統一した按分方法により計上するようにすること。	4 (1) 月次の確認をし、拠点区分間での貸付け等でマイナスにならないように確認します。 (2) 支払資金の不足によるもので資金の安定化に努めます。 (3) 別紙 4 見積書によるシステムの追加購入において対応します。 (4) 事業活動収入の割合において按分するようにしていますが、各拠点区分の経営状況を勘案しばらつきがあるので、赤字の拠点区分の経営改善に努めます。
口頭指示事項（文書による報告を要しない事項）	
1 附属明細書について計算書類の金額と一致していない事例	

- ・附属明細書と計算書類の整合性がとれていないことを確認しました。附属明細書については、会計システムから自動出力されているとのことでしたが、特殊な仕訳などが入力されている場合、自動出力した附属明細書と金額が合わないこともありますので、その場合には、附属明細書をエクセル等で個別に作成して、金額の確認をするとともに計算書類との整合性を確認の上、作成してください。

⑦その後の対応：改善報告書の課内供覧

※追跡調査・確認は未実施

＜令和2年度＞ 監査未実施

年度当初の監査実施計画では、随時監査の対象としていたが、法人施設において**新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生したため、随時監査を見送った。**

監査法人による財務分析を通じた評価（監査実施予定前に共有）

（1）財務分析について

令和2年3月末時点の現金預金は19百万円であり、積立資産がないことから、**非常に資金に窮している状況**です。**すぐにでも資金調達しないといけない状況**なので、令和2年4月頃には、新たな資金調達を行っていると思います。

（2）総合的な評価

経営状況が非常に悪いです。**経営破綻になりかねない状況**があります。

会計処理については、国庫補助金等特別積立金や退職給付引当金について、独自の処理があり、改善の必要があります。しかし、それ以上に費用が網羅的に計上されているかが問題です。網羅的に計上されていない場合、改善させないと粉飾となりますので、注意が必要です。

（3）3年後の見通しについて

事業活動が2期、マイナスとなっております。

流動比率は、未払計上が甘いこともあり、100%を超えておりますが、実質的には、資金が枯渇しており、流動比率50%以下に相当してきます。すぐに資金調達しないといけない状況です。

収支も悪いので、資金調達を円滑にできるかが命運を握っています。粉飾をしないと資金調達をできない状況であるのならば、**自律的な経営はあきらめ、合併等を考えるのも必要**です。

＜令和3年度＞ 監査未実施

年度当初の監査実施計画では、随時監査の対象としていたが、法人施設において**新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束していないため、随時監査を見送った。**

監査法人による財務分析を通じた評価（令和4年2月に提出）

（1）財務分析について

「費用の適正性」の各分析指標については全国平均と比較しても同水準でありましたが、事業活動計算書の「サービス活動増減差額」や資金収支計算書の「事業活動資金収支差額」がマイナスになっていたこと、及び「安定性」の各指標が全国平均と比較して下回っていたことから、「安定性」「収益性」「資金繰り」の各分析指標については改善を要すると考えられま

した。

上記を総合的に判断した結果、「**改善を要する法人**」と考えられます。

(2) 総合的な評価

上述の「(1) 財務分析について」の評価の通り、「費用の適正性」については概ね全国平均と同水準にある法人といえます。

しかし、「安定性」のうち、特に「純資産比率」「流動比率」については借入金残高の水準が高いこと等を理由に全国平均より低い法人であるといえます。

また、「(3) 3年後の見通しについて」にあるように、「サービス活動増減差額」「事業活動資金収支差額」それぞれ2期連続でマイナスになっていること、及び「現金預金対事業活動支出比率」が0.1ヵ月と0.8ヵ月未満となっていること等から「収益性」及び「資金繰り」についても今後の動向に留意する必要がある法人と評価されます。

総合的に評価すると、費用の適正性は来年度以降も維持・向上しつつ、財務安定性については借入金残高の水準を下げる等、収益性及び資金繰りについては事業活動資金収支差額の水準を上げ、さらに現金預金残高の水準も上げる等、重点的に改善する必要があると考えられます。

(3) 3年後の見通しについて

利益率は事業活動計算書の「サービス活動増減差額」が2期連続でマイナスとなっており、資金収支計算書の「事業活動資金収支差額」も同様に2期連続でマイナスとなっており、加えて「現金預金対事業活動支出比率」が0.1ヵ月と0.8ヵ月未満となっており、資金残高の水準も低い状況にあると言えます。

上記を総合した結果、3年後の見通しについて「E：評価Dの条件に加え、現金預金対事業活動支出比率が0.8ヵ月未満など資金も乏しい法人」と評価されますので、資金繰り面で何らかの対策が必要となると考えております。

<令和4年度> 一般監査（随時監査）

①実施日：令和4年11月7日

②実施体制：担当課長、担当係長、職員、監査法人職員1名

③監査法人による財務分析を通じた評価（監査実施前に共有）

(1) 財務分析について

長期安定性を示す純資産比率は、52.8%であるがこれは国庫補助金が20億と多額にあるためである。

国庫補助金を加味すると、純資産マイナス437,266,125であり、**債務超過**である。

純資産比率もマイナス43.2%と非常に悪い状況であり、**財政状態は非常に悪い**。

短期安全性も運転資金が0.094ヵ月分と資金が枯渇している状況といえる。**令和4年度早々に資金調達していないと持たない状況**であるといえる。

収益性について、大幅な赤字を2年計上しており、資金収支としても赤字115百万円であり、借入金の返済額が施設整備借入金62百万円の返済、運営資金借入金79百万円の返済であり、257百万円の資金流出がある。

事業再編のプランにしても、着手にはやや遅いくらいの状況であり、**経営者の交代も視野に入ってくる。**

(2) 総合的な評価

経営状況が最大の課題点です。

会計処理は概ね良いですが、費用の網羅性は確認すべきかと思います。

役員報酬規程が定款に反しています。また、この役員報酬を支払うことになった原因も考慮する必要があります。

本来ならば、**経営状況が悪い中**では、役員報酬を増額しないはずですが、このタイミングで**役員報酬を増額してある**ということは、どういう理由なのか確認すべきかと思います。

不正の可能性もあると捉えて確認した方が良いかと思います。

(3) 3年後の見通しについて

事業活動が、2 期連続の大幅な赤字であり、事業活動支出比率が 0.094%と**非常に手元資金が足りない状況**である。令和3年度末では、資金が枯渇しており、評価はE(※)とした。

※事業活動が2期以上赤字又は償還余裕比率が100%を超え、現金預金対事業活動支出比率が0.8ヵ月未満など資金も乏しい法人

④監査結果通知日：令和5年1月13日

⑤改善報告提出日：令和5年2月27日

⑥監査結果通知及び改善報告の内容：以下参照

文書指示事項	改善報告内容
1 成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数が不足していた事例 令和3年の定時評議員会では、欠席した評議員2名から同意書を取り、出席扱いとした上で定足数が満たされたものとしていました。理事会・評議員会は書面での出席は認められず、当該評議員会の出席者は実質3名であり、決議に関する定足数を満たしていない状況でした。 理事会・評議員会の開催当日に急遽役員等が欠席し、定足数を満たさないような場合については、今後、決議の省略の手続きにより行うなど、適正に対応してください。	1 事前に出欠はとってありましたが、当日急遽欠席者が重なりました。後日出席予定者に書面で決議をいただきましたが、今後このような場合は決議の省略の手続き等により審議するようにいたします。
2 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない事例 (1) しおん居宅介護支援事業について、事業廃止後に理事会で報告されていました。事業の開廃については理事会での決議が必要となるため、今後は審議事項として事前に決議を取ってください。 (2) 理事会での決算に関し、当日の理事会資料に収支計算書の附属明細書が添付されていませんでした。当該資料も監事監査を受けた上で理事会の承認を受ける必要があるた	2 (1) 令和4年度第2回理事会議事録のとおり同様の議案があり理事会で決議を行いました。 (2) 次回の決算理事会資料より添付するようにいたします。 (3) 今回は新型コロナウ

め、理事会の資料として添付してください。 (3) 法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事会の承認を受ける必要があります。令和3、4年度は年度を超えて承認されていたため、今後は会計年度開始前までに承認を受けてください。	イルスの感染が理事会直前に施設で発生し、理事会の会場が感染拡大予防のため職員の更衣室等に使用され、急遽決議の省略による開催となり審議日程が4月になってしまいました。今回は異例の事態であり対応できませんでした。過去に年度を超えた事例はございません。
3 附属明細書について計算書類の金額と一致していない事例（再指摘事項） 前回の指導監査で既に指摘したのですが、依然として改められていません。早急に改善し、改善した内容の詳細を書面により報告すること。 ・附属明細書（借入金明細書、補助金事業等収益明細書、事業区分間繰入金明細書、拠点区分間貸付金明細書、国庫補助金等附属明細書）と計算書類の整合性がとれていないことを確認しました。 決算の際には計算書類と突合し、整合性が保たれるよう適切に作成の上、理事会の承認を得ること。	3 別紙のとおり修正いたしました。
4 会計処理等全般について (1) しゃんぐりら拠点の小口現金等が経理規程で定める限度額30万円を超えていましたので、限度額を超えないよう留意してください。 (2) 保育所からの拠点区分間貸付金が年度内に精算されていませんでしたので、精算するよう留意してください。 (3) 大口の業者支払いについて、その時預金がある拠点から支払われており、適切な費用按分ができていません。事業損益や事業収支を正しく把握できるよう適切な費用按分方針を作り、按分するようにしてください。（再指摘事項） (4) 現金支出時に費用計上しており、事業年度末に未払が多額にあるにもかかわらず、事業未払金が正しく計上されていませんでした。現金支出時に費用計上する方法（現金主義）では、支出額の寡多によって計上月の数が変わるため、4月から3月までの費用を計上するようにしてください。	4 (1) 限度額を超えないよう残高を確認して出金するようにいたします。 (2) 高齢者施設の資金不足による貸付で、高齢者施設の収益の改善をはかり早期に改善するよう努めてまいります。理事会議事録にありますとおり、赤字部門の閉鎖を進めております。 (3) 事業活動収入の割合において按分するようにしていますが、各拠点

(5) 借入金が事業未払金に計上されている事例を確認しました。借入金については、「理事会での決議」、「契約書の作成」、「適切な借入金科目への計上」を実施してください。 (6) 価格の面での随意契約によって物品購入などをする際は、複数見積徴取を行うようにしてください。	区分の経営状況を勘案しばらつきがあるので、赤字の拠点区分の経営改善に努めます。また社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項に基づき、共通支出及び費用の按分方法を参考に配分するように留意します。 (4) 支払資金の不足による支払いの計上不足によるもので、未払いの計上をするようにいたします。 (5) 理事長の知人からの借り入れにつきましても金融機関との取引同様に処理するようにいたします。 (6) 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについての通知に基づき金額に応じて適正に対応するようにいたします。1 社の場合は理事会において審議し契約に当たり随意契約となる経緯を保存するようにいたします。
口頭指示事項（文書による報告を要しない事項）	
1 経理規程の内容が法令又は通知に反する事例 ・経理規程の記載が旧制度のもので、平成 29 年度社会福祉法人モデル経理規程を参考に改訂してください。	
2 社会福祉事業の収入を認められない使途に充てている事例 ・〇〇への寄附があることを確認しました。原則として、社会福祉法人は外部への寄附は認められていませんので留意してください。 ※大規模な震災などにおいては、国から示される要件を満たすことを条件に、事前に所轄	

庁と協議の上、特例として支出を可能とする場合もあります。
【その他事項】 法人運営に当たり、次の事項に至急取り組んでいただきますようお願いいたします。
1 社会福祉法第45条の13第4項第5号及び同法施行規則第2条の16に基づき、社会福祉法人の業務の適正を確保するため、内部管理体制（経営に関する管理体制、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制、監査環境の整備）の整備。 ※特に理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築を優先してください。
2 経営改善に向けた事業計画の策定。

⑦その後の対応：改善報告書の課内供覧

※追跡調査・確認は未実施

※ 参考：当該法人の運営する施設に対する指導監査について

- 高齢者施設**については、原則3年に1回、当該法人の運営する施設について、川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例等に基づき、**人員、設備、運営及び請求内容**について**実地指導**を行っていた。

当該法人が運営する高齢者施設への指導監査の実施状況

実施年度	実施施設	実施手法	主な指摘内容
平成30年度	しおん	実地指導	- サービス計画の変更に至るまでの経緯、検討内容及び結論について記録すること。 - 口腔ケア・マネジメントに係る計画は留意事項第2の8(25)において準用する第2の6(13)②に従い作成すること。
令和3年度	しゃんぐりら	実地指導	虐待が発生した背景を分析の上、改善取組について改善計画書を作成し、提出すること。(心理的虐待)
令和4年度	しおん	監査	虐待が発生した要因と当該要因を解消するための課題を明確にし、当該課題を解消するための計画を作成し、提出すること。(身体的虐待)
	しゃんぐりら	実地指導	- 従業員の資格者証を適切に保管すること。 - 提供したサービスの内容について適切に記録すること。

			・事故の発生により苦情に繋がっている事例があることを鑑み研修体制の強化等を行うこと。 ・事故の再発防止に向けた取組や体制について強化すること。
令和5年度	しおん	実地指導	・介護職員等处遇改善計画書を全ての職員に周知すること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針について適切に整備すること。 ・週2回の入浴を確実に実施すること。 ・運営推進会議の記録について公表すること。
	しゃんぐりら	実地指導	・機能訓練の内容等について適切に記録すること。

- こども関連施設**については、毎年1回、当該法人の運営する施設について、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令及び通知等に基づき、これらの改正等を踏まえ、年度ごとに指導監査基準を策定し、この基準を基に対象となる保育所、乳児院、児童家庭支援センターの**保育内容、運営、会計**について監査を行っていた。

当該法人が運営するこども関連施設への指導監査の実施状況

実施年度	実施施設	実施手法	主な指摘内容
平成30年度	川崎乳児保育所、夜間保育所あいいく、ゆめいく日進町保育園、あすいく保育園	実地監査(定期)	・委託費の管理・運用/拠点区分間の貸付については、年度内に精算すること。
	しゃんぐりらベビーホーム	実地監査(定期)	・運営費の管理・運用/運営費の同一法人内における各拠点区分等の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度に限ってのものとすること。
令和元年度	川崎乳児保育所、夜間保育所あいいく、ゆめいく日進町保育園、あすいく保育園	実地監査(定期)	・委託費の管理・運用/拠点区分間の貸付については、年度内に精算すること。 ・前期末支払資金残高の取扱い/前期末支払資金残高について、法人本部の運営に要する経費に充当する場合に、その充当対象となる経費及び金額を適切に算定す

			ること。なお、当該事項は前年度口頭指示事項への改善取組がなされていないため文書指示とする。
	しゃんぐりら ベビーホーム	実地監査 (定期)	・運営費の管理・運用/運営費の同一法人内における各拠点区分等の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度に限ってのものとすること。
	しゃんぐりら こども家庭センター	実地監査 (定期)	・運営費の管理・運用/運営費の同一法人内における各拠点区分等の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度に限ってのものとすること。
令和2年度	川崎乳児保育所、夜間保育所あいいく、ゆめいく日進町保育園、あすいく保育園	実地監査 (定期)	・委託費の管理・運用/拠点区分間の貸付については、年度内に精算すること。
	しゃんぐりら ベビーホーム	実地監査 (定期)	・運営費の管理・運用/拠点区分間の貸借については、年度内に精算すること。
令和3年度	川崎乳児保育所、夜間保育所あいいく、ゆめいく日進町保育園、あすいく保育園	実地監査 (定期)	・委託費の管理・運用/拠点区分間の貸付については、年度内に精算すること。
	しゃんぐりら ベビーホーム	実地監査 (定期・随時)	・運営費の管理・運用/拠点区分間の貸借については、年度内に精算すること。
令和4年度	川崎乳児保育所、夜間保育所あいいく、ゆめいく日進町保育園、あすいく保育園	実地監査 (定期)	・委託費の管理・運用/拠点区分間の貸付については、年度内に精算すること。 ・職員給与等の状況/各種手当を給与規程等により適切に支給すること。(川崎乳児保育所、夜間保育所あいいく)
	しゃんぐりら ベビーホーム	実地監査 (定期)	・運営費の管理・運用/拠点区分間の貸借については、年度内に精算すること。 ・職員給与等の状況/各種手当を給与規程

			等により適切に支給すること。
	しゃんぐりら こども家庭セ ンター	実 地 監 査 (定期)	・職員給与等の状況/各種手当を給与規程 等により適切に支給すること。
令和5年度	川崎乳児保育 所、夜間保育 所あいいく、 ゆめいく日進 町保育園、あ すいく保育園	実 地 監 査 (定期・随 時)	・社会福祉法人会計の基準/内部牽制の観点から会計責任者と出納職員は適正に会計処理を行うこと。なお、当該事項は事案を鑑み文書指示とする。 ・社会福祉法人会計の基準/現預金等の出納管理を適正に行うこと。なお、当該事項は事案を鑑み文書指示とする。 ・各会計年度に係る計算書類/関係法令等に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類等を適正に作成すること。 ・委託費の使途範囲/委託費の使途範囲以外の支出を行わないこと。 ・委託費の管理・運用/拠点区分間の貸付・繰入は適正に行うこと。
	しゃんぐりら ベビーホーム	実 地 監 査 (定期・随 時)	・社会福祉法人会計の基準/内部牽制の観点から会計責任者と出納職員は適正に会計処理を行うこと。なお、当該事項は事案を鑑み文書指示とする。 ・社会福祉法人会計の基準/現預金等の出納管理を適正に行うこと。なお、当該事項は事案を鑑み文書指示とする。 ・各会計年度に係る計算書類/関係法令等に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類等を適正に作成すること。 ・運営費の使途範囲/運営費の使途範囲以外の支出を行わないこと。 ・運営費の管理・運用/拠点区分間の貸付・繰入は適正に行うこと。
	しゃんぐりら こども家庭セ ンター	実 地 監 査 (定期・随 時)	・社会福祉法人会計の基準/内部牽制の観点から会計責任者と出納職員は適正に会計処理を行うこと。なお、当該事項は事案を鑑み文書指示とする。 ・社会福祉法人会計の基準/現預金等の出納管理を適正に行うこと。なお、当該事項

			は事案を鑑み文書指示とする。 ・各会計年度に係る計算書類/関係法令等に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類等を適正に作成すること。
--	--	--	--

ウ その他（法人職員からの訴え等）

① 市長への手紙、メール等

当該法人については、令和4年度になってから、本市の「市長への手紙」制度や担当部署宛ての電話等にて、当該法人の賞与等に係る苦情が寄せられており、次のとおり対応してきた。

時期	手法	概要	対応
令和4年8月	手紙	賞与の遅延について	施設監査時に賞与の支給状況を確認する。
令和4年8月	電話	賞与の遅延について	施設監査時に賞与の支給状況を確認する。
令和4年9月	市長への手紙	給与と賞与の遅延について	健康福祉局とこども未来局で法人監査及び施設監査を実施する。
令和4年9月	市長への手紙	給与と賞与の遅延について	健康福祉局とこども未来局で法人監査及び施設監査を実施する。
令和4年10月	市長への手紙	賞与の削減について 給与と賞与の遅延について	当該法人における経営改善状況を注視し、助言を続ける。
令和4年12月	市長への手紙	賞与等の遅延について	健康福祉局とこども未来局が連携の上、経営改善に向けた助言等を行うとともに、当該法人に対し、施設職員への丁寧な説明を行うよう指導する。
令和5年3月	市長への手紙	賞与等の遅延と適正な法人運営について	発信者不明のため供覧のみ。

② その他（直接の訴え）

時期	手法	概要	対応
令和4年11月	法人監査及び施設監査	監査実施場所に、保育所園長が来て、当該法人の窮状を話す。	監査の場であったことから、話として聞いた。

令和5年1月	来庁	保育所園長が来庁、当該法人の窮状を話す。	管理職が対応、話を聞いた。
令和5年3月	来庁	当該法人職員約10名が来庁し、当該法人に対する不安を訴える。	管理職、担当者が不在のため、対応した職員が話を聞いた。

エ 法人関係者へのヒアリング

① 日時及び場所

令和6年10月25日（金）	9:00～12:30	市役所本庁舎13階会議室
10月26日（土）	9:00～11:10	市役所本庁舎3階会議室
11月20日（水）	15:00～16:30	市役所本庁舎7階会議室

② 対象者

法人本部事務局職員（当時） 4名

法人保育所園長（当時） 2名 ※令和4年度の監査の際、本市に窮状を訴えに来た職員

③ ヒアリング実施者

健康福祉局総務部長、同部企画課担当課長、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部長、同部担当課長、外部有識者

④ ヒアリング結果

対象者とのやり取りは次のとおり。

< 法人本部職員A（高齢者部門の会計担当） >

質問	回答
法人全体の会計の取りまとめは誰がしていたのか。	法人本部職員C氏だと思う。C氏が先輩でチェックはしてもらっていた。指示や指導もしてもらっていた。X氏からの指示は会計担当の3人が横並びで受けていた。
領収書などの証ひょう類は法人において1箇所にまとめて保管していたのか。	パソコンのデータをプリントアウトして準備していた。証ひょう類は、本部にあったものもあるが、各施設においても事務員が管理していて、監査の際はそれを集めていた。
監査時に全部の書類や証ひょう類（X氏の私的流用に係る契約書・領収書等も含め）が揃っていたという認識はあったか。	それはない。
当時、書類や証ひょう類が揃っていなかったことについて、どのように認識していたのか。別の場所にもあることを認識していたが、それを取り寄せる（準備する）必要があると考えていたか。	あるものは出したという認識でいた。指摘されれば出さなければならないものと考えていた。X氏の個人的な証ひょう類はあることも知らなかった。X氏が個人的に私的流用をしているようなことは感じていたが、具体的な内容までは知らなかった。メモ

	で指示はされていたが、マンションや競走馬のような具体的なことは知らなかった。
借入金資料などが不足していたが、X氏（当時の理事長）マターであって、事務方は関与できなかったのか。	書類を隠すという認識はなかった。このお金はどういう使途かということは（X氏に）聞くべきだったと思うが、当時はできなかった。
監査においてX氏の指示はどのようなものであったか。おかしい点があったと認識しなかったか。	認識はあった。それ以上は聞くことはできなかった。私的流用はしているだろうなという思いはあった。本人に聞くことはできなかった。現金を用意するような内容だったので、そういうことから、私的流用だろうなと感じていた。
証ひょうがなくお金を渡していたということか。	そういうことになる。
X氏の監査妨害（書類や証ひょう類の改ざんや隠ぺい）や不正操作を認識していたか。	とりあえず会計には乗せていたという認識でいた。例えば雑費とかで。私なら私的流用は会計には乗せたくないと思うが、乗せていたので、聞かれれば答えたのではないか。法人からお金が出るからには、会計に乗せるのは当然のことと認識していた。
市に残っている記録では、母子育成会に対する過去の監査を実施する際に、必要な書類が揃っておらず、運営状況や会計処理が十分に確認できないことがあったとなっているのに対し、法人側は「監査資料は揃えていた」という主張をしているが、当時はどのような資料を用意して市に見せたのか。	自分の中ではこれだけ準備すればいいのではと考えて準備していた。自分の担当のファイルは出していた。
雑費の証ひょうは綴じられていたか。	それは綴じられていなかった。その点を問われれば、X氏に答えてもらうしかないと考えていた。3人とも同じ認識だったと思う。今だから思うが、そういう意味では全て準備はしていないことになる。
過去の監査実施前に、「支払金額が高いものについては、領収書を分けて、金額を小さくしておけば、監査では確認対象とはならない」という趣旨の連絡が市担当者からあったという主張をX氏はしているが、そのような対応をしたことはあるか。	そのような認識はない。
法人側の主張によれば、監査後に市の講評メモを送付した際に、「直しておく」と	そのようなことは聞いたことはない。

いう返事をしたことで、文書指摘にならないことがあったということだが、どのようなやり取りだったのか。	
「会計担当の職員が怖くなって行政に何度もきちんとした監査をしてくれとリークをして頼んだのに行われなかった」との話も伺っているが、そのような対応をしたことはあるか。	私はしたことはない。会計担当はそのようなことはない。他の職員まではわからない。
監事の役割は。監事監査はどのような形で行っていたのか。監事からの指摘や意見はあったのか。	監事監査に出席したことがないのでわからない。5人でやっていた。監事2人とX氏、理事の1人、法人本部職員C氏で行っていた。法人本部職員C氏から情報を共有されることもなかった。
理事会や評議員会に対して、経営悪化のこと、借財や重要な業者選定など、どのように説明したか。	理事会や評議員会に出たことはないのでわからない。議事録を読んだこともない。議事録は法人本部職員C氏の管理のもとロッカーやデスクで保管されていて、公開されていた感じはない。
市からの監査結果通知や講評メモなど指摘事項に対して、どのような処理や改善対応を行ったのか。指摘事項の内容理解はされていたか。	指摘されている点是对应しなければならなかったと思っていたが、対応まではできていないこともあった。経営上厳しかったので、対応できなかったものもあった（拠点間の貸付け等）。お金がなかったので、あるところから払わざるを得なかった。
市からの指摘事項やそれへの改善対応について、理事会等への報告や法人内での周知はされていたのか。どのような方法・程度で報告等を行ったか。	指摘内容は、文書では見ていたが、それをどうするかという対応は特にしていなかった。X氏に任せていた。経営状況の改善も含めて。X氏に進言とかをしたことはない。
旧体制の理事・監事・評議員に本市退職職員等がいたが、忖度の圧力や促しなどがあったのか。	ない。接点もなかった。知見がある方々なので心強いと感じていた。
X氏が市の監査担当職員に高級な食事で接待（忖度や便宜を求める意図）があったようなことを聞いたことがあるか。	ない。
雑費とかで証ひょうがないことを監査で市に伝えようとは思わなかったか。	言えばX氏が困るだろうと考えていたので言えなかった。
市の監査をこうして欲しかった点はあるか。	監査は性善説からきているのか、ずさんでも通ってしまう。信頼関係もあるのかもしれないが。X氏も市とは仲良くやりたいと考えていたとは思っている。その反動で、今回はこのようなことになってしまったと思う。何かあれば隠すだろうし、厳しい面はあると

	思う。ちゃんと監査としては入っていたけど、隠されていてはどうしようもないとも感じる。
監査の時点で証ひょうがなかったが、証ひょうを出してくださいという指摘はあったか。	なかった。出してくれと言われても何とか取り繕ったと思う。聞かれたら正直に話そうという取り決めみたいなものはなかった。

< 法人本部職員B（保育部門の会計担当） >

質問	回答
本部職員の役割は。	A氏は高齢者施設の会計、C氏は理事会や乳児院の担当、自分は保育園の担当をしていた。
それぞれの仕事のチェック体制は。	会計に関してはX氏からの直接の指示で行っていた。保育園に関しては稟議をする前に園長に確認はしていた。
領収書などの証ひょう類は法人において1箇所まとめて保管していたのか。監査時に全部の書類や証ひょう類（X氏の私的流用に係る契約書・領収書等も含め）が揃っていたという認識はあったか。	全て本部で管理ではなく、離れた保育園は各園で保管していた。4つの保育園でまとめていたものは本部で管理していた。年度末に本部に集まるので、それを監査で提出していた。 平成26・27年くらいの保育園の監査で指摘されたと思う。X氏は個別にヒアリングを受けていた。領収書の名前が紛らわしかった。確か「〇〇」という名前で、川崎乳児の園長も保育園で〇〇は買っていないよねという話をした。また、それは赤坂かどこかのお店の領収書だったと思う。市はX氏の説明に押し切られたのかもしれない。講評では拠点区分間の貸付けの話はあったが、領収書の話は特段なかった。出張旅費を振り込むようX氏から指示されることが多かった。旅行会社の方も法人に来て話していたことはあった。監査で提出しなければならないので、お金を使ったものはきちんと領収書を準備するよう話していた。旅費について、監査で指摘を受けて、出張であれば研修報告書を提出するよう求められていたことは覚えている。X氏が対応していたと認識している。旅費を振り込むような指示は多かった。当初はX氏に用途や領収書について確認していたが、だんだんできなくなってきた。1つの保育園では額が大きくなるので、X氏からは4つの保育園で分けるような指示があった。X氏の指示について、おかしいとは思っていたが、自分の立場では領

	収書を出してくださいまでしか言えなかった。領収書はX氏が準備していた。同じような会社の領収書が多かった。請求書は絶対に見せてはくれなかった。付き合いなのかなとは思っていた。深く詮索はできなかった。監査の方はおかしいと思ったかもしれないが、X氏がただし書きを書いて、その内容で仕分けをしていたので、見つけにくかったと思う。領収書にただし書きがないものは会計上処理できないことはX氏に伝えていたが、X氏がただし書きを書いてしまっていた。監査の時に必要なものは準備していたので、それ以外に求められることはなかったが、その中の領収書には疑わしいものもあった。
当時、このようなX氏の私的流用が疑わしい状況について、市の監査の担当者に伝えようとは思わなかったか。	正直苦しくて、こんな会計処理をいつまで続けなければいけないのだろうかと思っていた。だが、X氏に言うことはできなかった。
過去の監査実施前に、「支払金額が高いものについては、領収書を分けて、金額を小さくしておけば、監査では確認対象とはならない」という趣旨の連絡が市担当者からあったという主張をX氏はしているが、そのような対応をしたことはあるか。	市からそのような指示はなかった。
法人側の主張によれば、監査後に市の講評メモを送付した際に、「直しておく」という返事をしたことで、文書指摘にならないことがあったということだが、どのようなやり取りだったのか。	保育部門では一切なかった。講評メモと監査結果通知の指摘は一致していた。
「会計担当の職員が怖くなって行政に何度もきちんとした監査をしてくれとリークをして頼んだのに行われなかった」との話も伺っているが、そのような対応をしたことはあるか。	会計担当者ではなかった。職員から賞与についてどうなっていますかということを聞かれたことはあったが、そういう声は園長が取りまとめていて、X氏に話をしに行っていたのは見たことはある。本部職員では説明できないことは、職員向けにX氏が説明していたが、同席はしていなかった。
理事会や評議員会に対して、経営悪化のこと、借財や重要な業者選定など、どのように説明したか。	理事会・評議員会に出席したことはない。議事録も見たことはない。事務方としてはC氏が担当していた。報告が必要な場合に園長は出席していた。資料の作成は協力したが、出席したことはなかった。

市からの監査結果通知や講評メモなど指摘事項に対して、どのような処理や改善対応を行ったのか。指摘事項の内容理解はされていたか。	費用按分は何度も指摘された。どんな形にするかは法人内で決めるしかないと言われていたが、当時の法人は経営がひっ迫していて、そもそもお金がなくて費用按分ができる状況ではなかったの、あるところから払うしかなかった。気付いたらどこからかお金を借りることになっていた。X氏が資金調達のためにいろいろなことをやっていたことは知っていた。保育園は認可保育所で、国や市からしっかり運営費が出ているので運営できないはずはなく、保育園でお金を借りて運転資金を入れるようなことはなかった。また、当時の高齢者部門ではコロナやしゃんぐりらの稼働率が低いことから、保育部門から高齢者部門へ運転資金が湯水のごとく流れてしまっていたのだと思う。
旧体制の理事・監事・評議員に本市退職職員等がいたが、忖度の圧力や促しなどがあったのか。	私は全くない。特に聞いたこともない。
X氏が市の監査担当職員に高級な食事で接待（忖度や便宜を求める意図）があったようなことを聞いたことがあるか。	警察にも聞かれたが、母子育成会の建物にはカメラが付いていて、X氏の車に銀行員が乗っていたことは何度か見たことがある。地方銀行の方が訪ねてくることもあった。〇〇銀行と〇〇銀行とかだった。市の職員は見たことはない。銀行の人からX氏に様々な営業の話があつて、インターネットバンキングなどを取り入れた。
市の担当にこうしてもらいたかったということはあるか。	市の指導監査は大変重いものと受け止めているので、会計担当者としては対応できるよう努めていた。市の担当が領収書も1枚1枚確認することは難しいとは感じていた。保育に関してはしっかりとヒアリングを受け、処理について指摘や指導を受けていたのに、法人として改善の対応ができなかった。指摘は拠点区分間の貸付けについてであるが、保育だけではなく他の会計や法人全体を見ないとわからないと思う。保育監査については、毎年指摘は受けていたので、特にこれをしてもらいたかったということは個人的にはない。

＜法人本部職員C（市の監査への対応や理事会・評議員会・監事監査・乳児院の会計を担当）＞

質問	回答
現在の役職（立場）は。X氏が理事長の下での旧体制時（令和4年度まで）において、当時の担当業務は。併せて、他の本部職員の役割は。	現在はしゃんぐりらベビーホームの施設長をしている。以前は、法人本部職員で、監査や理事会・評議員会・監事監査を担当していて、議事録等の作成もしていた。平成14・15年から監査の担当をしていた。X氏に決裁を受けて提出していた。経理担当のA氏とB氏に会計面はお願いしていたが、法人本部は自分も担当して、監査は自分が担当していた。
領収書などの証ひょう類は法人において1箇所まとめて保管していたのか。	各施設で保管していた。監査の際に監査会場に集めていた。法人監査で必要な理事会や評議員会の議事録等は法人本部で保管していた。
監査時に全部の書類や証ひょう類（X氏の私的流用に係る契約書・領収書等も含め）が揃っていたという認識はあったか。	X氏が個人で持っているものもあったと思う。例えば、個人的にリゾートを利用していたがその契約書とかは個人的に対応してもらうようにしていた。
当時、書類や証ひょう類が揃っていなかったことについて、どのように認識していたのか。別の場所にもあることを認識していたが、それを取り寄せる（準備する）必要があると考えていたか。	基本的には揃えていたが、横浜の保育園にある職員の履歴書や細かな領収書までは集めていなかった。借入金に関しては各経理担当者には伝えていたが、各担当者が揃えていたかまでは確認していない。後から出してよと言われれば、後から出していた。川崎市の監査が平成30年から始まったかと思うが、県の監査はそんなに細かく資料の準備を求められていなかった。
会計処理においてX氏の指示はどのようなものであったか。おかしい点があったと認識しなかったか。	乳児院の会計をしていたが、これを払っておいてと言われたことはないが、A氏やB氏には請求書を回していたのを見かけた。X氏には聞かなかったが、担当者間でなんだろう程度で話すことはあった。出納責任者や会計責任者（施設長や園長）を置くが、その中で二人にだけ請求書を持っていくのかX氏に言ったことはあった。自分は会計責任者に確認を求めていたが、二人は会計責任者に確認をしていなかったの、二人には渡しやすかったのかなと感じている。
X氏の監査妨害（書類や証ひょう類の改ざんや隠ぺい）や不正操作を認識していたか。	他の職員から聞いていた程度で、自分が出納責任者でも会計責任者でもないし、担当者でもないの、関与はしていなかった。監査の際に総勘定元帳を集めた際に、気付くこともあったが自分の仕事ではな

	いので余計なことはしなかった。自分としては何で監査の人は気付いてくれないのと思っていた。マンションや馬については知らなかった。新しい経営陣が来て明らかになったマンションはリースになっていたの、何らかのリース料で計上していたのだろう。マンションの火災保険の請求が来たことがあったが、それはX氏の机に置いておいた。
市に残っている記録では、母子育成会に対する過去の監査を実施する際に、必要な書類が揃っていない、運営状況や会計処理が十分に確認できないことがあったとなっているのに対し、法人側は「監査資料は揃えていた」という主張をしているが、当時はどのような資料を用意して市に見せたのか。	完璧に揃っていたかと言われれば完璧ではないと思う。感覚としては、こども未来局が見たものを、健康福祉局がまた見るのはどうなのかなと思っていた。総勘定元帳は紙で用意していたが、領収書までは大量になるので全ては準備していなかった。X氏が馬を持っていたことは知っていたが、どこで経費を計上していたかまでは知らなかった。リゾート施設を使っていることは知っていたが、個人で使っていると思っていた。個人と思われる請求書を会計担当者に渡しているのを見てはいた。担当者は旅費交通費にしてわかりにくいように処理していたのは知っていた。理事長の個人的な旅行なんて書いているわけはなかった。
過去の監査実施前に、「支払金額が高いものについては、領収書を分けて、金額を小さくしておけば、監査では確認対象とはならない」という趣旨の連絡が市担当者からあったという主張をX氏はしているが、そのような対応をしたことはあるか。	市担当者からそのような話を私は聞いたこともない。他の担当者はどうかは知らない。
法人側の主張によれば、監査後に市の講評メモを送付した際に、「直しておく」という返事をしたことで、文書指摘にならないことがあったということだが、どのようなやり取りだったのか。	文書指摘しませんからではなく、こう直せばいいですねとやり取りして、指摘にならなかったことはある。横浜市の監査では今日の指摘について直してくれれば指摘はしないという対応をしていたので、それと同じ感じ。
「会計担当の職員が怖くなって行政に何度もきちんとした監査をしてくれとリークをして頼んだのに行われなかった」との話も伺っているが、そのような対応をしたことはあるか。	本部の会計担当者たちは（法人職員が）市に通報した話を聞いて、誰なんだろうねと話していた。監査で理事長のやっていたことがばれたら大変なことになるのとは認識していた。X氏がいなくなったらどうになってしまうのかと思っていた。
監事の役割は。監事監査はどのような形	残高証明と突合して、合っていれば適正ですねとい

で行っていたのか。監事からの指摘や意見はあったのか。	う感じだった。理事会でも監事からは預金少ないねと言われたり、借入の話をした際にはX氏が介護が厳しいと話をしていた。
理事会や評議員会に対して、経営悪化のこと、借財や重要な業者選定など、どのように説明したか。	理事長から説明し、細かく突っ込んでくる方はいなかった。借入残高証明を当時は見せていなかった。理事・評議員の中に赤字について質問する人はいて、大丈夫なのかといった発言はあった。それに対してX氏が介護業界は厳しいが、2～3年は苦しいが頑張るという回答をして、では頑張ってくれというようなやり取りだった。
市からの指摘事項やそれへの改善対応について、理事会等への報告や法人内での周知はされていたのか。どのような方法・程度で報告等を行ったか。	決算理事会で監査結果を資料として報告していた。自分が理事会の司会進行をしたのはここ数年で、それまでは業務執行理事が司会進行をしていたが、このような指摘がありましたので見ておいってください程度の取扱いだった。
議事録の作成では、市の監査で不都合な内容や記載を意図的に載せないなどの対応はしたのか。	発言したことは議事録には反映していたと認識している。発言に対する返答も載せていたが、細かくは表現していなく、要約した感じだった。
旧体制の理事・監事・評議員に本市退職職員等がいたが、忖度の圧力や促しなどがあったのか。	特にない。
X氏が市の監査担当職員に高級な食事で接待（忖度や便宜を求める意図）があったようなことを聞いたことがあるか。	市の監査担当職員との付き合いは特にない。監査の人（市職員）を毛嫌いしていたのであり得ない。
市に対して思うことは。	市の担当は会計の専門家ではないことは理解しているが、（当日の監査では）会計専門家を帯同していたが、（お金の）使い方ではなく、会計処理ばかり指摘されていた印象がある。何かあったら法人がなくなってしまうという思いはあった。だけど理事長がいなくなったらどうなるのかという不安もあった。
証ひょうは監査の際に準備されていたのか。	言われれば準備できた。総勘定元帳に仕分けの内容は書いてあったが、（市職員から）これについて確認させてくださいとは言われなかった。
理事や評議員が経営に関して意見することはあったか。	外部の方々からは特になかった。施設長も理事になっているがX氏の前では発言はなかった。赤字についてもX氏が何とかすると説明して納得していた。
職員からの訴えにはどのように対応し	銀行からお金を借りるからみたいな対応をしてい

ていたのか。	た。具体的に領収書のような証拠を突き付けている人はいなかった。法人の会計は3人で10年くらいやってきた。施設長たちはうすうすX氏に対して疑問は持っていたのではないかと。
外部の会計専門家の活用は考えなかったか。	過去の法人監査で指摘されたが、X氏がどのように考えていたかはわからない。
法人監査の前の書類準備の際に書類が揃っているかはチェックしていたか。 領収書を見ないと中身がわからない部分があるのだが、敢えて領収書を揃えなかったのはどういう意思決定なのか。	全ては揃っていなかった。領収書までは全て準備していなかった。市から揃えてくださいねとは言われた。 市としては保育の施設監査で一度は見ているだろうと考えていた。領収書まで全て揃えるのは大変である。

<元法人本部職員D>

質問	回答
X氏の下での旧体制時（令和4年度まで）において、当時の役職及び担当業務（監査との関わり、実務担当者か、管理・指示する側の立場か）は。	10年前に老人福祉施設事業協会（以下「老人施設協会」という。）の事務局長・常務理事になった。その時の会長がX氏だった。（老人施設協会は）当時、課題が多くX氏と取り組んだが、2年で退職した。その後に市社協に就職して老人福祉センターの所長をしたが辞めることになり、X氏に相談したところ、やってもらいたいことがあるからと母子育成会に採用された。 仕事内容は外国人採用担当に関することだった。当時は技能実習生が話題になっていた。東南アジアを回って、インドネシアの方を8人採用した。市内では先駆けだったと認識している。老人施設協会でも外国人採用について説明をした。外国人の研修機構と話もして、X氏の知り合いの方が採用担当になり、自分は手が空いたので、法人内で様子を見ていたところ、事務長になることになったが、決裁は回ってこない形だった。 当該法人のために力になろうと思い、理事会の財務諸表を見だしたところ、年間1億ずつ赤字になっていた。積み重なって5億3千万の赤字だった。 理事長に伝えたが、「平気だよ」との返事で、まずいなど感じるようになった。最終的には（X氏は）「頼

	むよ」と話すようになった。事実かどうかは私には分からないが、一部の人からは、理事会資料も粉飾だよという話もあった。 話し合いをしたところ、(D氏) 自身で母子育成会財政再建計画を作成した。(経営不振は) しおんの定員が問題点であること、また、保育園については保育士の確保のための人件費率が 83%になっていたことが課題、とした内容だった。(改善策として) ①当時の財務資料ではしおんが赤字だったため、しおんの再構築とショートの特養転換をすること ②保育園の人事改革・人件費率の改善 ③財政再建中の給与等の臨時的措置 ④経営コンサルティングの導入 とした。 法人内に貼り出そうとしたら、理事長から、数字があると生々しいと言われ、概要のみになった。 高齢者部門に説明したところ何とか話は聞いてくれた。 保育部門は、当時は保育園長の力が強く、当時の賞与が 4.2 か月 (と高い支給率) だったので、話をしようとした。当時は、理事長が (園長たちに) 何かを言うとき強く詰め寄られることがあった。園長数名の給与は年収が約 1300 万円であり、この金額はかなり高額だったので、園長の協力を得ようと話をしたところ、「人件費率 83%なんて普通よ」と話された。「賞与だってそれくらい普通」と。保育会に行っても助けてくれないことを伝えたら、「あなたは何者なの、理事長こんなことやらせていいのか」と言い、理事長から「この件はなし」ということになってしまった。 X氏は決断力がない。 母子育成会は白楽に (市外の) 保育園があるので横浜市の監査時に立ち合いをした (令和 4 年くらい)。 保育園が赤字だったことについて、(横浜市は) 改善計画の提出を求めている。細かな指摘も多々あった。白楽は職員の経験年数が高いので給与が高いと話していた。自分の作成した計画を横浜市に見せたところ、「いいですが、保育園の人件費率は 70%に
--	--

	しないと赤字改善にはならない」という話もあった。 WAM（福祉医療機構の公表情報をいう。以下同じ。）の財務諸表も提供した。事業活動計算書で毎年1億ずつ赤字であることを伝えた。 母子育成会は自転車操業でやりくりしていた中で、冬の賞与は借入ができなくなったので、賞与の支給をいったん止めるよう話をしたが、X氏はなんとかなると言って支給するなどしていた。 その中で、Y氏に借入をすることになった。
当時の法人の監査の窓口は。	C氏がメインで、高齢者部門がA氏、保育部門がB氏。彼らとの関わりは全くない。決裁も回って来ないし、資料も見せてくれなかった。事務長とは名ばかりで、途中から事務長でもなくなった。
X氏の不正は知っていたか。	競走馬4頭を持っていたこと、お抱え運転手が24時間付きでいることは知っていたが、私的流用は知らなかった。飲み食いは派手だったが、個人のお金だと思っていた。お父上の時代からの地主だったので。しっかり運営すれば、母子育成会としては年間数億円の利益が出る法人なのに、なんでこうなってしまったのか。
X氏が動かない状況で、どうしようと思っていたか。	誰か新しい理事長を連れて来てもらうしかないと考えていた。X氏については名誉職として会長にしてもよいと思っていた。
担当業務は外国人採用なので、経営や財務諸表には関係していなかったということか。他に誰かと共有したか。	財務諸表はWAMから確認した。しゃんぐりら施設長の〇〇氏とは話をしていた。このままでは大変なことになると、理事長を変更してもらうことを考えていることも話したら、彼は分かってくれていた。現在のしおん施設長の〇〇氏にも同様の話はした。当時はしゃんぐりらにいて、自分もしゃんぐりらの担当という職務をしていたので、話をした。しゃんぐりらは職員が多いので様々な問題があり、白楽でも問題があり介入していた。
旧体制の役員等との関わりは。	ない。私は話せる身分ではない。ただし、〇〇理事とは話をして、「赤字をなんでもしおんに付けてしまつてとんでもないよ」と言っていたが、X氏に対しては何も言ってくれなかった。
なぜ市は監査でX氏の不正を見抜けな	講評メモは法人本部のメールボックスに届いてい

かったのかということで市職員も疑いをかけられている。鰻を奢ってもらったり、領収書を分けたりすれば指摘にならないとか、講評メモの手心を加えるなど、このようなことは聞いたことはあるか。	たので確認していた。指摘はしていたが、全体的な印象として（市の監査は）「優しいな」と感じていた。（改善）期限も定められていなかったりしたので、そのように感じていた。もう少し追跡すればよいのにと思ったりした。
X氏の羽振りについてどう感じたか。業者との付き合いで不審な点は感じなかったか。	外国にはしょっちゅう行っていた。（施設修繕等の）業者からは法人本部宛てにメールが届いていて、過去の自分の経験から見て、5倍前後の価格でやり取りしているのを見た。民間はこうなんだと思った。しおんの空調工事についてX氏に高いですよと話したら、その時は（意見を）取り入れてくれた。法人内の複数の職員で見積の確認をして入札を実施した。
なんで白楽保育園の監査には行けたのか。	しゃんぐりらと白楽は自分の担当だったので。他は担当外だったので行けなかった。
赤字なのは周知の事実だったのか。	みんな知っていた。
法人内でメールも確認していた中で、法人会計と個人の資産の区分けはできていたと思うか。	できていなかったと思う。自分個人のお金を法人のために使っていたのだから、法人のお金を使うこともあったのかな、と推測した。
監査のやり方で優しいと感じたのは「期限がない」ということだが、どうだったのか。	自分が見た範囲では期限がなかったので、他がどうかは分からない。
海外出張でX氏の話聞いたことは。	X氏は口が重いので言わない。一度だけベトナムに一緒に行ったが、ホテルの屋上のバーでX氏は「Dさんに常務理事になってもらいたいんだ。運営面を見てもらいたい。経営面は金融機関を辞めた方に来てもらって会計面を見てもらうようにする」と話をされていた。 X氏宛てに知人の女性から法人本部にメールが届く。そのメールは皆（法人本部職員）が見られる状態。中には「Xさん、楽しい時間をありがとう」という内容もあった。法人本部にメールが届き、職員も領収書や請求書进行处理していたのだから、法人のお金を使っていたのではないかと（感じていたと）思う。法人としてもどんぶり勘定で、理事長が使ったお金は法人で処理していた。実際にX氏個人の口座から支払ったのか、法人の口座から支払ったかま

	では見ていないので分からないが、法人に届いて、法人の職員が処理していたので、常識的に考えれば、法人口座から処理していたのではないかなと思う。領収書や請求書は法人名だったと思う。自分が正規業務のため東南アジアに出張に行った時の請求と同じような請求方法だったので、X氏の個人的な旅行とかも法人で処理していたと思う。母子育成会はX氏が絶対なので何も言えなかったのではないかな。
メールは誰が見られるのか。	法人本部職員の6人がメールを見られた。
そのような法人とは知らなかったのか。	知らなかった。行ってみたら、(X氏は)飲みに行ったり、ゴルフに行ったりばかり。金曜と月曜は来ないこともあった。
法人のお金を使い込んでいるとは。	あそこまで使い込んでいるとは思わなかった。飲み食いくらいはしていたとは思ったが。自分も法人職員になる前に2回くらい銀座のクラブに連れて行ってもらった。当時はX氏の個人のお金で支払っていると思っていた。
飲みに行ったのは2回だけか。	法人職員になってからは飲み連れて行ってくれなくなった。誰と会うのか知られたくないのだろうし。何を話すのかも知られたくないのだろうと思った。

<法人保育所園長E>

質問	回答
令和4年11月7日の実地監査の際に、保育園職員が監査会場に来て、「毎年、実地監査を受けているのに、何故こんなに赤字になるまで放置されているのか。法人のお金の流れを見てほしい」と訴えたという主張をしているが、市側としては、「経営悪化に伴い、賞与等の支払いが遅延し、給料のことを心配している」と訴えに来られたため、「給与水準等については、法人が決めることなので、監査の対象とはならない」と回答したという認識だったとも聞いているが、どのような訴えをしたのか、具体的に教えてもら	X氏が使い込んでいるとは思っていなかった。午前中の施設見学の際に、2人で訴えた。賞与の遅れがあったこと。自分たちは正しい保育をする。年度内精算をするよう指導されているが改善されない。自分たちは経営には携われない。高齢者部門が使い込んでいると言われたが詳しい説明がない。業者払いの遅れ、小口現金の遅れもあり、毎年監査があるので何でこのような状況なのか、しっかりと法人のお金の流れを見てもらいたい。拠点間の貸付けを指摘したのなら、しっかりと改善するまで指導してほしい。これらのことを訴えたが、「今日はそれを見に来たのではない」と市の担当職員に言われてショックだった。

いたい。	
実地監査時にこのような訴えをされた以前に、法人に同様の訴えや確認をしたことはあったか。あった場合は、法人は、どのような対応であったか。	その後ではあるが、1月に賞与の目途が立たなかったため、1月6日に保育課に行った。保育第1課の担当職員、担当係長が対応し、「お金は出している」ので、法人で対応していただくしかない。監査は決まった事項を確認するもの。」と言われて、どこに言えばいいのかわからなくなってしまった。 法人内の職員で、保育課、監査課、市長宛てに手紙を出した方がいたため、そのコピーを預かってきた（ヒアリング後に市にコピーを提供）。※
X氏に対して怪しいなとか、噂のようなものは現場で聞いたりしたことはあったか。	賞与の遅れは数年続いていて、理事長が現場に来なくなっていた。金遣いが荒い、相当なお金持ちなんだなと思っていた。毎回運転手付きの車で来るので、職員の目もあることを伝えたが、もう少しで自分はいなくなるから勘弁してよと言われた。話し合いの場も作ったが、体調が悪いと来ないこともあった。ここ数年は、事務所に行ったときに見かけるくらいで、特に接点はなかったため、詳しい状況は知らなかった。
いつ頃から法人の経営が苦しいということに気になるようになったか。	賞与の遅れが始まった頃から。X氏からはどこの保育園もそうだよと言われていた。賞与の遅れはコロナ前からだった。

※別の法人職員から過去の状況（給与と賞与の支払いに関する事）を訴えた手紙のコピーが託されてヒアリング時に持参されたので受領した。

<法人保育所園長F>

質問	回答
令和4年11月7日の実地監査の際に、保育園職員が監査会場に来て、「毎年、実地監査を受けているのに、何故こんなに赤字になるまで放置されているのか。法人のお金の流れを見てほしい」と訴えたという主張をしているが、市側としては、「経営悪化に伴い、賞与等の支払いが遅延し、給料のことを心配している」と訴えに来られたため、「給与水準等については、法人が決めることなので、監査の対象とはならない」と回答したという	令和4年4月から園長になった。お金のことはそれまでは知らなかった。理事長には職員にも説明してもらいたいことは話した。理事長からは高齢の赤字を補填しなければならないと説明を受けていた。おもちゃの購入や必要な修繕を求めても許可が出なかった。監査の際に、保育としてもらっているお金は保育のために使えるようにしてもらいたいと思い、話をした。拠点間の貸付けをしたのなら、返すべきではないかということも踏まえて伝えたのに、（市職員からは）「そのために来ているのではない」と言われた。毎年監査に来ているのになぜこんなこ

認識だったとも聞いているが、どのような訴えをしたのか、具体的に教えてもらいたい。	とになっているのか。当時はX氏が自分のために使っているとは思っていなかった。高齢者部門のために使っていると思っていたので、高齢者部門に流れているお金をストップしてほしいという思いだった。対応した市職員3人の名刺が残っている。話は全員がいる場で伝えた。
実地監査時にこのような訴えをされた以前に、法人に同様の訴えや確認をしたことはあったか。あった場合は、法人は、どのような対応であったか。	自分はない。令和4年の監査後は、借金がいくらあるのかといったことが園長たちの中でも話題になり、X氏に聞かなければならないと思っていたが、その夏前には法人職員のD氏から保育も赤字なんだよと言われていた。決算では保育部門は黒字なのになぜだと思った。年末に賞与が出ないことがわかり、年が明けても金策の目途も立っていないことが決定打となった。4月に入園してくる児童も決まっていたので、場合によっては職員がやめてしまうことから閉園なのかということも踏まえて、1月に保育第1課に話をしに行った。賞与が出ない、業者への支払いが滞っていること等を伝えるとともに、高齢者部門にお金が流れているから、健康福祉局にも話をできないかということも伝えたが、法人内のことなので、法人側で解決するしかないと言われた。1月4日に保育第1課が法人と話す機会があつて人件費が高いということを指摘された。他法人も調べたが人件費は70～80%だったので、極端に高くはないと思ったが、今思えば使い込まれていることを踏まえれば高かったのかもしれない。
令和3年までに訴えたことはあるか。	副園長だったが、X氏が事務長の時からの付き合いもあり、賞与が遅れることにも慣れてしまっていたので、特に訴えはしていなかった。令和4年に園長になり、賞与が遅れることを職員に伝える側になり、運営に関して疑問を持つようになり、X氏に質問等をするようになった。
これまでの市の監査（特に不十分な点）や法人自身の対応について、どのように感じているか。また、他に伝えたいことや、何か思うことがあるか。	記者を前にして「監査の時に何を訴えたのか」について説明しに行ったときに、記者と他の人とのやり取りの中で、雑費100万円というワードが聞こえたことから、監査では気付かないものなのか疑問に思った。なぜ監査でここまで気付かなかったのか。普通では雑費100万円なんてあり得ないと思うが、会

	計監査はどのようにしていたのか私も知りたい。 自分は保育の監査しか知らない。子どもたちの安全を守るために、指摘内容を守る対応をしている。会計はわからない中で、何で保育の内容はしっかりしているのに、会計は毎年同じように拠点区分間貸付けの指摘をされていて（市がそのままにしていたことは）、これでいいのかと思ってしまう。
--	---

オ 本市担当職員等へのヒアリング

① 日時及び場所

令和 6 年 11 月 12 日（火）	15:00～22:10	市役所本庁舎 19 階会議室
11 月 13 日（水）	14:30～18:30	市役所本庁舎 14 階会議室
11 月 20 日（水）	16:30～19:40	市役所本庁舎 7 階会議室
11 月 29 日（金）	8:40～12:20	市役所本庁舎 7 階会議室

② 対象者

平成 28 年度～令和 4 年度の法人監査を担当した健康福祉局職員 16 名

※当時の企画課の担当職員・担当係長・担当課長及び総務部長・長寿社会部長・健康福祉局長

※令和 2・3 年度の総務部長は、やむを得ない事情で来庁できなかったため、書面によるヒアリングを実施

令和 4 年度の監査時のこども未来局監査担当等関係職員 5 名

※法人保育所園長に対応した担当係長・担当課長及び総務部長・保育事業部長

③ ヒアリング実施者

健康福祉局総務部長、同部企画課担当課長、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部担当課長、外部有識者

④ ヒアリング結果

対象者へのヒアリング結果は次のとおり。対象者が多数のため、概要として記載する。

※詳細は巻末の「関係者ヒアリング摘録」参照

＜健康福祉局監査担当（企画課）職員へのヒアリングで主に確認した内容＞

- ・ 平成 28 年度の資料に、当該法人における問題や対処すべき点が既に整理されていることについて、当時の担当職員は、「はっきり覚えていないものの、確かに当時の（認識していた）課題がここに盛り込まれており、作るとしたら私だ」。
- ・ 平成 28 年度の初回監査において、法人の経営状況が悪いことは分かっていたが、X 氏の「しゃんぐりらの稼働率を向上する」といった言葉を信じ、それに期待をしていた。
- ・ 平成 28 年度の監査では、法人の資料の準備が十分ではなかったと認識しており、ヒアリングにおいてもちぐはぐな点はあったように覚えているが、指摘に対しては対応してくれたと考える。会計上の不備は多々あったりしたので、法人の事務局体制が若干弱いのかなという認識を持った。
- ・ 平成 29 年度は、当該年度に実施された社会福祉法人の制度改正に合わせた全法人の体制整備もあり、近年監査を実施していなかった法人への監査を優先したため、当該法人への監

査は実施しなかった。

- ・ 令和 2・3 年度はコロナ禍で現地監査が行えなかった。書面監査も検討したが、書類紛失リスクもあって断念した。また、当時はコロナ対応が緊迫していてそちらを優先していた。
- ・ 令和 3・4 年度は、他の社会福祉法人への対応や指定管理施設の民営化が頓挫したことによる外部検証など、他の喫緊課題に追われており、当該法人への対応は気にしていたものの、手が回らなかった状況であった。
- ・ 令和 4 年の年初から長寿社会部と一緒に X 氏と対応していたが、夏頃に従業員からの賞与遅配の訴え、11 月の監査現場に園長 2 人の訴えがあって問題を切実に感じた。従業員の訴えなど当該法人の経営問題が顕在化した令和 4 年度から、当時の局長・総務部長には随時報告していた。
- ・ 全体を通じて、当時の目の前の喫緊課題への対応に追われる中、国のガイドラインの項目に沿ったチェックを主とし、経営問題に深く関与することは越権という思いもあった。法人破綻の危険は認識しつつも、資金ショートするなら法人から上層部に相談が来るという認識もあった。
- ・ 令和 4 年 11 月の監査現場での園長 2 人の訴えへの対応に関しては、賞与遅配や経営悪化の話だと理解し、以前にも訴えはあったため、当時の状況として初耳ではないという認識であった。また、その日は園長の話聞くことが主で、市側で「今日はそのために来たわけではない」という発言は聞いていない。
- ・ 令和 3 年度までは、当時の局部長に当該法人についての特別の報告はしておらず、年度末に当該年度に監査を実施した全法人の監査結果通知の決裁を取る段階で、全体的な説明をしていた。令和 4 年度は問題が顕在化したのでその都度報告していた。部長・局長も経営状況が厳しいことは認識してくれていたと思う。X 氏には長寿社会部と連携し、赤字の改善のために、事業の整理の話はしていた。
- ・ 領収書を分けるようにとの指示や、鰻をご馳走になるなどの接待、当該法人の会計担当職員が行った本市職員へのリークの無視などの事実は一切ない。市長献金の書類も見たことはない。

＜健康福祉局長、総務部長、長寿社会部長へのヒアリングで主に確認した内容＞

- ・ 平成 28 年度に当該法人の所管が神奈川県から移管されたことや、法改正のことについては覚えていない。（健康福祉局長・総務部長）
- ・ 平成 28～29 年度にしゃんぐりらの増床を行ったが、従業員の採用ができなくて稼働率を上げることができないために、運営が厳しいということは認識していた。平成 29 年度末に法人職員 D と当該法人に課題があることは話をしたが、どのような課題であったかは覚えていない。平成 30 年度にはしっかりと法人監査をするよう担当課には話をした。また、後任の局長には、課題があるという内容で引き継いだと認識している。（健康福祉局長）
- ・ 平成 30 年度に前局長から当該法人についての引継ぎはなかったと認識している。引継書にもその項目はなかった。次の局長にも引き継いでいない。（健康福祉局長）
- ・ 平成 30 年度～令和元年度の在職中に、監査担当から何回か報告があったことは覚えているが、当該法人についての報告は記憶にない。当該法人の運営状況に課題があることは認識

していたが、所管部署からの報告だったのか、他のルートだったかはわからないが、漠然と運営状況が苦しい、という認識を持っていた。このことに対し、何らかの指示をした記憶はない。(健康福祉局長)

- ・ 平成 31 年（令和元年）度当時の法人監査の担当課長については、配属された後に病気が発覚したという認識。当然病状は確認していて、毎日出勤はできていなかったが、長期病休だったわけではなく、病気と上手く付き合いながら業務を行いたいという意向を確認していた。彼は法人に対して適切に対応し、その報告を受けていたという認識がある。フォロー体制についても報告はあったと思う。このことで当時の部長と個別に話をしたという記憶はない。(健康福祉局長)
- ・ 令和 2 年度の引継ぎの際に、前任者からの引継ぎはなかった。ただ、令和 2 年の夏くらいに、局長室に当該法人の資料があったので確認したら指導監査の内容だった。特にその後、所管課に確認はしなかった。担当部署からは、「法人には役員がいるし、コロナ禍で監査に行けない」と聞いたので、「まずはしっかりと文書を出してもらって対応しよう」という話をした。(健康福祉局長)
- ・ 令和 4 年度に長寿社会部長から、当該法人が金融機関からの融資を受けるために苦勞している、という話があった。しおんを担保にしなければならないということや、結果的に借入ができなくなったという報告を受けて、自分でも WAM で財務諸表を確認した。長期の借入が急に増えているのはなぜなのかということは気になった。(健康福祉局長)
- ・ 令和 4 年度に長寿社会部長から、金融機関からの融資の件について報告を受けたが、具体的な指示はしていない。(健康福祉局長)
- ・ 令和 4 年度当時、当該法人とは別に課題のあった障害分野の社会福祉法人に対し、不適切な貸付けを指摘していたことから、監査は機能しているものと認識していた。担当は、当該法人の理事会が体裁だけで中身がないことを把握していたのならば、踏み込んでみることはできなかったのか、とは感じる。年度当初の局長への事業報告で、当該法人の報告はなかった。(健康福祉局長)
- ・ 令和 4 年度の夏ごろに賞与が遅れているという市長への手紙が寄せられたことは報告を受けていた。その前に担当課長とは経営状況が悪いということは話をした。コロナで監査ができていなかったのも、まずは監査をしっかりとするという話だった。どのような場面かは分からないが、話は聞いているが、局長まで報告したか分からない。匿名だったと思うので、供覧まではしたはず。(総務部長)
- ・ 令和 4 年度に長寿社会部長が、当時の企画課担当課長と金融機関への相談、確認など対応していたことについては事後に報告を受けた。年末から年始にかけて市長への手紙が寄せられ、市長への手紙のことや経営状況がまずいということについて、年末年始に市長に報告する前に、局長に報告するので、その際に話は聞いた。事前に話を聞いていなかったことについては、局長報告に同席できていなかったのか、事後報告だったのかは分からない。(総務部長)
- ・ 平成 28 年度～令和 4 年度当時は、当該法人の赤字の原因が高齢者部門という認識で、保育からもそのような話があったため、X 氏に赤字の原因であるデイサービスやショートステイ

を見直すアドバイスをした。(長寿社会部長)

- ・ 金融機関へは、自分と企画課の担当課長・担当係長の3人で市有地用途の説明に行った。当該金融機関から「市は初めは福祉以外もできると言ったのにできないということに話が変わって」という話になったので、市有地の話なので、市から金融機関に直接説明しないといけないと考え、説明に行った。(長寿社会部長)

＜こども未来局監査担当（担当課長、担当係長）へのヒアリングで主に確認した内容＞

- ・ 令和4年11月7日の実地監査の際に、細かな点までは何を言ったかは定かではないが、2人の園長が来たのは覚えている。賞与のことがメインで、園長として職員に申し訳ないという内容の話だという認識だった。当時、健康福祉局の監査担当も同席していた。そこでやり取りした記憶はなく、2人の訴えを聞いていたと認識している。やり取りは監査の講評やヒアリングの時間に対応するべきものと考えていた。自分のどの言葉で2人の園長がそのような受け取りをしたのかが分からない。通常の監査でも園長の話は聞くことにしている。その中で、監査で対応することは対応するが、11月7日に関しては監査外のこととして聞いていたのかもしれない。(担当課長)
- ・ 健康福祉局の法人監査と保育所施設監査を同日に実施したが、健康福祉局が法人監査を、こども未来局は施設監査を実施する、ということしか決まっていなかった。講評の際に同席していたので、内容は共有しているが、それに関してどうするという打合せは行っていない。(担当課長)
- ・ 賞与の遅延について指摘しているが、今までなかった指摘なので、部長に話はした。賞与遅配は法人の方は基準がなかったもので、指摘できなかったのだと思う。保育には給与の最低賃金などがあったことや直接訴えがあったこと、実際に園の職員にいつ払うという通知が出ていることが確認できていたので、施設監査では指摘した。法人監査では指摘はしていないと思う。(担当課長)
- ・ 園長2人が監査時に来たことは覚えている。監査前から匿名の申し出があり、園長からは賞与の遅延の話だった。園長のうち1人は職員に説明することも苦慮しているという話だった。健康福祉局と一緒に監査には行ったが、こども未来局としては年間100件以上実施する児童福祉法に基づく施設監査であって、健康福祉局との合同監査という認識ではなかった。(担当係長)
- ・ 賞与の支払いについては、健康福祉局と一緒に理事長に確認したことは覚えている。理事長は遅れていると話していたので、遅延していることは確認したが、他法人でも資金繰りが厳しいところはあったので、当該法人だけ特別だという認識ではなかった。(担当係長)
- ・ 園長2人の発言について、覚えているのは賞与のことで、細かな発言内容までは覚えておらず、それが実際に何を指すのかわからない。他の園でも様々なことを話しているので、これに対しても、一般の定期監査の内容をお伝えしたのではないかと。他施設と同じように対応した。園長から話があったことは覚えていて、すぐに対応できないこともあったので、持ち帰り共有したと思うが、資料まで作成したかは覚えていない。(担当係長)
- ・ 園長から「当該法人のお金の流れをしっかりと見てほしい」と聞いた記憶はない。資金繰り

が厳しい、備品の購入が遅れているという話であったと認識している。園長として職員に対して申し訳ないという話と、理事長とともに立て直したいということだった。(担当係長)

- ・ しゃんぐりらで賞与遅延の話を聞いていたので、その延長という認識で話を伺った。資金繰りが厳しい状況が続いているんだなという認識を持った。夏の賞与は遅れて払っていたので、給与規程に基づき対応するよう結果通知を発出した。(担当係長)

＜こども未来局総務部長へのヒアリングで主に確認した内容＞

- ・ 令和4年度に監査をすることの報告があり、「市長への手紙」などのこともあったので、しっかり見てくるように話をした。監査後に報告はなかった。監査結果についてはいつもと同じような報告だった。園長が監査会場に来たという報告はなかった。そのことは、年明けになってから聞いた。
- ・ 令和5年1月に、保育園の職員が市役所に状況を訴えに来たという話は、保育の部長か課長から報告があった。その訴えについて監査担当に指示はしていない。「市長への手紙」が前年の9月、12月にあって、12月くらいからバタバタと動き出したと認識している。
- ・ 当時の状況が危険だと考えて、監査担当にこれまでの指摘について確認した。長期間に渡って、拠点間区分の貸付けについて同じ指摘をしていることを把握し、改善報告の内容も確認したら、高齢者部門の赤字を補填しているということだったので、高齢者部門を所管している健康福祉局長寿社会部長に連絡をして、そこから同部長とのやり取りが始まった。
- ・ 300人以上いる利用児童のことを考えて、長寿社会部長や健康福祉局企画課担当課長と話を共有して動いていた。こども未来局長にもポイントで報告はしていた。市長、副市長への報告の主体は健康福祉局だと思っていた。保育は貸付けができるくらいの運営ができていたので、保育部門は資金、運営面で間違いはないだろうと考えていた。
- ・ 当該法人の問題は、貸付けを受けなければならない高齢者部門だと考えていた。市長、副市長へは市長への手紙が発端で、状況報告と対応、手紙の回答について健康福祉局と一緒に報告した。しっかり状況を確認するよう指示があった。
- ・ 自分も健康福祉局にいたことがあり、長寿社会部長のことは知っていたので、法人監査を所管している健康福祉局総務部長ではなく、長寿社会部長に連絡をした。総務部長に正式な場で話はしていないと思う。ただし、当然、健康福祉局内で情報が共有されているものだと認識していた。

＜こども未来局保育事業部長へのヒアリングで主に確認した内容＞

- ・ 令和4年度の「市長への手紙」は、匿名だったので回答はしていない。保育第1課に調べるよう指示はしたと思う。この件は、基本的に当該法人内部のことなので、当該法人理事長から法人職員に説明してもらうことが筋だと思っていた。
- ・ 保育園は黒字で、高齢者施設が赤字という中で保育から高齢にお金を貸している、そのことを監査で指摘しているという認識。法人内で理事長なりが説明すべきと考え、そのような指示をした。
- ・ 令和4年11月7日の実地監査は、こども未来局の施設監査と健康福祉局の法人監査を同日に実施した。その際に、保育園長が会場に来たことについて報告を受けた記憶はない。
- ・ 特別監査にしていなかったり、改善勧告をしていないことに対しては、そこまで意識して

いなかったということだと思う。

(3) 検証

ア 総括

- ・ 本項目では、当該法人への監査を実施していながら、その目的である「適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る」ことができなかったことから、これまでの**監査実施手法**や**監査のあり方**を検証してきた。
- ・ 具体的な検証作業において、(2)のアで述べたとおり、当該法人が本市監査に提供した資料は、当該法人が警察に提供しているため確認することはできなかったが、本市が財務状況等の調査を依頼していた監査法人の所見や、法人本部事務局職員や本市担当職員へのヒアリング等で当時の監査実施に係る課題等が把握できた。
- ・ その中では、

- 神奈川県から監査権限が移管された平成 28 年度当時から、当該法人の経営状況が厳しいことを本市は認識していた
- 認識していながらも、監査では毎回同じ項目を前例踏襲的に行い、また、改善すべき事項を文書で指摘しながら、その改善に向けた実効性のある指導等ができなかった
- 法人監査の結果等を各施設所管課と適切に共有していなかったことで、組織的な対応を行うことができなかった

といったことが判明した。

- ・ 以下に、個別具体的な事案を、外部有識者の意見を受け、協議したうえで「問題点」「分析」「今後の対応」として、次のとおり整理した。

イ 個別事案の課題、分析、対応等

① 指導監査ガイドラインに対する認識不足

<問題点>

過去の担当職員は、厚生労働省策定の指導監査ガイドラインに基づき実施していたことが確認できたが、ガイドラインの項目を確認することが指導監査であると考えており、当該法人のように経営状況が悪化している法人について、ガイドラインで経営改善に関する項目がないことから、指摘事項とはできないと判断し、法人経営については法人の自主性に委ねることであると考え、十分な指導・助言等を行っていなかったことが判明した。

<国等の見解>

厚生労働省の指導監査実施要綱では、法人の経営状況を重大な問題と判断していれば特別監査に切り替え、その問題点の原因を把握するための詳細な確認を実施できることとなっており、また、指導監査ガイドラインには、「ガイドラインは、会計基準に定める詳細な会計処理について、全てを網羅するものではないため、指導監査においては、(略)ガイドラインに定める事項以外についても確認及び指導を行うことができるものである」とされているため、

経営状況の問題点の原因を把握するための詳細な確認をすることは可能であった。なお、令和 5 年度に、経営状況が厳しい社会福祉法人に対する指導方法について、厚生労働省に確認したところ、「指導監査ガイドラインは、一般監査の留意事項をお示ししているものとなる。法人会計については、所轄庁は法人の作成する計算書類等によりその財務状況を把握することが可能であり、運営等に重大な問題を有する法人に対しては、所轄庁の判断による特別監査を実施し、必要に応じた詳細な確認を行うものとする。厳しい経営状況が続く法人運営は個々の事情によるものであるため、指導の考え方を一律にお示しすることは困難であるが、所轄庁はその状況を確認のうえで、社会福祉法人が社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないという点に違反があれば、社会福祉法第 24 条の経営の原則等に基づき、適切な法人運営を行うよう指導または助言を行うものとする。」との回答があった。

<分析>

これらのことから、

- ・ 本市においては、指導監査ガイドラインの項目のみを確認するという誤った認識を持ち、経営状況についても詳細に確認して十分な指導等を行うという認識が不足していた
- ・ そのため、手段である指導監査ガイドラインの項目を確認することが目的となってしまう、「適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る」という本来の目的を見失ってしまった
- ・ また、前任者の上記判断を踏襲し、その判断に疑問を持つことなく、これまで法人監査を実施していて、これまでの本市の判断に疑問を持ち、厚生労働省に確認する必要があった
- ・ 経営状況が危機的であるにもかかわらず、運営等に重大な問題を有する法人として、特別監査への切替えや改善勧告以上の検討まで至らなかった
という点に問題、課題があって、こうした「指導監査ガイドラインに対する認識不足」が②以降に掲げる問題点の根底にあるものとする。

<今後の対応>

よって今後は、前年踏襲で法人監査を行うのではなく、常に「社会福祉法に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る」（国実施要綱）という目的を意識した姿勢及び取組並びに人材育成が必要である。

そして、この目的を意識しながら、運営等に重大な問題を有する法人に該当するとして、特別監査や改善勧告以上の実施を検討する場合の考え方の整理（ルール作り及びその運用など）と共有が必要である。

② 事前提出資料の精査及び監査結果への対応

<問題点>

当時の企画課職員からのヒアリングでは、事前提出を求めていた資料は、毎回同じ内容のも

のであり、過去の指摘事項等を踏まえた確認すべき内容を精査できていなかった。また、過去の監査で文書指摘をして改善報告を求めた事項について、次の監査で改善されていなかった場合でも、文書指摘の「再指摘」という手法を繰り返し用いていた。

＜分析＞

当該法人については、平成 29 年度及び令和 2・3 年度を除いて毎年、実地監査を行っていたため、過去の指摘事項と改善報告については、十分に確認することは可能であった。

また実地監査の監査対象資料は、指導監査ガイドラインに基づき、対象範囲の全ての資料を対象とするのではなく、「過去に是正指導を行った内容に関するもの等」を抽出し、「効果的・効率的に確認」することを求めているが、監査実施前に、監査で確認する資料の精査を行っていなかった。

＜改善点・今後の対応＞

このことを踏まえ、**令和 6 年度以降**は、実地監査の事前提出資料として、総勘定元帳のデータの提出を求めるようにして、公開されている計算書類以外の情報も用いて財務分析を行い、**確認すべき事項を定めて、実地監査を行っている**。今後も対象法人の理解を得ながら、**事前に必要なデータを提供してもらい、実地で確認すべき事項の精度を上げるための取組を進めていく**。

また、改善されない状態がいつまでも続いていることに対して、「再指摘」という手法を漫然と繰り返し用いることがないように、定期的に改善状況の追跡確認やヒアリングを行っていく。そのうえで、改善が図られない場合には、**特別監査や改善勧告以上の対応の検討も視野に入**れていく。

③ 監査資料の未提出

＜問題点＞

平成 28 年度の神奈川県からの引継ぎ事項で、実地監査の際に当該法人が会計資料等を十分に準備していなかったことも引き継がれていた。その後に本市が実施した監査では、県と同様に監査で確認すべき資料が準備されていないことが記録やヒアリングから明らかになった。実地監査に同行していた監査法人からも資料がなければ監査にならないという助言があったが、後日、資料を提出することとしてそのまま監査を実施し、監査結果通知等では、必要な資料が準備されていなかったことは記載されていなかった。

＜分析＞

実地監査は、限られた時間で実施するため、指導監査ガイドラインに基づき、対象資料を抽出して提出を求めていることから、必要な資料を事前に準備してもらうことは不可欠であるにもかかわらず、本市の不適切な対応で、当該法人側に必要な資料を準備させることができておらず、自分たちの都合で準備すればよいと勘違いをさせてしまっていた。

事前通知で依頼した資料が準備されていないことは、監査妨害にもつながる可能性があるため、監査に必要な書類が準備されていなければ、日を改めて実施することを伝え、後日、再調整すべきであった。

＜改善点・今後の対応＞

このことについては、令和6年度からは、監査実施通知に**監査に必要な資料が準備されていない場合には当日に監査は実施せずに、日を改めて実施することを記載し、法人側にも必要な資料を準備することを意識させるとともに、所轄庁として監査の実施目的を改めて認識することとした。**

また、監査実施日に必要な資料が準備されず、**日を改めて実施した場合には、監査結果通知において、その旨を文書指摘することとする。**

④ 法人のガバナンス不全への対応

＜問題点＞

本市担当職員は、当該法人の経営に問題があることを認識していたが、**監査時における確認は、当時の理事長であったX氏のみに行っていたことがヒアリングで確認できた。**不適切な会計処理等や、不正を指示していたX氏のみを確認していたことも確認できた。

＜分析＞

法人代表者である理事長に確認することは必要であるが、毎回、理事長に確認しても**法人の運営状況が改善されないのであれば、業務執行を行う理事、理事の職務執行の監査を行う監事、法人内の牽制機能である評議員に法人内の経営ガバナンスの確認や実情の確認を行う**などして、**多角的に法人の実態を確認するという視点が必要であったと考える。**

＜今後の対応＞

理事会・評議員会の議事録等により、他の役員等が法人の現状に対する課題認識を持っていることが確認された場合には、その内容についてもヒアリング等を行い、法人が抱えている課題や問題を明らかにして指摘することで、法人が自ら改善を図るように指導していく。そのために、法人監査担当は常に法人との対話や議論を行い、必要に応じて様々な観点からの確認を行っていくこととする。

⑤ 監査結果通知及び改善報告の実施時期

＜問題点＞

当該法人だけではないが、令和4年度までは**監査実施期日にかかわらず**、年度内に実施した監査の結果通知を**年度末にまとめて各法人に発出**していた。

＜分析＞

毎年、法人監査は年度後半の9月以降に実施しているが、監査結果通知での**改善を求める内容が法人に伝わるまでに時間を要してしまっていた。**また、**法人からの改善報告は年度を超えて提出**されている状況であったので、法人や本市の職員の人事異動があった場合などは、指摘した改善事項が職員に**適切に共有されていないこともあったため**、本市の監査に対して法人に「監査で指摘されても、文書で改善報告をしておけばよい」という甘い認識を持たれてしまい、「**根本的に改めるべき問題である**」という認識に至らなかったことは否めない。

そのため、監査実施後において期間をいたずらに空けることなく、監査結果通知を速やかに作成して発出して、法人側に改善対応をさせる必要があったと考える。

＜改善点・今後の対応＞

監査結果通知の発出については、令和 5 年度からは、**監査実施後、速やかに発出**するように改善し、指摘した職員が法人からの改善報告の内容を確認できるように改めた。

⑥ 所管課内の情報共有不足

＜問題点＞

平成 28 年度に担当職員が当該法人の状況について、「平成 28 年度 社会福祉法人財務状況確認シート」において、**経営状況が厳しく早期の収支改善を図らないと危険な状態にあること、決算上の不備や対応における問題点が多いこと、法人側による収益の改善が見込めるとの話もあったことから、次年度以降も経営状況や問題点の改善状況を重点的に注視すべきである**といった**当該法人に対する対応課題が取りまとめられていた**。それにもかかわらず、上司である当時の係長、課長はその資料の存在を認知しておらず、また、当該シートは**引継ぎがされていなかった**ことを確認した。

また、歴代の法人監査担当は、各々で当該法人は課題があることを認識していたが、**共有された資料が残されておらず、組織的な情報共有が図られていなかった**ことを確認した。

＜分析＞

当該シートに**当該法人の経営状況の課題や今後の監査対応の方針等が整理されていた**にもかかわらず、所管課内において共有や引継ぎがされていないことによって、**次の担当者はゼロベースで対応**をすることになってしまった。また、本来であれば、県から移管された**初期の段階において、当該法人の深刻な経営状況に対する危機認識を組織的に共有し、継続的に適切な対応を検討し、次年度以降の実地監査などによって詳細な状況確認を行うべきであった**。しかしながら、**危機認識のないまま次年度以降も引き継がれてしまった**。

＜今後の対応＞

こうしたことから、監査業務は継続性が重要であることを踏まえ、

- ・ 組織的に資料を作成、保存する
- ・ 常に担当部署内での情報共有を図れる体制の構築

を念頭に対応していく必要がある。

また、実地監査の実施に当たっては、**過去の監査の内容等を確認し事前準備を行うとともに、所管課内で情報共有を図り、組織的に継続して対応することとする**。

⑦ 上司への報告の不徹底

＜問題点＞

担当部署（健康福祉局企画課）は、当時の上司である総務部長や健康福祉局長に当該法人の状況は**報告していた**と話していたが、令和 3 年度までの歴代の局部長からは、「記憶にない」、「**(報告が) ない**」、ということをヒアリングにて確認した。

また、令和 4 年度には、企画課担当課長が**長寿社会部長と一緒に当該法人への対応を行い、その経過や結果を直属の上司である総務部長には随時報告をしていた**、とのことであったが、総務部長からは、

- ・ 企画課担当課長と当該法人の経営状況や、監査をしっかりとするという話はしたことは認識していたが、具体的な内容までは把握していなかった
- ・ **金融機関への説明については事後報告であった**
ということが確認できた。

<分析>

総務部長・健康福祉局長に対し、監査実施後の適切なタイミング及び問題点を簡潔に整理した資料での報告が行われていなかったと考えられ、そのため、報告を受けた局部長にその認識がなく、具体的な指示も行わなかったと考えられる。健康福祉局は、福祉・保健衛生・医療と所管する分野が幅広くて多岐に渡り、その情報量も膨大であることから、局部長への報告や情報共有等には一層の工夫が必要である。

<今後の対応>

- 今後は、
- ・ **組織的に課題を整理し、資料を作成する**
 - ・ **上司に対しては簡潔で分かりやすいサマリー（概要等）で適宜報告を行うなど**
確実に対応することとする。

⑧ 関係局等との連携不足

<問題点>

担当部署（健康福祉局企画課）は、令和4年度法人監査をこども未来局の施設監査と合同で実施したという認識であったが、こども未来局監査担当は、健康福祉局の申出により同日に実施したものの事前に打合せ等は行っておらず、当日は各々が各々の監査を実施していたのみである、という認識でいたことがヒアリングで明らかになった。

<分析>

令和4年度には、健康福祉局とこども未来局に対し、法人職員から「市長への手紙」等で訴えが寄せられるなど当該法人の経営問題が顕在化してきた中で、**両局の監査を同日実施**としながら、**合同で実施する意義や目的が徹底されておらず**、結果として、**形式的な合同監査となっていました**。

また、令和4年度以前でも長い間、保育部門から高齢者部門への**拠点間の貸付けが解消されないまま**の状態であったにもかかわらず、両監査担当は、通常、各々の監査を両者が情報共有や連携することもなく、単独で実施してきた。

<今後の対応>

- 今回の点を踏まえ、**課題を有する法人に対しては、**
- ・ **日頃から法人の抱える経営状況などの課題を両局（部署）で共有する**
 - ・ **それぞれの監査を法人の状況も踏まえて実施する**
 - ・ **必要に応じて目的と役割分担を明確にしたうえで、法人監査と施設監査を同時に行うなど**
両局（関係部署）で連携した対応を行う
こととする。

⑨ 単独判断による対応

<問題点>

令和4年度に、当該法人が金融機関から借入するに当たり、**長寿社会部長が**、本市の貸付け用地の扱いを説明するために、**個別に金融機関を訪問し、説明したことが確認できた**。このことは、市民からの誤解を招く行為であった。

また、保育所等から高齢者施設への貸付けが年度内に精算されていないことが継続していたため、**こども未来局総務部長は健康福祉局長寿社会部長や企画課担当課長にその改善策を相談していたが、本来の担当である健康福祉局総務部長には説明をしていなかった**。こども未来局総務部長は、**健康福祉局内部で情報共有されているはず、と考えていたが、結果として共有されていなかったことも確認できた**。

<分析>

いずれも上司への報告や局内、局間での情報共有が行われず、結果として**組織的な判断や対応ではない単独の対応**となってしまった。

<今後の対応>

今後は、

- ・ 情報共有や連携を徹底する
- ・ 上司に事前に相談し、承認を得るとともに事後には確実に報告する

を徹底する。

⑩ 「市長への手紙」等への対応

<問題点>

令和4年度になってから、健康福祉局とこども未来局へ「市長への手紙」や電話等で、**当該法人の経営状況に関する訴えが繰り返し寄せられており**、同年度に健康福祉局の法人監査とこども未来局の施設監査を合同で実施したところ、監査会場に当該法人の保育所施設職員が窮状を訴えに来た。この際に、健康福祉局の法人監査担当は、**こども未来局の施設監査担当が対応しているという認識を持ち、施設監査担当は賞与の遅延等に関して各種手当を給与規程等により適切に支給することと指摘をしたが、訴えに関して両局の担当者がともに上司への報告を怠っていたことが確認された**。また、当該法人の窮状を訴えた**法人職員は、「市は何もしてくれない」という想いを抱いたことも確認できた**。

<分析>

「市長への手紙」を含めたこれらの訴えを、本市が直接的な対応部署でなくても、少なくとも権限を有する所轄庁を教示する（賃金、賞与に関する訴えは労働基準監督署）等の案内をすべきであった。

また、これらの点については、令和4年度から当該法人の経営状況が顕在化した際に、**給与と賞与の遅延についても、当該法人の経営に関する問題として一体的に整理すべきことでありながら、組織的に検討を行わず、各所管部署での対応としてしまっていた**。

<今後の対応>

法人に対する課題等の情報については、

- ・ 問題を俯瞰的な視野でとらえ、組織的に課題を整理・検討する
- ・ 上司や局間での情報共有や報告を、資料を基に確実に行う
こととする。

⑪ 課題解決のための体制整備の検討

<問題点>

社会福祉法人は、公益性や非営利性を確保する観点から、法令等により様々な規制が課されており、行政はその指導監督を行うこととなっている。本市においても、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、社会福祉法人に対し法人監査を実施している。当該法人に対する**法人監査については、これまで述べてきたとおり様々な課題が見い出されており、その多くは、他の法人に対する監査においても共通する課題**であることが確認できた。

<分析>

今回の検証過程で浮かび上がってきた課題とその対応については、既に改善に着手しているものや速やかに着手できるものがあるものの、「監査で課題を発見した場合の改善状況の定例的な確認」や、「特別監査や改善勧告以上を実施する場合における対応」などに向けた体制の整備など、**全ての社会福祉法人を対象とするに当たって、**

- ・ 既存の監査体制や対応可能な人員の配置
- ・ 福祉分野や会計分野に係る専門性の確保

といった点を検討する必要がある。

<今後の対応>

「適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る」という監査の目的を達成するために「**必要な体制**」と「**専門性の確保**」に向けて**検討することとする。**

ウ その他

本項目における当該法人に係るこれまでの監査実施手法や監査のあり方の検証については以上のとおりとなるが、その他で**監査全般に関して、外部有識者から次のような意見もあった**ので、今後の監査に向け、必要な改善に取り組んでいくこととする。

● 監査実施体制の改善

監査の実施に当たっては、**指導監査に対する検証を定期的に行うことや、外部の専門家の知見を活用して客観性と透明性を強化することなどが求められると同時に、個人の監査実施能力やスキルの向上が求められる。**有効な監査を実施するためには、体制強化に向けた取組を実施していく必要がある。

● 監査対象法人との協力関係の構築

監査を行う目的が、「適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る」ものである以上、対象法人の協力は不可欠である。今後、市は、「監査は市と対象法人の双方の協力によって成立する」という前提を、改めて社会福祉法人に認識してもらったうえで、監査を実施する必要がある。

● **対象法人に応じた監査実施のメリハリ**

これまで法人監査（一般監査）については、**対象となる全ての法人に対し、同じ体制と同じ時間をかけて実施**しており、継続して経営上の課題が見られた当該法人に対しても、同様の対応をしていた。今後、**リスクの高い法人に対しては、より多くの時間や人員を割く体制を整えるなど、柔軟に対応する必要があるのではないか。**

5 「当該法人における本市退職職員の役員等就任状況と影響」の検証

（1）本市職員への退職管理と当該法人に係る本市退職職員の役員等就任状況

ア 本市の退職管理制度

本市では、退職者の再就職の透明性・客観性の確保及び市民からの信頼の確立を図るため、**退職者の再就職**について次のような**規制や義務**を課している。

再就職先に関する規制（平成25年3月～）

管理離職職員で一定の権限を有する者又は在職期間中に課長級以上の職員で一定の権限を有した者は、離職前3年間の職務において、契約や許認可等、密接に関連する企業等に、離職後2年間、再就職することを自粛

※再就職候補者選考委員会において、離職前の公務の公正性が確保されていることを確認した場合を除く。

再就職者による働きかけの規制（平成26年5月～（一部平成28年4月～））

離職して営利企業等に再就職した元職員が、離職前5年間に在職していた執行機関の組織等の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように要求又は依頼することを禁止

※根拠：「地方公務員法」、「川崎市職員の退職管理に関する条例」等

イ 離職後3年以上経過した職員等の再就職状況について

課長級以上の管理職については、上記「再就職先に関する規制」「再就職者による働きかけの規制」といった再就職規制の観点から、**離職後2年間、離職後の再就職状況を任命権者に届ける義務**を課している。一方、非管理職（管理監督職勤務上限年齢制により降任した職員を除く）や離職後3年以上が経過した職員は届出の義務がないため、本市においては離職後の状況把握を行っていない。

ウ 当該法人への再就職状況

職員の再就職状況の公表等を開始した**平成18年度退職者以降、市が把握できる期間である退職後2年以内に当該法人へ再就職した職員はいない。**なお、次の5名の本市退職職員が役員等として就任しているが、いずれの元職員も、**本市が退職管理を行う以前に退職・再就職をしております、また、退職後一定期間が経過してから当該法人に再就職をしていることから、あくまで当該法人と個人の関係で再就職をしているものである。**

役職	役職就任日※	市退職年月日	市退職時役職
理事①	平成 12 年 10 月 1 日	平成 9 年 3 月 31 日	民生局長
監事①	平成 16 年 4 月 1 日	平成 12 年 3 月 31 日	多摩区長
評議員①	平成 20 年 6 月 1 日	平成 15 年 3 月 31 日	高津区役所副区長
評議員②	平成 26 年 6 月 1 日	平成 15 年 3 月 31 日	多摩区長
評議員③	平成 12 年 5 月 23 日	平成 6 年 3 月 31 日	民生局長

※ 役職就任日については、法人登記簿等の公表記録で就任日を確認できないことから、法人が保管している役員名簿から記載

(2) 本市退職職員からの法人関係者及び本市担当職員への働きかけの有無

ア 法人関係者へのヒアリング

① 日時及び場所等

令和 6 年 10 月 25 日（金） 11:00～12:30 市役所本庁舎 13 階会議室
10 月 26 日（土） 9:00～11:10 市役所本庁舎 3 階会議室
11 月 20 日（水） 15:00～16:30 市役所本庁舎 7 階会議室

※前述、「過去の監査の適正性」のヒアリングの際に実施

② 対象者

法人本部事務局職員（当時） 4 名

※法人保育所園長には未実施

③ ヒアリング実施者

健康福祉局総務部長、同部企画課担当課長、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部長、同部担当課長、外部有識者

④ ヒアリング内容及び結果

本市の監査実施に対し、**本市退職職員から何らかの働きかけや指示**があったか否かを確認したところ、いずれも「**なかった**」との回答を得た。

イ 本市担当職員等へのヒアリング

① 日時及び場所

令和 6 年 11 月 12 日（火） 15:00～22:10 市役所本庁舎 19 階会議室
11 月 13 日（水） 14:30～18:30 市役所本庁舎 14 階会議室
11 月 20 日（水） 16:30～19:40 市役所本庁舎 7 階会議室
11 月 29 日（金） 8:40～12:20 市役所本庁舎 7 階会議室

※前述、「過去の監査の適正性」のヒアリングの際に実施

② 対象者

平成 28 年度～令和 4 年度の法人監査を担った健康福祉局職員 16 名

※当時の企画課の担当職員・担当係長・担当課長及び総務部長・長寿社会部長・健康福祉局長

※こども未来局監査担当者である担当係長・担当課長及び総務部長・保育事業部長の 5 名については未実施

③ ヒアリング実施者

健康福祉局総務部長、同部企画課担当課長、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部担当課長、外部有識者

④ ヒアリング内容及び結果

本市の監査実施に対し、**本市退職職員**から何らかの**働きかけや圧力**があったか否かを確認したところ、いずれも「**なかった**」との回答を得た。

(3) 検証

ア 退職管理制度上の問題

本市における退職職員の再就職については、透明性と客観性を確保するとともに、市民からの信頼を得られるよう、平成 18 年度以降、法令等に基づく規制や義務を課し、制度を確立してきた。

そのうち、本市に対し届出のあった範囲で、**本市退職後 2 年以内に母子育成会へ再就職した管理職員等がい**ないことを確認できた。

また、**5 名**の本市退職職員が**役員等**として就任しているが、いずれも**本市が退職管理を行う以前に退職・再就職**をしており、また、**退職後一定期間が経過してから再就職**をしていることから、あくまで**母子育成会と個人の関係で再就職**をしているものであり、**制度運用の不適正性は認められなかった。**

イ 本市退職職員からの働きかけや圧力の有無

前述のとおり、法人関係者及び本市担当職員へのヒアリングの結果、**本市退職職員からの監査に対する働きかけ、指示、圧力等がなかった**ことを確認できた。

また、当該法人に**本市退職職員**がいることによる**監査における無意識の忖度**などについても、他の法人と同様の対応を行っており、**不適切な対応は確認できなかった。**

(4) 参考：監査における今後の対応

平成 29 年の社会福祉法の改正では、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から制度の見直しが行われており、「組織経営のガバナンス強化」を図ることが求められていた。そのような中で、本市として、当該法人においては、法人内のガバナンスに問題があることは把握していたことから、法人監査において、X 氏のみに確認を行うのではなく、他の理事・監事・評議員等の関係者からも法人の運営状況を多角的に確認するなどの対応をすべきであった。

今後は、上記「4 「過去の監査の適正性」の検証」中の(3)イ「④ 法人のガバナンス不全への対応」に記載した対応を行っていくこととする。

6 「当該法人に対する市有地無償貸付の適正性」の検証

(1) 本市における市有地無償貸付制度概要

ア 制度

市が保有する財産については、条例又は議会の議決によらなければ適正な対価なくして貸し付

けることはできないが（地方自治法第 237 条）、**公共的団体（≡社会福祉法人）が、もっぱら公益事業（≡高齢者福祉事業等）の用に供するため、市民が直接サービスの提供を受けるもの（≡特別養護老人ホーム等）で利用料等の設定について市の指揮又は監督の及ぶものについては、その貸付料等は無償又は免除することができることとされている（「川崎市財産条例」及び「貸付料及び使用料の減免取扱要領」）。**

イ 手続き

無償又は免除とする場合の**手続き**については、

- ・ **貸付けの適否**

貸付目的、指定する用途、貸付期間等や選定手法、選定理由等

- ・ **減免の適正性**

減免の必要性、減免理由

などについて、**施設を所管する各部署**において、**新規及び更新の都度**、貸付けの目的や用途のほか、貸付相手に関する事項や減免可否について確認し、制度所管である財政局資産運用課の確認（≡合議）を得ながら、**決裁**により貸付けを**決定**している。

（２）当該法人（社会福祉事業）に係る現状

ア 施設の設置状況

当該法人は、高齢者福祉部門及び児童福祉部門の 5 箇所で 9 事業を運営、市内では 4 箇所で 8 事業を運営、いずれも**市有地を無償**で借り受けて運営してきた。

【当該法人が運営する事業所一覧】

	所在地	事業所名	サービス種別	土地所有者	貸付条件 開始期間	施設形態
①	川崎市川崎区本町 1-1-1	高齢者福祉施設しおん	地域密着型特別養護老人ホーム	川崎市	無償 平成 8 年 11 月 26 日から	合築施設
		川崎乳児保育所	保育所	川崎市	無償 平成 8 年 11 月 26 日から	
		川崎あいいく保育園	保育所	川崎市	無償 平成 8 年 11 月 26 日から	
②	川崎市幸区東小倉 6-1	特別養護老人ホームしやんぐりら	特別養護老人ホーム	川崎市	無償 平成 14 年 9 月 24 日から	合築施設
		しやんぐりらこども家庭センター	児童家庭支援センター	川崎市	無償 平成 14 年 9 月 24 日から	

		しゃんぐり らべビーホ ーム	乳児院	川崎市	無償 平成 14 年 9 月 24 日から	
③	川崎市川崎 区 日 進 町 22-14	あすいく 保 育園	保育所	川崎市	無償 平成 20 年 8 月 25 日から	単独施設
④	川崎市川崎 区 日 進 町 20-3	ゆめいく 保 育園	保育所	川崎市	無償 平成 19 年 9 月 1 日 から	単独施設
⑤	横浜市神奈 川 区 白 楽 100-5	白 楽 あ い い く 保 育 園	保育所	一般個人 (個 人 地 主)	有償 昭和 40 年代から	単独施設

※ 網掛け部分は、本市外（横浜市）に設置された施設

イ 貸付けにおける手続について

当該法人が市内で運営する 4 箇所 8 事業については、当該法人から本市あてに貸付料免除申請が提出され、関係規定に基づき、貸付けの適否や減免の適正性を貸付要件チェックリスト等で確認したうえで、無償とすることを決定している。

施設ごとの直近の貸付契約に係る申請日及び承認日は次のとおり。

	貸付料免除申請日	無償承認日（＝契約日）
①	令和 6 年 2 月 26 日	令和 6 年 4 月 1 日
②	令和 5 年 2 月 22 日	令和 5 年 3 月 28 日
③	平成 30 年 2 月 15 日	平成 30 年 4 月 1 日
④	令和 2 年 3 月 4 日	令和 2 年 4 月 1 日

（３）検証

- ・ **市有地の無償貸付けは法令上認められており、本市においても当該法人の事業用地だけではなく、社会福祉事業を運営する社会福祉法人の事業用地にも広く適用**している。
- ・ また、**当該法人への無償貸付けの決定手続き**は、川崎市財産条例、川崎市財産規則、貸付料及び使用料の減免取扱要領等の**規定に基づき**、当該法人からの貸付料免除申請に対して、財産所管部署が貸付けの適否や減免の適正性を確認し、制度所管部署に合議のうえで**適正に決定**しており、その手続きにおいて瑕疵がないことを確認した。

以上のことから、当該法人に係る**市有地の無償貸付けは、法令に基づき適正に手続きしていることを確認した。**

（４）参考：「社会福祉事業に対する市有地の貸付けのあり方検討」に向けて

ア 本市の社会福祉施設における市有地貸付けの経過

- ・ **高齢者、障害者の入所・通所先の確保、及び待機児童対策など喫緊の課題**に対し、本市は人

口密度が高く、まとまった施設用地の確保が困難であったことから、これまで**市有地を活用した社会福祉施設の整備を市の施策**として行うとともに、**法令上、認められた無償での貸付けを行ってきた。**

- さらに「**高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画**」においては、国からの通知を踏まえ、「市有地の貸与により運営されてきた民設施設については、**民間が独自に用地確保を行うことが困難な場合には、(略)引き続き市有地を無償貸与することにより、福祉基盤の整備を促進**」することとし、**無償貸付けを継続してきた。**

イ 他都市の状況

- 令和6年10月25日～令和7年1月31日の期間で、他の政令指定都市あてに社会福祉施設に対する市有地の貸付状況調査を実施し、次表のとおり、**いずれの都市においても、社会福祉施設用地に無償で貸し付けている事例を確認できたものの、本市が無償で貸し付けている箇所数が、他の政令指定都市に比べ多い**という実情が確認できた。
- 一方、他の政令指定都市において有償としている施設では、**貸付料の減免等**を行いながら、**事業運営を支援**していることも確認した。

【政令指定都市における市有地の貸付け状況】

政令指定都市名	貸付けの有無	貸付け箇所数	うち有償箇所数	割合	うち無償箇所数	割合
川崎市	有	194	4	2.1%	190	97.9%
札幌市	有	38	15	39.5%	23	60.5%
仙台市	有	145	54	37.2%	91	62.8%
さいたま市	有	21	6	28.6%	15	71.4%
千葉市	有	52	32	61.5%	20	38.5%
横浜市	有	417	153	36.7%	264	63.3%
相模原市	有	15	5	33.3%	10	66.7%
新潟市	有	75	22	29.3%	53	70.7%
静岡市	有	70	20	28.6%	50	71.4%
浜松市	有	24	10	41.7%	14	58.3%
名古屋市	有	181	84	46.4%	97	53.6%
京都市	有	96	43	44.8%	53	55.2%
大阪市	有	753	660	87.6%	93	12.4%
堺市	有	39	19	48.7%	20	51.3%
神戸市	有	69	66	95.7%	3	4.3%
岡山市	有	27	0	0.0%	27	100.0%

広島市	有	55	15	27.3%	40	72.7%
北九州市	有	80	76	95.0%	4	5.0%
福岡市	有	210	185	88.1%	25	11.9%
熊本市	有	15	3	20.0%	12	80.0%

ウ 今後の対応

- ・ 少子高齢化の進展など、**社会福祉事業を取り巻く環境が変化**してきている中、また、**自ら土地を取得して事業を運営している法人との公平性等も指摘**されている中で、**現行の運用**については**整理する必要がある**。
- ・ こうしたことを踏まえ、**今後、社会福祉事業に対する市有地の貸付けのあり方を検討**していくこととする。

7 参考：関係者ヒアリング摘録

(1) 本市関係職員 (□: 質問 →: 回答)

ア 健康福祉局関係職員

【平成 28 年度 健康福祉局総務部企画課職員】

□ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。かなりの長期間に渡って法人経営の危機的状況や会計不備・書類不足が恒常的に続いていることを認識していたか。その緊急性・重大性・影響性について、どのように感じていたか。

→関わったのは1年になる。良くも悪くも有名な法人。理事長の顔がすぐに浮かぶ。神奈川県からの引継ぎでは不正ということまではなかった。

□ 法人監査の実施に際し、どのような点を意識して実施していたか。

→経営が厳しいので丁寧に対応してもらいたいという引継ぎだった。

□ 市に残っている記録では、母子育成会に対する過去の監査を実施する際に、必要な書類が揃っておらず、運営状況や会計処理が十分に確認できないことがあったとなっているのに対し、法人側は「監査資料は揃えていた」という主張をしているが、実際に当時はどのような状況であったのか。

→一部揃っていないものはあった。現場で話して出してもらう形だった。1回だけしか行っていないが、その際はお願いすれば書類はその場で準備してくれていた。

□ 市に同行していた監査法人からは、「領収書の提出もなければ、契約書のファイルの提出もなかった」「稟議書の一部は提出があった」「総勘定元帳は、1年目は提出がなく、2年目は一部提出されたが、全てが提出されたことはない」ということを確認しているが、何か齟齬はあるか。

→短い時間の中で全ての書類について確認できたかは分からないが、事前に依頼した書類は並べられていたという認識。当時の担当者はC氏だった。監査メモで確認してもらうしかないが、その中で適切に対応してもらえるようにしてきた。

- 理事会や評議員会に対して、経営悪化や借財・重要な業者選定などについて、X氏や法人本部職員がどのように説明したかを市は確認したか。
- 理事会等の議事録も確認したり、ヒアリングも実施した。
- 市からの指摘事項やそれへの改善対応に関する理事会等への報告や法人内での周知について、X氏や法人本部職員がどのような方法・程度で行ったかを市は確認したか。
- 結果通知に対して改善報告を提出してもらっていた。その後は次の担当者に丁寧に対応するよう引継ぎをした。まだ課題はあるという認識だったと思う。
- 後任への引継ぎは。
- それぞれの法人について、ポイントをまとめて引継ぎをした。母子育成会について結果通知もそれなりのボリュームがあり、翌年度も丁寧に関わる、改善状況を確認する必要があるという引継書を作ったと思う。
- 画面の資料は誰が作成したのか。【平成28年度 社会福祉法人財務状況確認シート】
- 担当は自分だったので、案は自分が作成し、係長・課長に話をしたのではないかと思います。
- 監査の結果は上のどこまで報告したか。
- 担当者としては総務部長への報告までは同席した。それ以上は分からない。
- その後の対応は後任に任せようと考えていたのか。
- 経営は悪いが、初回だからというところと良くなる要素はあったので、様子も見なければならなかったと考えた。
- 本市退職職員である役員等からの圧力等はあったか。
- ない。
- 前理事長から鰻を奢ってもらったことは。
- ない。
- 市長への献金関係の書類は見たことはあったか。
- ない。
- 雑費が100万円のような記載を見たことはあるか。
- どの法人も雑費になんでも入れてしまう傾向があったので、この法人でその指摘をしたのかまでは覚えていない。
- 当時の監査法人の委託は。
- 事前の財務分析のみ。同行はしてもらっていない。
- 旧体制の理事・監事・評議員に本市退職職員等がいることは認識していたか。
- 〇〇氏が元市の職員であることは知っていた。乳児院の施設の担当をしていたことがあって、乳児院に〇〇氏がいたので知っていた。
- 議事録等の内容から経営状況が非常に危ない状況について法人内での議論の過不足、監事監査、牽制機能をどう認識していたか。
- ヒアリングでは確認したが、内容についてははっきり覚えていない。
- 県からの引継ぎ事項はあったか。
- 母子育成会だけではなかったので、他法人も含めて県庁に書類を取りに行ったことは覚えている。各法人について一言ずつコメントがあった。

- ☐ 先ほど確認してもらった資料【平成 28 年度 社会福祉法人財務状況確認シート】は誰に引き継いだか。
- 後任者に引継ぎまではしたが「その後は…」といった感じ。上司の係長は翌年度も在籍していた。引継書は作成し、後任者に引継ぎの時間を作って引継ぎをした。
- ☐ 県から丁寧にと言われたということだが、何を丁寧にと認識していたか。
- 指摘事項をしっかりと追っかけていく必要があるということ。
- ☐ 県から引き継いで 1 年目だったと思うが、特別監査をやる場合には誰が決めるのか。
- 管理職だと思う。
- ☐ 監査結果はどのように作成するのか。
- 課内で意見を出し合い、それをまとめる形になる。
- ☐ 特別監査の基準はあったか。
- 明確な基準はなかったと思う。ケースバイケースになる。その間の挙証資料の積み重ねになると思う。
- ☐ 付度が働くような風土はあったか。
- そのようなことはなかった。公平にフラットにやろうという形でやっていた。
- ☐ 監査担当に配属されたら研修はあるのか。
- 特になかった。OJT で教わった。いくつか冊子があったり、国のガイドライン、通知、監査基準をもとに学んだ。
- ☐ 監査はその場の確認のほかに、長期的な視点、経営的な面で見えていくことも必要だが、そのような視点で対応したか。
- 自分で学んでいた。組織として研修体制の構築とかはなかった。
- ☐ 監査では長期的な視点も意識していたか。目の前のことを確認していたか。
- 目の前のことが 8 割だったと思う。財務分析があったので、法人にヒアリングをして共有していた。
- ☐ 県から引き継がれた時に違和感はなかったか。
- 当初は特になかったが、財務分析や話を聞いていくうちに変わっていった。
- ☐ 平成 28 年度は口頭指摘と比べて文書指摘事項が 1 つしかない。どのような基準をもって指摘項目を分けていたか。
- 案文は担当者が作成し、合議制で最終的には決裁で決定する形になる。
- ☐ 領収書が全てあったかは確認したか。
- 抽出でポイントでの確認はした。
- ☐ 監査法人の分析において、よく確認すべき事項のアドバイスはあったか。
- 経営状況が良くないということが主であったと認識している。
- ☐ 金融機関からの借入が理事会の決議を経ていないという事項があるが、どのような認識であったか。
- 他の法人ではあまり見かけない事項だと思う。もっとヒアリングすべきだったかもしれない。
- ☐ こども未来局との関係は。

→こども未来局と一緒に研修をしたことはある。

☐ 母子育成会関係での情報共有はしていたか。

→情報提供や意見交換はしていたと思う。そこから一歩先まで話したかは分からない。

☐ 領収書を分ければ監査で指摘されないということを法人側に話したことはあるか。

→ない。

☐ X氏に鰻を奢ってもらったことは。また、その噂は。

→ない。

☐ 法人の経理担当からのリークはあったか。

→ない。

☐ 監査の反省点や限界を感じたことは。

→人材育成や研修体制をしっかりとしてもらいたい。見るポイントが分かれば変わってくることもあると思う。

【平成 29-31 年度 健康福祉局総務部企画課職員】

☐ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。かなりの長期間に渡って法人経営の危機的状況や会計不備・書類不足が恒常的に続いていることを認識していたか。その緊急性・重大性・影響性について、どのように感じていたか。

→入庁後はじめての職場だった。以前は経理の仕事をしていたので、その経験から監査部署に配属されたのだと思う。前任者からは赤字が継続しているという一方で会計書類が不備で実態が不明確と聞いていた。平成 28 年度は書類も揃っていない、その点を指摘したら揉めたと聞いていたので、難しい、問題がある法人なのだなという認識だった。

☐ 書類の不備はどの程度だったのか。

→口頭で非協力と聞いていたが、平成 30 年度実地監査では、態度はそこまでではなかった。ただ、資料は他施設のものがなかったり、契約書のファイルがなかったり、事前をお願いしている資料の一覧では当然あるべきものが、そこをお願いしないと出て来ない状況だった。実態把握という意味では書類はあまりないという印象だった。

☐ 契約書はそこで出てきたのか。

→契約書は出てこなかった。大きな契約については後日出てきたと思う。

☐ この資料は見たことはあるか。【平成 28 年度 社会福祉法人財務状況確認シート】

→この資料を直接見たかは覚えていない。記載されている内容は個別に見聞きしていたことはある。

☐ 実地監査当日において、書類や証ひょう類が著しく不足していたと感じているか。その場合は、法人に対して期限を定めて改めて書類等を準備させ、実地監査を後日の別日に実施することは考えなかったのか。

→別日に改めて実施するまでは考えていなかった。他の業務の担当もしていたので、そこまでの余裕はなく、考えも浮かばなかった。

☐ 平成 30 年度に見られなかったことを踏まえて、平成 31 年度に確認することはできなかったのか。

→前年度の指摘内容は確認して、平成 31 年度の監査に臨んだが、全てが揃っていたわけでは

なかったと思う。改善されていない事項は再指摘という形で文書指摘で強調した。

□ リソースの問題で、当該年度で複数回の監査を実施しなかったということだったが、人数がいれば実施したか。

→個別に担当がいればずっと追いかけるということはできたかもしれない。

□ 他の法人に対してはどうか。

→同じ社福でも法人により事務局機能は異なる。指摘した内容を理解してもらうために電話で対応しなければならない。悪意がなくても、間違えることはあり得る。

□ 再指摘ということは他法人でもあったのか。

→再指摘は他法人でもあった。ただし、母子育成会の規模感から考えると事務局機能は弱かったと感じる。

□ 指摘事項はいつか改善されると考えていたのか。

→書類の不備については改善されるかもしれないが、根本的な経営についてはこのままではいつかは大変なことになるかもしれないという思いは多少あった。

□ 不正のリスクは考えたか。

→X氏は個人で借入をして法人の資金として投入していたので、不正というリスクは考えていなかった。法人を適正に運営する事務局体制に課題があるという認識だった。

□ 確認した書類でここを直さなければならないということは確認していたか。

→高齢者部門が赤字体制であり、根本的に変えていかなければ改善しないのではないかと考えていた。

□ 特別監査とかは考えたか。

→母子育成会について特別監査の検討まではしていないが、特別監査はどうすれば実施できるのかは考えていた。運営等に重大な問題を有する場合に特別監査が実施できることとされているが、ローカルルールは是正も踏まえ法改正が行われたので、重大な問題とは具体的にはどのような問題なのだろうかということは考えていた。国から明確に示されていなかった中で、法人の中で不正があるということであればできるのではないかと考えていたが、赤字が続いているということだけでは法人の自主性を尊重する、負担を軽減するという法改正の趣旨の中で、どうやって手を出せるのかは悩んでいた。

□ 指摘が2年続いて、次回に直さなければ勧告にするというようなことは考えたか。

→特別監査や勧告に移行するという事までにはならなかった。

□ 現場確認の日数を2日にするというようなことは考えたか。

→検討はしていなかった。現場は1日で実施するという認識で、確認事項として会計面に重点を置くようなことはしていた。

□ 監査法人とサンプル確認はしていたか。

→平成30年度からは監査法人が同行していたので、サンプル検査は監査法人に任せていた。

□ 何が問題か分からない状態で、どうすればいいのかという話があったが、そのためには資料の再提出など一つずつ全部を確認して行くしかないと思うがどうか。事業課との連携は。

→都度都度指導となるか分からないが、X氏からは会計顧問を活用するという話を聞いたので、監査後も電話で確認はしていた。事業課とは、保育は拠点区分間借入があったので、共

有はしていたが、そのことを踏まえた方向性の検討まではしていなかった。

□ 監査担当に配属されて市としての研修はあったか。

→市としてはなく、個人的に研修を受けた。制度改正の厚労省の研修は行かせてもらった。

□ 監査は国のガイドラインを基に確認することが日々の業務と教わっていたのか。それとも経営も含めて監査だと思っていたのか。

→個人的には形式監査だけでは本来の目的は達成できないと思っていた。福祉サービスが安定して運営できるように法人運営を安定することが必要だとは感じていた。ローカルルールのは是正のために制度改正が行われたこともあったので、指摘ということについては国のガイドラインに沿った対応は必要であるとも考えていた。ただ、ガイドラインは絶対やらないといけない部分で、その上で課題がある法人に対して経営がどうかということと一緒に考えていければと思っていたが、リソースが限られている中で難しいところはあった。

□ 国のガイドラインが免罪符になるというように決めてしまえばやりやすくなるのではないかと考えたことはあるか。

→そのように考えたことはない。ただ、市としてどこまで確認すればよいのかは分からなかったし、そのような権限があるのかも分からなかった。

□ 権限はなくても、法人にお願いベースで頼むことはできたのではないか。

→他の業務もありそこまではできなかった。

□ X氏はしゃんぐりらを増床するから赤字が解消されるという話はどう受け止めたか。

→全て鵜呑みにすることはなかったが、当時再編整備計画の話の中で、満床になれば上向くとは思っていた。監査のタイミングでしゃんぐりらの状況を聞いていて、上向いているという話を多少なりとも信じてしまったところはあるかもしれない。

□ X氏は私財を投げうって経営しているということだったようだが、法人を私物化しているというような危険性は感じていたか。

→いい人だという認識はなかったが、本人が不正をするという認識は当時はなかった。どちらかというとな法人を立て直そうと思っていた。そのため、今回の件は失望を感じた。

□ 施設の稼働率の状況などについては気付いていたと思うが、経営、費用の合理性については見切れなかったか。

→ 分析をしたいという気持ちはあったが、そこまでの時間はなかった。もどかしさはあった。

□ 課として監査についてどのように考えていたと思うか。

→形式的な監査をするだけでよいとは誰も考えていなかったのも、法人経営についても確認できるようにしたいと考えていたと思う。

□ 法人のガバナンスはどのように理解していたか。

→理事会や評議員会が形骸化していたことは知っていた。法改正の主旨としてガバナンス強化があったとは思いますが、それぞれの規定は明確化されていないので、個人的には形だけになってしまわないかという気持ちはあった。

□ 監査結果は年度末にまとめて発出していたが、実施後にすぐに出さなかったのはなぜか。

→前年度を参考にした。ばらばらに起案すると作業回数が増えるので作業効率の面からはどうかと思う。

□ ガバナンスは他の法人はどうだったのか。

→法人によっては全録のような議事録もあり、法人による能力差を感じていた。

□ X氏以外から話を聞いたことはあるか。

→担当していた期間はなかった。法人によっては関係者が監査に参加することはあった。

□ 当時の課長が病気がちであったと思うが、そのフォローはあったか。

→他の係からのフォローはなかった。

□ 当時の状況を上のどこまで報告していたか。

→母子育成会のことだけで部長・局長まで報告したことはなかったと思う。監査結果通知の決裁の際に口頭で全体的な説明をしたと思う。

□ 上司からの指示はあったか。

→母子育成会についての指示はなかった。

□ 当時の課長の状況は。

→当時は通院で週1日か2日は休んでいたが、監査には同行していたと認識している。

□ 領収書を分ければ監査で指摘とならないという話は聞いたことは。

→ない。

□ 講評メモで伝えて直せば指摘しないという話は。

→ない。

□ 法人担当者からのリークはあったか。

→ない。

□ 本市退職職員である法人役員等からの圧力は。

→ない。

□ X氏から鰻を奢ってもらったことは。

→ない。

□ 市長への献金の証ひょう類を見たことは。

→ない。

□ 雑費で100万円のような記載を見たことは。

→ない。

【令和2-3年度 健康福祉局総務部企画課職員】

□ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。かなりの長期間に渡って法人経営の危機的状況や会計不備・書類不足が恒常的に続いていることを認識していたか。その緊急性・重大性・影響性について、どのように感じていたか。

→監査前に資料を確認するが、当時はコロナ禍だったため、入所者への配慮が必要な状況だった。事前調整の段階で施設内でコロナが発生してできなくなったと認識している。母子育成会は気にしなければならない法人であることは引継ぎを受けていたが、特別監査をするほどなのかは個人的には判断が難しいところがあった。コロナ禍でどの法人も苦しんでいた状況もあり、母子育成会だけではないのではないかと考えていた。コロナ禍で融資や補助金も

あったので資金も調達できるのではないかと考えていた。法人が本当に資金繰りが苦しければ市に相談が来るものと考えていて、それほどまでには至っていないと考えていた。

□ 令和2年度は監査実施予定だったのか。

→当初は予定していたが、コロナにより見送った。

□ 監査法人からの事前分析では評価はEランク（最悪レベル）だったことは知っていたか。

→Eランクであったことは知っていた。他にもあったとしてもあと1つくらいだったかと思うが、詳細は覚えていない。経営状況が良くないということは認識してはいた。

□ 前任からの引継ぎは。

→前任者からは事務のやり方の引継ぎが中心で、法人対応の方法の引継ぎではなかった。特別監査をやった方が良いという話はなかった。

□ 当時の係長からの指示は。

→リスクがあるということは聞いていた。コロナで実施できないので確認のしようがない状況だった。国からも監査の実施について通知が発出されていたと思う。場合によっては書面監査でもやった方が良いかどうかは課内でも検討していた。書面監査でどの法人まで確認するのか、会計帳簿を法人外に持ち出しているのかという観点から、市としてそこまで動くべきかということも踏まえ、国の通知も踏まえ延期したと認識している。当時はコロナ禍で、企画課企画担当はコロナの初動対応もしていたので、法人担当も協力体制を築かなければならなかった。

□ 法人担当はコロナ禍で何をやっていたのか。

→法人担当の通常業務に加え、定額給付金の事務の協力もしていた。

□ 入庁してからどのようにしてこの部署に来たのか。

→他局からの異動。

□ 監査の経験は。

→監査経験はない。ガイドライン、法人制度改革の資料や参考書をもとに学んだ。

□ コロナ禍で実際に母子育成会の監査現場に行くことはなかったということか。

→そうなる。

□ 課としては国のガイドラインの項目をチェックすればよいという認識だったか。もしくは経営まで確認していくという考えだったか。

→基本的にはガイドラインに沿って監査は実施するものと考えていた。経営の部分については相談があれば対応すべきだと思うが、法人の自律性から行政が越権することはあまり良くないと考えていた。

□ 相談は所管課で対応し、監査担当は監査を実施すべきとしていたのか。

→横のつながりがなかったわけではない。各課で集まって情報共有はしていた。他の法人については特別監査に入ったりしたことはあった。

□ 母子育成会はそのまでの対応は必要ないという考えだったのか。

→課全体として母子育成会についての話題は特別にはなかった。法人の状況については会計監査の報告書を共有しており、法人担当内では共通の認識だったと思う。

□ 資金があれば問題ないという考えはあったか。特別監査実施の基準はあったか。

→なかったと思う。法人の状況等から判断するものと思っていた。

□ X氏のことは知っていたか。

→知らない。

□ 経営状況は良くないことは認識していて、特別監査を実施しなかったことはコロナ禍であるということも影響はあったか。部長、局長まで判断を仰いだか。

→そこまでは上げていなかったと思う。

□ 法人が本当にまずいと判断したならば、法人から市に相談があるものと考えていたのか。

→そうなる。

□ 監査法人が作った経営状況分析の指標はどう認識していたか。

→経営に関する部分も参考情報として知っていた。課内では共有していたが、部長以上まで報告したかは分からない。

□ 当時の課長は病気がちであったがマネジメントはどうだったか。

→監査にも行ってくれていた。どちらかというとな法人に厳しい対応をする方だった。母子育成会への対応は覚えていない。

□ 係長はどうだったか。

→コロナ禍が収まるまでは仕方がないという感じだったのではないかな。

□ コロナ禍で現地には行っていないが、経営状況や会計処理はWAMで確認できるし、監査法人からも報告があったと思うが、何か法人に対してフィードバックのようなことはしたか。

→そのようなことはしていない。監査で書類を確認していないので、WAMの情報のみをもってそのようなことをやっていいのか分からなかった。WAMの情報は入力誤りもあるので、その情報のみでははっきりとしたことが言えない。

□ 監査は法的な根拠を裏付けに相手に何かを言うことだと思うが、一方で周辺情報の収集をしようとは思わなかったか。

→監査の担当としては、経営を見る部門がないので、どこになるかというとな企画課になるのかもしれないが、赤字であることを問題視し、担当部署に投げかけるなどの対応することはしなかった。

□ 体制が許さなかったのか、そのようなことは監査の仕事ではないという認識だったのか。

→経営の部分まで見ていくことは非常に難しい部分があると思う。

□ 人がいればやれたのか。組織としてどのように考えていたのか。

→個人としてはやればやりたいが、コロナ禍でもあり、現実的にそこまではやれなかった。他の業務もあり、限られた人員ではできなかった。

□ 個人としてそのように考えるのはなぜか。

→経営が厳しい法人には何かをしなければならないと思っていた。

□ 在職時は他にも臨時の業務はあったのか。

→コロナ禍における監査法人への対応や、監査日程の再調整など法人との調整にも時間を要した。今回の件について、法人の担当者が心を痛めているという話を聞いたが、自分としても気付けなかったことは心苦しい思いはある。公益通報の制度を活用できるようにしてもらいたいと思う。

□ 不正の噂を聞いたことは。
→ない。

□ 本市退職職員である法人役員等がいたが圧力や忤度はあったか。
→ない。

□ 法人職員とのやり取りは誰としたか。
→日程調整のやり取りはしたが、誰としたかは覚えていない。

□ 法人担当者がリークしたが市が対応しなかったという話があるが。
→そのようなことはなかった。

□ コロナ禍において他都市での対応を確認したか。
→書面で実施しているところがあることは確認したが、市として実施できるか検討しなければならないと思った。

□ 引継ぎで、県の時代から経営が悪化しているという内容はあったか。
→県の時代からという引継ぎはなかった。自分が担当する前に赤字になっていたことは確認していた。

□ 監査を見送ることはどのように決定したのか。
→国からの通知について係長と相談し、課長に相談して決定したのではないかと。課長が部長まで報告したかは分からない。

□ 当時は実地監査を全て見送ったのか。
→法人によっては監査をしても大丈夫というところもあって入ったところもある。なるべく監査を実施できるよう動こうかという相談も課内でしたが、家族すら面会できない中で、監査を実施することはどうなのかという判断で法人の理解を得たうえで実施することとした。

□ 母子育成会とのやり取りは令和 2-3 年度ではあったか。
→担当レベルは監査の日程調整のみ。他のことは課長・係長に聞いてもらいたい。

□ 次の担当にはどのように引き継いだか。
→自分は前任者から事務手続き中心の引継ぎを受けたので、同様の引継ぎをした。法人個別のことは引き継いでいないと思う。年度当初の係の打合せで知ってもらえばよいと考えていた。

【令和 4-6 年度 健康福祉局総務部企画課担当職員】

□ 令和 4 年度から在籍だが、前任から母子育成会の監査のことについて引継ぎをどう受けたか。
→母子育成会のことについて個別にというのはなかった。前任も退職されており、資料を見ながら業務内容を確認した。前任と直接話をして引継ぎというのはなかった。

□ 他にはどういう形でノウハウを学んだか。
→他局からの異動であり、会計などについては全く何も知らない状態であった。当時の係長が 5 年目だったので、会計面を含め何を確認すればいいか聞いて学んだ。国のガイドラインを読み、国の初任者研修を受講するなどによって学んだ。基本は係長からの OJT などを中心である。

□ 令和 2・3 年度ではコロナで実地監査に入れない状況が続いていたが、令和 4 年度から状

況が変わってきて、改めて実施する状況になってきたが、法人監査に入るための準備についてどんな印象だったか。

→令和4年度では、母子育成会に関する打合せや局長報告には入っておらず、母子育成会以外の他の法人については入っていたが、母子育成会に関しては赤字が続いているというのを係長から聞いていた程度である。誰がどう動いていたか、部長級が動いていたので、初任者の私への配慮だと思うが、タッチはさせてもらってない。

□ 母子育成会への現地監査には行ったのか。

→令和4年度には、母子育成会も含めて現地監査に行っていた。監査の状況を一緒に確認するという程度の役割だった。

□ 課題のある法人については係長以上の対応だったのか。

→そうだった。

□ 母子育成会についての関わりは薄かったとのことだが、自身から見て母子育成会にはどういう印象を持っていたか。

→最も印象的だったのは、現地監査の会場に園長2人が窮状を訴えにやって来たこと。以前にいた職場で保育関係の業務をやっていたので園長たちのことを知っていた。小口現金が尽きてしまったなどの訴えに「なぜなんだ？」と。園長たちが法人の状況を把握していないと感じたので、「法人の状況を伝えた方が良いのでは」という思いから、当時の課長には「講評の場に園長たちに同席してもらってはどうか」と進言したが、当時は上の方たちの思いや事情もあるようで、そのようにはならなかった。また、自身としてもその後の園長たちへの対応のことが気になっていたので、後日に当時の係長に確認したところ、「こども未来局からは特に回答はしないようだ」とのコメントであった。

令和4年度の監査の時に、「経営状態について話を聞きたい」と市から法人に打診した時だったと思うが、X氏から「じゃあ別室に」という感じで、X氏とC氏がいたと思うが、「職員にはあまり知らせたくない」とのことで状況や今後の改善の見通しなどが話されていた。こういったことから、母子育成会は特殊な法人だという印象はあった。

□ 園長たちが講評の場にて同席にならなかった、その理由については。

→確認はしていない。この職場に来たばかりで何か言えるものではなかった。

□ 園長2人がどんな話をされていたか。

→「小口現金がしょっちゅう無くなり、追加してもらえない」「なんでこんなに経営が厳しいのか分からない」こういった訴えから、講評の場に園長たちも同席してもらえれば状況が分かるのではと感じた。

□ その他に話していたことは。

→明確にはあまり覚えていないが、繰入金で保育のお金が高齢に流れっぱなしの話であったかと思う。

□ 賞与の支払いの遅れのことは。

→それ以前に市長への手紙や投書などで聞いていたが、現地での訴えの中にあっただろうかは正確には覚えていない。

□ 園長からの話の温度感は。市側に何かを直ぐに求めている感じだったか。

→意を決して代表 2 人が来たのだらうとは思った。

□ 当時は、こども未来局と健康福祉局の両局が一緒にいたが、誰に話をしに来たか。

→監査会場では 2 つ島があって、園長たちはその真ん中で話していたと思う。誰にという感じではなかった。

□ 当時の市側の誰が受け答えをしたのか。

→おそらく、こども未来局が対応していたように思うが定かではない。当時の（健康福祉局の担当）課長が返事をしていたような記憶がないので。

□ 法人監査に入る中で、母子育成会は課題のある法人との認識だと思うが、監査以外の場で当時の課長・係長が行っていた個別のやり取りには、どのような印象を持っていたか。

→令和 4 年の秋頃に長寿社会部長・企画課法人監査担当の課長・係長は母子育成会の関係のヒアリングや打合せを庁舎内や法人本部などで行っていたようだが、X 氏以外の法人の方が同席している様子はなかったと思う。金融機関が絡んでくると、長寿社会部の高齢者事業推進課長も入って話しているような感じだったと思う。その後はコンスタントに月 1~2 回のペースで何度も電話や法人本部で打合せなどをやっていたと思う。主に長寿社会部長が対応していた。

□ 長寿社会部長と課長、別の部の職員だが、それぞれどういう役割、対応の整理だったか。

→自分の個人的な印象としては、長寿社会部はたくさんの施設を所管しているので、事業者からの大抵の相談は長寿社会部に来ており、企画課に出す書類も長寿社会部に出されるなど、法人にいろいろと依頼する際も長寿社会部に間に入ってもらった方が円満に行くような空気感があったかもしれない。こうした状況から、母子育成会についても話がしやすい長寿社会部長を挟んで話をしていたのかなと感じた。企画課としては、母子育成会と直接コンタクトというのはあまりなかった。

□ 法人監査のラインとしては総務部長だと思うが、企画課にいる当時の課長から総務部長や局長への報告や、また、上からの指示はどの程度行われていた感じか。

→局長室に入る時には長寿社会部長も入っていたし、長寿社会部長が入ることで母子育成会の赤字改善の具体的内容も出て来たので、長寿社会部長・総務部長・企画課が一緒にいたと思う。

□ 長寿社会部長を頼りにしていた部分があったかと思うが、法人監査については、企画課ラインである総務部長や局長からの指示について、どういう認識で、どういう動きだったか。

→令和 4 年度の段階では、監査に必要な書類は揃っており、ただの赤字法人という印象であり、他にも赤字法人があったので、赤字法人だから特別監査をやろうという感じではなかった。令和 4 年度は長寿社会部長が事業整理して、Y 氏の個人融資の話もあったし、その結果や決算状況を見てから次の対応という感じであった。

□ 過去の監査においてやれたことは何だと感じているか。

→国の研修も初任者に対して実施してくれているが、内容としてはガイドラインの話が中心である。今後もし会計の不正を見ていくなれば、今の国の研修では不足していると思う。また、行政側も会計知識を持つ人を配置しないと 3 年で人事異動があることを踏まえると不正を見抜くことまではできないと思う。経験が蓄積されれば、どこを見るべきか徐々に分かって

来るが、1年目では難しい。自身はガイドラインや書籍を読んで監査に臨んでいるが、現地監査では読んだことがどこに当てはまるか、それを身に付けるには時間もかかるし難しいと感じている。

□ 領収書を分けて小さくすれば監査の対象にならないとか、見聞きした記憶は。
→ない。

□ 講評メモを渡す際に、法人から「直しておく」と言われたら指摘にはならないということは。見聞きしたことはあるか。

→監査当日に資料がなかったものについて、後日に「事務所の中でありました」とのことで根拠となるデータを送ってくれば、「その件は後日に確認できた」と記録することはある。

□ これは市側も根拠確認ができた時の対応で、法人が口頭で伝えただけではないという理解か。

→そのとおり。

□ 法人職員から市側へのリークに取り合わなかったという話は。

→ない。

□ 本市退職職員である法人役員等から監査やそれ以外も含め、忖度や圧力について受けたことは。見聞きしたことはあるか。

→ない。

□ 前理事長のX氏から鰻を奢ってもらったことは。見聞きしたことはあるか。

→ない。

□ 市長の献金の資料を見たことは。

→ない。

□ 監査の守備範囲の話として、経営に関しても法人に助言するかどうかについて、母子育成会の経営に踏み込むかというところで、前任からのヒアリングでは「経営に関しては法人が言うて来ることだから、市の監査ではあまり踏み込まない」といった感じだった。ところが、先ほどの長寿社会部の対応では経営の話にもかなり踏み込んでいると思う。高齢者施設の監査は長寿社会部が対応しているのか。

→そうなる。そちらは事業所の監査で、サービス部門だけ。会計処理は見ない。

□ 高齢者施設での監査は赤字とかは関係なく見ているのか。

→まずい状態の場合は長寿社会部から法人監査の担当に言ってくれるような関係である。

□ 長寿社会部長は自分の部を動かして応援する立場にあったと思うが、どういう考え方だったのか。

→長寿社会部長がどのように考えたかは分からない。

□ 長寿社会部長が独自で担当者のように動いていたのか。

→自身は1年目なのであまり知らない立場だったが、そのように認識していた。当時企画課法人監査の担当課長や係長も対応していただいている長寿社会部長に付いて対応していた。

□ 法人監査担当の課長も他部の長寿社会部長に付いていかざるを得なかった。

→長寿社会部長も良かれと思ってやっていると思っていた。総務部のために動いてくれているのだという印象で、長寿社会部長が助けてくれているという構図に見えた。

□ 令和4年11月7日に監査に行ったときに、X氏に別室に連れて行かれて「当てがあるから大丈夫」という話だったのか。

→X氏は「当てがある」とまでは言っていなかったが、その時は金融機関の話をしていた時期であった。法人から資料も出されたが、根拠がよく分からないのでC氏に聞くと、「理事長マター」だと。

□ 仮に長寿社会部長がいなかったら、総務部としてはどうしてたか。

→そうだったら、企画課の方で動いて対応していくしかなかったと思う。事業の廃止だとかの調整は長寿社会部に力を借りる必要があったと思う。

□ 局長は何も知らなかったか。

→局長室のことはわからない。

□ 監査はマニュアルだけやればいいと思うか。経営まで責任を持ってやるのが監査だと思うか。

→両方やらないといけないと思う。ただ、職員によって考え方がバラバラである。自身としては会計面も強くあるべきと考えて勉強している。新しく来た会計年度任用職員に会計面のノウハウ蓄積をしてもらっている。これまで、自分や会計年度任用職員は事前提出資料の細かなチェックをした上で現地監査に臨んでいるのに対して、課長・係長たちは法人の全体像の大きな流れやポイントを見る視点での監査対応だとは思っているのだが、こうした役割や関与のあり方も今後の検討課題であると思う。

【平成28-29年度 健康福祉局総務部企画課担当係長】

□ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。かなりの長期間に渡って法人経営の危機的状況や会計不備・書類不足が恒常的に続いていることを認識していたか。その緊急性・重大性・影響性について、どのように感じていたか。

→平成28年度に移管された際は、県から詳細な資料はなく、経営状況が厳しく、事業間の繰り入れが行われているという内容だった。前職場でしゃんぐりらの整備担当をしていたのが、介護人材の関係で満床にすることが難しいということは以前から聞いていた。監査法人による財務分析及び監査のアドバイスを受け、経営はかなりひっ迫しているということは理解していた。

□ 市に残っている記録では、母子育成会に対する過去の監査を実施する際に、必要な書類が揃っていない、運営状況や会計処理が十分に確認できないことがあったとなっているのに対し、法人側は「監査資料は揃えていた」という主張をしているが、実際に当時どのような状況であったのか。

→事前準備は法人側は（資料を）揃えていたということだが、私の認識では十分ではなかったと認識している。ヒアリングにおいてもちぐはぐな点はあったように覚えているが、指摘に対しては対応してくれたと考える。会計上の不備は多々あったりしたので、法人の事務局体制が若干弱いのかなという認識を持った。当時の監査では不正については見ていないし、思ってもいなかった。メインバンク以外の金融機関から借入をしている点についてヒアリングをした際に、X氏が個人資産を担保に借入しているという話を聞いていたので、責任感を持って経営しているという印象であった。

- 雑費 100 万というようなことは確認したか。
- 会計処理の仕方の指摘が中心であった。当時（平成 28 年度）はガイドラインに基づき指摘をしていた。平成 29 年度の法改正前だったので、国のガイドラインに準拠した市のガイドラインに基づき監査を実施したが、形式的な審査になっていた。
- 平成 29 年度はなぜ監査を実施しなかったのか。
- 法改正に基づく対応を市内法人に周知し、対応することを国から強く求められたことが最優先であり時間が割かれたこと、社会福祉施設の再編整備計画を担っていたことで、監査件数が少なくなった。母子育成会は前年度の監査において改善報告を提出していたこと、経営が上向いているとの前理事長の話を信頼して、他の優先度の高い法人に対して実施することにした。
- 平成 28 年度に作られた母子育成会について分析した資料【平成 28 年度 社会福祉法人 財務状況確認シート】があることを把握しているか。
- 記憶はないが、ものはあるのでおそらく見てないことはないと思う。
- 資料に書いてあるようなことについて組織で話したことはあるか。
- 母子育成会については注視していかないと危ないという話をした記憶はある。
- 後任に引き継いだ記憶はあるか。
- この資料かどうかはわからないが、母子育成会は見えていかないと危ないということは伝えてはいるはず。当時の職員とも話はしていた。どこまで細かいところまで話したかは覚えていない。拠点間区分のことをこども未来局と共有もしていた。
- 法人の状況は上司にどこまで伝えたか。
- 結果通知は局長専決なので、監査の状況を含めて決裁前には局長に報告もした上で決裁されていたと思う。当時の局長は長寿社会部にも在籍していたことがある方なので、母子育成会の経営が厳しいことは認識していたと思う。
- 証ひょう類は監査会場になかったと思うが、どうか。
- 法人会計の証ひょう類は見たように記憶しているが、事業に関するものは求められていないから用意していなかったということだと思う。十分かというところではなかったと思う。
- 監査の結論は合議して決めるのか。
- 担当が原案を作成し、係長、課長と合議して決める。
- 特別監査を実施する基準はあるか。
- 市としてはない。国の基準でも重大な事案が確認された場合とされているが、具体的に示されていない。犯罪や違法性のあることがあれば別だが、母子育成会については会計処理が雑であるというような認識だったので、そこまでは考えなかった。市への内部通報があれば対応していたと思う。
- 文書指摘にした内容と先ほど確認した資料にある内容では認識が違うように感じるが、X 氏に対しては法人経営に対して責任ある方という認識だったのか。
- そのように考えていた。
- 経営が上向くという話の調査はしたか。
- 社会福祉施設の再編整備計画の策定に関わっていたので、しゃんぐりらの稼働率が上がれ

ば、法人の経営状況は改善するシミュレーションもあり、そのように考えていた。

□ 国のガイドラインに基づく確認をしていたのか。法人の経営についてまで考えていたか。
→前者であった。法人の経営は法人自身がガバナンスを働かせて考えること。そこまで踏み込むのは監査の範囲を逸脱してしまうと考えていた。

□ 法人のガバナンスはどうだったのか。
→平成 29 年度の法改正でガバナンスが強化された。その点は確認したが、それ以上は監査担当の業務を逸脱すると考えていた。

□ 国のガイドラインに基づく確認を行えば十分という認識、対応だったか。
→国の基準に基づき、市の基準を作成し、それに基づき対応していた。

□ 書類も揃っていなかったという中で、こういう手続きをしたから監査として大丈夫だと考えていたのか。ガイドラインに基づき確認していたから大丈夫と考えていたのか。
→後者になる。

□ X氏個人による貸付けについてはいくらくらいと認識していたのか。契約書を確認したのか。
→数千万円と認識している。X氏から帳簿上の該当箇所から金額数字は示されていたが、契約書があったかどうか、確認したかどうかは覚えていない。

□ 書類が揃っていなかったということを法人に伝えていて、後日書類を確認したか。
→口頭ベースの確認のみだった。信じてしまった。

□ しゃんぐりらの増床で経営が改善するというシミュレーションはしていたようだが、実際にどうなっているか確認したのか。
→シミュレーション上で1人入所すればどうなるということは確認したが、実際の稼働状況までは確認してはいなかった。過渡期でもあったので、後々確認していくつもりだった。

□ 稼働率を上げるためには従業員も必要になるが、その点は考えていたか。
→当時も厳しい状況ではあったと思うが、法人の理念等をしっかり伝えれば集まるのではないかと考えていた。

□ X氏のことは知っていたのか。
→前職は高齢者事業推進課の施設整備担当なので、業務上、お顔は知っていたが、個人的なつながりはない。

□ 経営が上向くという話の信用性はどうか。
→再編整備計画のシミュレーションのほか、しゃんぐりらの増床の際に外部の方も入る中で法人を決めていたということもあった。

□ 監査の職員が異動してきた場合に研修や指導体系はどうなっているのか。
→係内でのOJT、国の研修受講、社会福祉法人会計のセミナーを受講した。

□ 会計のことは委託先監査法人に任せるというよりは市が判断していたということか。
→平成 29 年度までは監査法人の同行はなかったので、事前の分析を基に市が証ひょう類を確認し、判断をせざるを得ない状況だった。

□ 自分も関わった監査担当がどのようになっていると認識しているか。
→今回の件を含め、しっかりやってくれていると考えている。

□ 現在の監査法人の同行は、やはり足りない部分があると考えて導入することにしたのか。
→専門家でなければ対応できないこともあると考えて対応した。

□ しゃんぐりら増床前の経営状況はどのように認識しているか。
→厳しかったと考えている。

□ 領収書を分ければ指摘しないという指南をしたことを聞いたりしたことは。
→自分は話していない。聞いたこともない。

□ X氏から鰻を奢ってもらったことは。
→あるわけがない。

□ 本市退職職員である法人役員等から圧力、忖度等はあったか。
→ない。OBがいるということは知っていたが、接点もなかった。

□ 法人の会計担当者が市にリークしたとの噂もあるがそのようなことはあったか。
→ない。

□ 市長への献金について何か見たことはあるか。
→ない。法人からの献金は制度上問題があるので、見ていたら指摘したはず。

□ 書類不足について追いかけたことは。
→そこまではしていない。指摘事項に対応してもらい、次の監査で確認すればよいと考えていた。

【平成 30-令和 4 年度 健康福祉局総務部企画課担当係長】

□ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。かなりの長期間に渡って法人経営の危機的状況や会計不備・書類不足が恒常的に続いていることを認識していたか。その緊急性・重大性・影響性について、どのように感じていたか。
→引継ぎは、かなり色々な業務があったので、母子育成会は状況が悪いということを聞いたくらい。前年度くらいから監査法人の財務分析をしており、現金がなくなっている、しおんが赤字を生んでいるということを認識し、まずは赤字をどうにかしなければならぬという話を上司にもしたと認識している。監査は平成 30 年度から監査法人の随行も始まっていて、書類が全てなかったわけではなく、拠点によってはないところもあったが、監査法人からはこれでは監査ができないという話はなかったので監査を実施することにした。

□ 市に残っている記録では、母子育成会に対する過去の監査を実施する際に、必要な書類が揃っていない、運営状況や会計処理が十分に確認できないことがあったとなっているのに対し、法人側は「監査資料は揃えていた」という主張をしているが、実際に当時はどのような状況であったのか。
→監査法人からの報告までは記憶にない。もし監査法人から書類が足りないという話があれば、後日、取り寄せたと思う。

□ 会計の不備や借入金の全体像がつかめないという話があったかと思うが、過去の監査の指摘事項が改善されていないことはどう思ったか。
→平成 30 年度の監査で書類が揃っていないことについては、講評メモにしていると思う。メインバンクの金融機関以外からも借入をしていて、何かあるのかな、それだけ経営が厳しいのかなという話を係内でした。会計処理が 12 か月ではなく、11 か月で計上していたので粉

飾に当たることは指摘していた。

□ 平成 30・31 年度と監査をしたと思うが、過去も含めて指摘事項が改善されていないのに特別監査をするという考えは。

→不正が具体的に見つかったというわけではなかったので特別監査の実施は考えなかった。会計処理や手続き上の不備は都度指導していたが、それだけで実施するという考えはなかった。

□ 会計処理の不備が不正につながるとは思わなかったか。

→よく見せようとしているのかな、正しい会計処理の仕方が分からないのかなという印象だった。会計担当者を統括する人もいなかったで、X氏にはコンサルを入れる等の話をしたが、なんとなくかわされてしまっていた。事務処理上のミスで特別監査をするという考えはなかった。令和 4 年度の監査で理事の執行体制について総括的に指摘した。

□ 理事会とかはどのように認識していたか。

→形骸化していて、意見も全く交わされていなかった。理事・評議員も名士の方々で名目上のような感じだった。市から役員を変更することまでは踏み込めないと考えていた。

□ 監査の守備範囲は国のガイドラインをチェックすればよいと考えていたか。

→基本は国のガイドラインを用いた確認でよいと思うが、赤字が続くような法人に対しては、踏み込んだ対応もしていかなければならないと考えていた。

□ 後手後手になった感じは。

→それはある。

□ さらに踏み込んで他の理事らにも話を聞く等をすることは考えなかったか。

→当時は、理事長が動かなければどうしようもないと考えていて、理事に言っても仕方がないと思っていた。

□ 事業課とは話をしたか。

→高齢の事業課とは事業の方向性について話をして、事業課と一緒に法人に話をした。

□ 事業課はどのように考えていたか。

→事業課もかなり状況はまずいとは考えていたと思う。

□ X氏とは話をしたことは。

→市役所に呼んで、事業所管課の課長も一緒に話をした。

□ X氏はどのような人か。

→資産家でお金に困っていない。経営意識が高くないのかなと感じていた。自身の資産を担保にして借り入れることもやめるよう話はした。

□ 法人と個人のお金の区別はできていたか。

→私財を法人に投資していたので、それはやめましょうという話をした。

□ 令和 4 年 11 月の合同監査についての両局の認識は。

→こども未来局は実地施設監査、こちら側は法人監査を同日に実施することにした。何か狙いがあるって合同監査にしたわけではない。当日、X氏へのヒアリングをした時にはこども未来局は同席していないかもしれない。年末に金融機関からの借入ができなくなって話が大きくなった。

□ 高齢の指導監査では会計面は確認するのか。
→自分は分からない。

□ 長寿社会部は、どちらかというとな法人側の応援団のような感じか。
→そんなこともないと思う。法人が倒れると利用者、従業員が困ることになる。それが一番良くないこと。企画課と長寿社会部で法人の資金繰りや資産の状況、赤字の状況は共有している。

□ 法人の経営改善は企画課が主導しているのか。
→赤字の施設をやめる、人材をしゃんぐりらに集約する等を理事長、所管課を呼んでそういう方向で改善することを提案していた。

□ 不正をしているとは考えたか。
→考えたことはない。

□ 所管課からは。
→そのような話は聞いたことはない。

□ 従業員からの話は。
→高齢の職員からは特に話はなかった。こども関係の職員からは賞与の遅延の話があった。

□ 監査での指摘は。
→指摘ではなく、X氏にどのように法人運営をしていくつもりなのかをヒアリングした。

□ X氏に対する遠慮は。
→ない。理事長を代えるようには指摘はできないので、法人役員体制が形骸化していることを助言として結果通知に記載した。

□ 部長や局長にはどの程度まで報告したか。
→令和4年度のまずい時期には長寿社会部長も一緒に局長に報告した。その前は経営が厳しいことを局長まで報告したかは分からない。

□ 在職中に法人にとってさまざまなフェーズがあったかと思うが。
→平成30・31年度は報告したかは分からない。令和2年か3年かわからないが、コロナ禍になってからしおんの赤字の話をし始めたと思う。

□ 赤字の裏に不正があるという認識は。
→そこまでは考えなかった。

□ それは人員がいなかったからか。
→監査以外にも指定管理施設、出資法人、社会福祉施設の再編整備の検証もやっていたので、余裕があれば考えたかもしれない。どうなっているかは気にしていたが、状況を法人に電話で確認したくらい。このままでは本当に倒れてしまうと考えていた。いつ潰れてもおかしくないという財務分析は出ていたので。

□ 令和3年度までに状況をどうすべきと考えていたか。
→X氏を呼んで、しおんの廃止等、改善について、事業課と話をしたと認識しているが、いつかは覚えていない。

□ 課長は病休もあったが、フォロー体制は。
→総務部長は大丈夫かという声かけはしてくれていたが、具体的な指示はあったか覚えていな

い。議会对応は総務部長が一緒に対応していた。

□ 令和 4 年度は長寿社会部長と企画課の法人担当課長、ご自身で動いているが違和感はなかったか。

→事業所管の部長であり、情報共有する場を設けようと動いてくれていたので、特に違和感はなかった。長寿社会部長から所管課長に話はしていたと思う。法人指導のことなので、所管課は入らなかったのではないか。

□ 長寿社会部長と X 氏の関係は。

→わからない。

□ 総務部長への報告は。

→長寿社会部長が資料を作成し、総務部長へ報告してから、局長へ報告していた、という記憶ではある。

□ 過去からの引継ぎで書面は用意されていたか。

→前任者からの引継ぎは、各事業ごとにクリアファイルに入れてあり、順番に説明をされたが、当時はすぐには理解できなかった。

□ 法人として課題があると考えていたところは。

→母子育成会と障害系の法人になる。経営的に破綻するということではなかったと思う。障害系の法人も当時はお金がなかったわけではなく運営が良くないという認識だった。

□ 経営上の問題はどのように認識したのか。

→監査法人の財務分析から。

□ 法人担当者は監査の書類は揃えていたと話しているが資料はしっかりと準備されていたか。

→書類は全拠点分揃っていたことはない。何がなかったまでは覚えていない。

□ 契約書等のファイルはどう確認していたのか。

→当日、必要と判断した場合は後日提出を求めたことはあったので、そこまでの必要性は感じていなかった。

□ 議事録借入について決議が諮られていないことは確認したか。

→見つけた場合は指摘した。

□ 改善報告が提出されて、どのように認識していたか。

→指摘事項にもよるが、計算書類の不備であれば翌年の書類で直すことになる、評議員の出席状況であれば、毎回出席状況を確認したかといえ、そこまでは確認していない。継続的に注視していた。

□ 指摘事項について X 氏がずっと対応しなければどうしようと考えていたか。

→市からコンサルを入れることはできないので、監査法人から紹介してもらおう等の対応をしていた。どこまでできるのかは悩ましかった。

□ X 氏は不正をしているという考えは。

→なかった。

□ 法人職員から「帳簿上に雑費 100 万円というものもあったので、市の人は気付かないのか」という話があるが、そのようなことは確認したか。

→細かなところまでは覚えていない。

□ 費目を領収書まで追いかけることは。

→他法人の監査でもやったことはあるが、雑費の中で使途がおかしいという話はなかったと思う。監査法人からも話はなかったと思う。

□ 使途や総勘定元帳まで確認するよう監査法人と打合せはしたか。

→事前提出資料で、費用が大きくなっている項目は確認するよう話はしたが、母子育成会についてそのような話をした覚えはない。

□ 令和4年度の監査で、保育所園長が訴えに来たと思うが、その内容を覚えているか。

→個人的にメモを作成していた。その内容は、「人件費率の目標はあるか、夏季賞与が大幅に遅延している、保育課に連絡したが理事長に聞いているから大丈夫と言われた、正しい法人運営をしたいと思っている、毎年拠点区分間の貸付金が戻ってこない、園長も経営に携わりたい、会計は理事長が一手に引き受けている、支出等が明かされていない中、急に経営者サイドに立ってくれと言われた、委託費の使途を聞いても理事長が大丈夫と言って教えてくれない、支出は保育所として抑えているが給与は当日振り込みで業者への支払いも遅れており毎年発生している、小口現金のお金がない、法人全体の資金の流れを確認してもらいたい、保育園が稼いでいるのになんで高齢者施設に流れてしまうのか。」というものだった。

□ 当時、園長に対応したのは誰か。

→誰が何を話したかまでは覚えていない。まずはお話として何うというように答えたのではない。「今日はそのために来たのではない」といった突き放すような回答はしなかったと思う。

□ 領収書を分ければ監査の対象とはならないという指南をしたことは。

→ない。

□ 講評メモを送って、直してくれれば指摘にしないという対応は。

→ない。

□ 法人担当者からのリークは。

→ない。あれば特別監査をした。

□ 本市退職職員である法人役員等や名士からの圧力は。

→ない。

□ X氏から鰻を奢ってもらったことは。

→ない。聞いたこともない。

□ 市長の献金に関わる資料を見たことは。

→見たことはない。見つけていれば指摘事項になる。

□ 監査は1日としているが、複数日にするという考えはあったか。

→他法人で監査法人の人員を複数人対応としたことはあるが、母子育成会でそのようにしたかは覚えていない。複数日という考えはなかった。

【平成28-30年度 健康福祉局総務部企画課担当課長】

□ 母子育成会について、県からどのような引継ぎを受け、どのような認識を持っていたか。

→県からの引継ぎはそれほどなかった。県の担当者から少し説明があった程度だったと思う。

県の担当者が来たのであれば自分も参加したのではないかと思うが記憶が曖昧。母子育成会については、財政的に厳しいと感じた。県の指摘事項でもそのようなことが書かれていたと認識している。その後の財務諸表の提出を受けて確認したら、さらに厳しいことを再確認した。平成 28 年度と平成 30 年度は監査に行った。平成 28 年度は対象法人全てを回った。母子育成会は 2 回行った記憶がある。

□ 当時の監査法人とのやり取りは。

→平成 28 年度は監査法人の同行はなかった。平成 30 年度は監査法人が同行した。市の職員は異動もあるので、専門性を確保するために監査法人に同行してもらうこととなった。他の業務でも監査法人を活用していたので、同様に専門性を確保したいと考えた。

□ 市に残っている記録では、母子育成会に対する過去の監査を実施する際に、必要な書類が揃っていない、運営状況や会計処理が十分に確認できないことがあったとなっているのに対し、法人側は「監査資料は揃えていた」という主張をしているが、実際に当時どのような状況であったのか。

→事前提出資料はあまり記憶にないが、監査現場での書類はかなり不足していた認識がある。

□ それはどれくらい不足していたのか。監査に支障が生じるほどだったか。

→平成 28 年度は必要な書類がほとんどなかったもので、提出を求めた。当日用意できる範囲で集めてもらったが、遠くの拠点のものは用意されなかった。監査は抽出で行うので、ある範囲で実施して、次回はしっかり準備するよう指摘した。不足書類はその年度には確認していない。

□ 母子育成会についてどのように感じたか。

→書類を準備しない。「県の時はそんなに用意していなかった」という話もあって協力的でないという印象であった。

□ 組織的な報告はどのようにしていたか。具体的な策の検討や指示は。

→経営状況が厳しい法人であるとは局長まで報告していたような記憶である。施設の再編整備計画について特命で業務をしていたので、その点からも報告していた。社協への委託事業である経営改善事業でコンサルを受けるような提案を法人にしたような記憶がある。

□ 監査のタイミング以外で法人に経営改善の提案等をしたことはあるか。

→ないと思う。

□ 平成 29 年に社会福祉法の改正があったが、監査に対する認識は変わったか。

→自治体ごとの独自ルールの解消等の背景から国のガイドラインに忠実にやるという認識だったと思う。

□ 市のガイドラインは作ったのか。

→国のガイドラインをなぞったものを作ったと思う。

□ ガイドラインに対応するような監査だったか、法人の適正運営を意識しながらの監査だったか。

→明確には分けていなかったが、監査の確認・指摘事項は、ガイドラインをベースにしていた。助言はもう少し広い範囲と捉えていた。

□ 赤字が続いている、拠点間でお金が返ってこない、書類不備があるという状況を考える

と、年2回監査をやる、書類を出させる等は考えなかったのか。

→全ての事項は1日で見ることにはできないので、指摘がないことは問題がないということではないと伝えていた。

□ X氏とは面識はあったか。

→ない。

□ どのように感じていたか。

→熱心という印象はない。理事長の報酬が高額であったりしたので、そのあたりは話をさせてもらった。

□ しゃんぐりらの増床をすれば法人運営は改善するという話があったようだが、どのように感じていたか。

→明確には覚えていない。

□ 重大な問題がある場合は特別監査を実施することになっているが、「重大な問題」は課の中で取り決め、ルール、判断基準はあったか。

→明確な定めはなかった。

□ 監査後の次の対応はどのように対応するつもりでいたのか。

→他の業務があったり、他法人の対応もしていたので、そこまでは考えていなかった。

□ 監査についてはなるべく効率的にやって、明確な問題がなければさらに突っ込むことまでは考えなかったのか。

→そこまで余裕がなかったことや、他法人でも問題はあったので、2回目の監査や特別監査は考えなかった。

□ 今、仮に人員が潤沢にいれば対応できたと思うか。

→仮に人員が潤沢であったのであればやった方が良かったと思う。

□ 法人の事業展開、業績を踏まえて、法人の経営状態の把握はしていたか。

→保育事業は比較的に良かったが、高齢事業が良くなかったと認識している。高齢事業をなんとかすればと思っており、高齢者事業推進課長や長寿社会部長と話した記憶がある。

□ 他の法人との違いの分析や、稼働率の確認とかはしたか。

→そこまではやっていない。稼働率が良くなかったことは覚えている。

□ 法人運営全体でおかしいという印象はあったか。

→法人運営については、他の法人より極端に指摘事項が多かった気がする。

□ 形式的な監査を実施したうえで、それなりの指摘事項があったのか。

→係内で役割分担をして確認したが、それなりの数の指摘事項があった。

□ 今思えば、領収書とかまで確認すれば、不正の一端でも見つけられたと思うか。

→不正は想像してなかった。多くの不正発覚は内部告発からだと思う。この時点で法人に対して内部告発はなかった。

□ 問題がある法人に対して、監査日数を多くすれば等の改善点はあるか。

→そこまでは当時は考えられなかった。

□ この資料は見たことはあるか。【平成28年度 社会福祉法人財務状況確認シート】

→在籍時に見た覚えはない。

- 引き継いだ時にこのような資料を見ていたら、どのように対応するか。
→課題があることは認識するが、どこまでできたか分からない。
- 次の課長にはどのように引き継いだのか。
→先ほどの内容までは引き継いでいない。課題のある法人をまとめてコメントを入れた程度で引き継いだ。
- ガイドラインに基づいて指摘していたのか。経営改善までは取り組まなかったか。
→ガイドラインに基づく確認が中心。経営改善までは対応していない。多少の助言の程度。
- 領収書を分けるような指示はしたか。
→そんなことはない。
- 講評メモを渡した際に、直しておけば指摘しないということを伝えたことはあるか。
→内容によって軽微な事項は直すように伝えたが、基本的にはそんなことはない。その場の口頭だけのやり取りだけでは済ませていない。
- 法人側がリークしたという話はあったか。
→ない。
- 本市退職職員からの付度や圧力は。
→ない。接点も全然ない。
- X氏から鰻を奢ってもらったことは。
→ない。
- 市長への献金に係る記録を見たことは。
→ない。見ていたら指摘していた。
- 3年間の中で、部長や局長からの具体的な指示はあったか。
→あまりなかったと思う。
- 監査ラインとして母子育成会のことで上司に報告したことはあるか。
→母子育成会だけで報告したことはなかったと思う。
- 施設再編整備計画の関係で、X氏が老人施設協会の会長で、協力関係にあったのか。
→基本的に老人施設協会とは高齢者部門が対応していたので、直接的に関係はなかった。
- 随時監査になった経緯は。
→経営状況が厳しいというところからだと思う。指摘事項が多いということもあったかもしれないが、明確な記憶はない。
- 随時監査の決定は誰がしたのか。局長か。
→課長・係長・職員で打合せをして決めた。
- 経営改善事業の活用は誰が法人に話したのか。
→当時の係長だったと思う。
- 監査時にもう少しお金の使途について、法人職員は雑費 100 万円とかは市の職員は気付かなかったのかという話があったが。
→あまり記憶はないが、気が付いていればその時に確認はしていると思う。
- 平成 29 年度はなぜ監査を実施しなかったのか。
→その年にどういう理由で監査の対象にしなかったのかは覚えていない。係長と職員が監査の

年度計画を作成する中で対象としなかったのだと思う。社会福祉法人制度改革もあったので。

【令和3-4年度 健康福祉局総務部企画課担当課長】

□ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。かなりの長期間に渡って法人経営の危機的状況や会計不備・書類不足が恒常的に続いていることを認識していたか。その緊急性・重大性・影響性について、どのように感じていたか。

→令和3年度は前任の課長が亡くなられてしまったので、引継ぎはなかった。係長から業務の説明を受けた。その中で課題がある法人の1つが母子育成会だった。課題感は大いだが、継続課題と認識していて、当時、課題解決の庁内調整は担当課長と係長で担当していて、他の案件で問題が発生していたため、喫緊での対応をせざるを得ず、母子育成会への対応ができなかった。係長から折に触れて心配しているという話はあった。令和3年度はコロナが再拡大したため、母子育成会に対する監査は実施できなくなってしまった。施設所管課である長寿社会部と連携し、令和4年2月にX氏を呼び法人の状況を確認した。改善に係る指導をしてきたが、令和4年度になってから従業員からの訴えが始まり、問題が顕在化し、対応し始めた。

□ 当時の役割分担は。

→メインは4年目だった係長で、職員は定例的な業務を担っていて、課題への対応はしていなかった。課長も課題対応と一緒にすることにした。

□ 課の他の問題とは。

→他法人への対応、(高齢者・障害児者福祉施設)再編整備計画の検証と再構築の対応をしなければならなかった。母子育成会のことは課題としては認識していたが、継続課題として、目の前の案件に対応しなければならなかった。

□ 監査法人からの報告でも危ない法人であるとされていたが、上司にはどのように報告していたか。

→令和3年度は問題が顕在化していなかった。長寿社会部と共有して対応していて、部長・局長には年度当初の事業説明で前年度までの状況を伝えていた。令和4年度は問題が顕在化したのでその都度報告していた。部長・局長も経営状況が厳しいことは認識してくれていたと思う。X氏には長寿社会部と連携し、赤字の改善のために、事業の整理の話はしていた。

□ 長寿社会部長と連携していたという話だが、総務部長にはどれくらい詳しく話をしていたのか。

→当時の総務部長には随時という形で報告していた。局長にも随時で報告していた。運営面で改善しなければならない事項は判明してきていたが、まずは赤字体質の改善を図らなければならないので、助言をしながら対応していた。長寿社会部からはしゃんぐりらの定員の変更も提案していた。

□ 令和4年度の監査時に法人の書類は揃っていたか。

→運営面については運営自体に課題はあったが書類は揃ってはいた。会計面までは分からないが、なければその場や後日提出してもらった対応をしたと思う。監査後に監査法人と話した際

に、監査法人から書類の不備についての話はなかったと思う。

□ 特別監査や改善勧告は検討しなかったか。

→ 次の段階はそうなると考えていたが、段階的に監査に入れていない中で、経営改善の提案をしていた。その実施状況を確認していたという状況だった。その中で令和4年度に賞与の遅配の訴えが入ってきたことや、融資が受けられないと難しいという話も聞こえていたので、利用者保護を考えなければならなくなっていた。

□ X氏への疑いはなかったのか。

→不正というよりは経営が杜撰であると考えていた。他法人については同様に状況が厳しい法人であったが、特別監査を行って勧告を行った。この法人については、その前から段階を踏んでいたという事情がある。母子育成会についてはX氏との令和4年2月の面談後に勧告を視野に入れた流れを踏んでいたが、思っているより厳しいことを痛感した。

□ 令和4年2月にX氏と話をしてから対応したということだが、以前の担当者の話では、経営に口出ししないということだったが、事業のことは所管課に任せ、監査担当としてはしっかりと監査をするということではないのか。

→事業運営と法人としての運営は切っても切れない関係で、長寿社会部と一緒に対応した。縦割りでは難しいと考えていた。

□ 監査担当としては、ガイドラインに則った対応だけでなく、法人が不適切な運営をしているのであれば、利用者保護の観点から、法人運営にも介入するということか。

→そう考えている。

□ もし職員がいればもっと対応できたか。

→監査以外の業務のウエイトが大きくなっていたので、係長とも人がいればもう少し対応できるのではという話はしていた。

□ 特別監査を実施する基準はあるのか。

→特にない。ケースバイケースの判断になる。それまでの経過を上司に伝えて、組織として判断することになる。

□ 令和4年度の監査はこども未来局と同日に監査はしたがどういった理由からか。

→それぞれに法人の事業所職員から訴えが寄せられていたので、同日に監査が実施できるよう調整をした。

□ 監査の実施前後で両局は擦合せや共有はしたのか。

→内容はそれぞれがやっていることをやる形。監査実施後は講評の前に指摘事項の共有をした。

□ 今までの監査の流れと異なるが、一緒に監査に入ることになったのは何かきっかけがあるのか。

→問題が顕在化していて、潰れるのではという危機感を持っていた。万が一のこととして、高齢は他施設で受入ができるという考えがあったが、こどもは簡単に転園というわけにもいかず、課題があるということをこども未来局とも情報共有をしていた。法人側の負担軽減の側面もあった。

□ ひっ迫感があったようだが、監査結果通知を発出してその後の対応は両局の連携をどう考

えていたのか。

→監査後も随時こども未来局とは共有していた。監査後には冬の賞与があるので、そこを乗り越えなければいけないと思っていた。

□ X氏以外の役員等とは話はしたか。

→ない。理事会・評議員会は形骸化していて、議事録からもそのことはわかったので、X氏にもメンバーを代える助言をしていた。

□ 法人のガバナンスが崩壊していて、利用者の今後まで考えていたのに、法人全体のことをしっかりと確認するという考えはなかったのか。

→気が付いたら経営が今日明日どうなるかという状況になっており、目の前のことを考えなければならなくなってしまうので、そのようなことは考えられなかった。

□ X氏はどのような人物と考えていたか。

→経営が杜撰な人であるという認識。地元の名士であるから金融機関からも借入ができていたことが後から分かった。X氏は金銭感覚が麻痺している人だなと考えていた。

□ こどもの部長から長寿社会部長へ話をして、その結果として、金融機関に話をしに行ったことに関係していたか。

→報道された内容は異なっていて、融資の口利きということではない。金融機関の融資を受けられなければ法人は潰れてしまうという状況だったので、利用者の保護を考えて、こどもの部長から金融機関の考えを確認してもらいたいという話があり、長寿社会部長と自分と係長の3人で話を聞きに行った。X氏は同席していなかった。

□ X氏の話だけではなく、法人の他の役員等や職員にも話は聞いたのか。現場の人の考えや意見を聞いたのか。違う方法は考えられなかったのか。

→会計責任者とは話していたが、X氏じゃないとわからないという状況だった。令和4年2月からX氏とは経営改善の話をしていく中で、対応は難しいのではないかと考えたが、その時には既に問題が顕在化してしまっていた。

□ 議事録を見ても理事会、評議員会が機能しない中、それだけでは特別監査などにはいかず、現場の職員からの声が動き出すきっかけだったのか。

→大きなきっかけはそれだった。その時に法人とやり取りした中で自転車操業であることがわかった。

□ 領収書を分ければ監査の対象とはならないという話を聞いたことはあるか。

→ない。

□ X氏から鰻を奢ってもらったことは。

→ない。

□ 本市退職職員である法人役員等からの圧力、忖度、促しはあったか。

→ない。

□ 法人会計担当者からのリークはあったか。

→ない。

□ 市長への献金について監査の現場で書類等を見たことは。

→見ていない。

- 雑費 100 万円みたいな帳簿は見たか。
→ない。
- 令和 4 年度のこども未来局との監査で園長 2 人が来たことは覚えているか。
→理事長には内緒で来た。賞与が遅れているという話で、保育園の話だったので、こども未来局が担当したが、自分たちも話は聞いた。現場の用具を買うお金もないという話もあり、それまでも訴えは聞いていたが、切実にその実態を確認した。
- 人員要求等は考えたか。
→令和 3 年度は監査の経験もない中で臨時的な仕事に対応していたのでそこまでは考えなかった。
- X 氏について、係長から話はあったか。
→話をしてもなかなか動かないということは聞いていた。
- 令和 2、3 年度にはコロナで監査に入れなかったが、令和 4 年度にいきなり特別監査という考えはなかったか。
→過去の監査結果や計算書類を確認し、改善が見られないというところからスタートした。
- 令和 4 年度の監査は両局で互いに合同監査という認識だったのか。
→事前に打合せもしていたので、そのように考えている。

【平成 28・29 年度 健康福祉局総務部長】

- 平成 28 年度に、法人監査の所管が神奈川県から移管されたことは報告を受けていたか。
→覚えてない。以前に庶務課長をしていたが、その時は監査指導課があつて、その時のことは覚えているが、法改正があつたことも正直覚えていない。
- 平成 29 年度に、社会福祉法の改正が行われ、監査手法が国のガイドラインに沿って行うことになったことは報告を受けていたか。
→職員からはあつたかもしれないが覚えていない。
- 母子育成会に対する監査結果について、どのような報告を受けていたか。
→当時は 40 くらいの法人があつたかと思うが、どの法人がどうだったということまでは把握していない。全体的な報告はあつたかと思うが、母子育成会で報告を受けたかまでは覚えていない。
- 総務部長在職時に気になる法人はあったか。
→ 特定の法人はない。事業は各所管が対応しており、一方、第三者的に監査があるという認識であるが、個別に母子育成会がどうという認識はなかった。
- 監査の実施結果を誰（どの職位）まで報告していたか。
→報告をしたことはない。法人監査結果は局長までは報告したとは思いますが、副市長まで母子育成会について報告したことはない。
- 母子育成会に対して、母子育成会や老人施設協会などに在籍する本市退職職員などから何か特別な対応を求められたことはあるか。
→全くない。総務部長には補助金等の権限もないので、法人側から相談や連絡もなかった。
- 企画課で当時、法人監査の他に、社会福祉施設の再編整備計画の策定も業務となっていたと担当から確認した。当時は再編整備計画関係の業務に追われており、監査になかなか手が

回らなかったとの話も聞いているが、担当職員から人員の補助や、課内・部内のフォロー体制等に係る相談を受けたことはあるか。 →相談は受けていない。再編整備計画は局長が一番詳しく、局長がリーダー的に動いていて、企画課よりも長寿社会部や施設課が局長室で相談をしていたと思う。 □ 在職中に、法人監査についてはどのような業務であると考えていたか。 →要綱も出来ていて、法人監査は一般や特別があり、随時等もあることは知っていた。国のマニュアルに沿って確認することは承知していたが、市の職員は勉強してくれていたものの、法人に行ったときに、プロではないのでどこまで確認できるのかということは気になっていた。退職後は医師会で会計を会計士に見てもらったりしており、市の職員が会計の科目等まで確認できるのか、法人がしっかりとしたものを提出してくれているのか操作されてしまっているとは分からないのではないかとも思う。 □ 運営がずっと赤字だったことも知らなかったのか。 →経営状況が悪いということの報告はあったかもしれないが、自分はそこまで認識していなかった。 □ 企画課の業務について、運営が悪い時に運営指導、法人の再建対応までしなければならぬことは認識していたか。 →そこまではなかった。事業課が対応していたのではないかと思う。 □ X氏とは面識はあるか。 →一回も会ったことはない。 □ 母子育成会について、市の監査や法人の対応について、どのように思うか。 →監査担当から報告があって、所管部長として聞いていたとは思いますが、この法人については特に認識はなかった。庶務課長もやった身として、局長にあいさつに来る方もいて、局長への情報の入り方はいろいろあるので、局長は別に承知していたかもしれない。
【平成 30・31 年度 健康福祉局総務部長】 □ 前任の総務部長からは母子育成会についてどのような引継ぎがあったか。 →受けた記憶は全くない。 □ 平成 30 年度・31 年度は続けて母子育成会に対して法人監査を実施していたが、続けて（毎年）実施する理由や結果について報告を受けていたか。 →受けた記憶はない。通常監査と同じという認識だった。 □ 母子育成会に対する監査について、企画課からどのような報告を受けていたか。 →ない。 □ 企画課の当時の担当者からは、長寿社会部と一緒に法人に対して対応をしていたと話しているが、長寿社会部からは何か報告等があったか。 →ない。母子育成会については特別な記憶はない。 □ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。 →特段記憶はない。 □ 母子育成会に対して、母子育成会や老人施設協会などに在籍する本市退職職員などから何か特別な対応を求められたことはあるか。

→なかった。

□ 平成 31 年度に企画課の担当課長に配置した方は当時既に通院等をされていたが、法人監査の所管課長にしたのはなぜか。無理はないと考えていたのか。また、病状が進行した場合のフォロー体制は考えていたか。

→配置については自分に権限はなかった。発令ではじめて彼だということを知った。治療はしているという話はしていたが、それほど業務に支障が生じるほどという認識はなかった。企画課からも相談はなかった。

□ 法人監査についてはどのような業務であると考えていたか。

→通常の監査指導として、年度内に実施した監査についてファイルで書類が決裁で回ってきた。問題があれば自分に報告があったはずだが、自分には何も報告はなかった。

□ こうしておけば良かったというようなことはあるか。

→何か報告があれば対応できたかもしれないが、報告もなかったので取り立てて何かをしなければいけないという認識はない。

□ 当時、母子育成会について何か認識はあったか。

→とりたてての認識はない。企画課への指示はしていない。

□ 本市退職職員が役員等に就任していることは認識していたか。

→本市退職職員がいることは知っていた。自分の先輩がいたのでその方がいることは知っていた。法人側から働きかけはなかった。

□ 法人監査についてまとめた資料などはあったのか。

→そのような資料はなかった。

□ 当時は市内で問題がある法人はなかったという認識か。

→なかった。報告もなかった。

□ 所管課から総務部長に報告してほしかったという思いはあるか。

→普通に監査をしている限り、内部告発でもない限り不正を発見するのは難しいのではないかと。全ての法人に対して不正を疑うのを前提に監査を行うのはどうかと思う。

□ 随時監査であったことや、赤字法人であったという認識は。

→なかった。

□ 当時において、監査の目的は何だと考えていたか。

→当時は所管課に任せており、その目的についてあまり考えていなかったことを反省している。

【令和 2・3 年度 健康福祉局総務部長】

※やむを得ない事情で来庁できなかったため、書面によるヒアリングを実施

□ 前任の総務部長からは母子育成会についてどのような引継ぎがあったか。

→前任部長からの引継ぎ内容は全く記憶にない。

□ 令和 2 年度は企画課の担当課長の病状がかなり悪化されていたかと思われるが、企画課の法人担当ラインに対してどのようなフォロー体制を行ったか。

→法人担当ラインの体制強化を図った記憶はない。当時の局内は膨大なコロナ関係事務への対応強化が優先事項だったことによるもの。

□ 令和 2・3 年度は、コロナ禍で、母子育成会に対して、実地による監査が実施できなくなっていたが、そのことについて、企画課から報告は受けていたか。報告を受けていた場合は何か指示をしたか。

→母子育成会に関する報告の有無についての記憶は全くない。

□ 令和 3 年度は、企画課では、障害分野の社会福祉法人への対応や、(高齢者・障害児者施設)再編整備計画の検証と再構築への対応に迫られ、母子育成会のことは課題として認識していたが、対応が図れなかった、と当時の担当課長から話があった。当時の企画課の状況について、どのように認識していたか。

→局内のどこの部署も大なり小なり課題を抱えている中、法人担当を含む企画課が特別な状況にあるとの認識はなかった。

□ 当時の企画課の担当課長からは、令和 3 年度くらいから長寿社会部と一緒に母子育成会への対応をしていて、随時、総務部長や局長にも報告していたとしているが、企画課や長寿社会部からはどのような報告を受けていたか。

→全く記憶にない。

□ 母子育成会に関して報告された内容に対してどのように対応したか。その対応は誰に指示したか、また、自身で対応したか。

→全く記憶にない。

□ 法人(母子育成会に限らず)の状況や監査の実施結果を誰まで報告したか。

→通例的な報告は局長専決の文書によって行っていたと思う。特別な事情があれば局長室にて対面で報告したと思う。

□ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。

→課題がある法人の一つとして認識していたかもしれないが、それ以上の特別な認識の記憶はない。

□ X氏とは面識はあったか。

→ない。

□ 母子育成会に関して、誰か(母子育成会や老人施設協会などに在籍する本市退職職員など)から何か特別な対応を求められたことはあったか。

→ない。

□ 後任の総務部長には母子育成会について、どのように引継ぎを行ったか。

→後任部長への引継ぎ内容は全く記憶にない。

□ 法人監査とはどのような業務であると考えていたか。

→職員の人数、ノウハウとも限定的な中、計画的に粛々と進めるほかない業務という感じで認識していた。

【令和 4-5 年度 健康福祉局総務部長】

□ 前任の総務部長からは母子育成会についてどのような引継ぎがあったか。

→法人ラインについての引継ぎはあったが、障害系の法人と再編整備の内容だった。母子育成会についての引継ぎはなかった。

□ 企画課の担当者からは、令和 3 年度くらいから長寿社会部と一緒に法人への対応をして

いたと話しているが、前任の総務部長からはそのような引継ぎはあったか。

→特段なかった。

□ 令和4年度には、母子育成会の経営状況が悪化していることが顕在化し、市長への手紙等で、従業員から賞与の遅配などについて訴えが寄せられていた。当時の企画課担当課長は、その都度報告をしていたと話しているが、どのような報告を受けていたか。

→夏頃に賞与が遅れているという市長への手紙が寄せられたことは報告を受けていた。その前に担当課長とは経営状況が悪いということは話をしたと思う。

□ その状況に対して企画課担当課長には何か指示をしたか。

→コロナで監査ができていなかったのも、まずは監査をしっかりとするという話だった。どのような場面かは分からないが、話は聞いているが、局長まで報告したか分からない。匿名の情報だったと思うので、供覧まではしたはずだが、突っ込んだ対応を考えたり指示した記憶はない。

□ 令和4年度に長寿社会部長が、当時の企画課担当課長と金融機関への相談、確認など対応していたことについて議会で問題視された。そのことについてどのように思うか。また、法人のことであれば、総務部長も知っているべき内容だが、どこまで報告を受け、把握していたのか。

→金融機関のことは事後に報告を受けた。年末から年始にかけて市長への手紙が寄せられ、市長への手紙のことや経営状況がまずいということについて、年末年始に市長に報告する前に局長に報告するのでその際に話は聞いた。事前に話を聞いていなかったことについては、局長報告に同席できていなかったのか、事後報告だったのかは分からない。

□ 当時のこども未来局総務部長からは健康福祉局の企画課担当課長から（健康福祉局総務部長に）報告されていると認識していたという話があったが、どうだったか。

→金融機関のことについては事後だった。年末年始に市長への報告をしたが、自分は同席していないが内容は把握している。

□ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。

→経営状況が良くない。切迫感や危機感は、障害系の法人と同様レベルまでには認識していなかった。障害系の法人は具体的な対応を局長とも話していたので、同じようにしておくべきだったと思う。

□ 母子育成会に対して、母子育成会や老人施設協会などに在籍する本市退職職員などから何か特別な対応を求められたことはあるか。

→ない。

□ 後任の総務部長には母子育成会について、どのように引継ぎを行ったか。

→令和4年度末～5年度頭に、経営陣が変わり、Y氏が状況を調べており、その対応をしていた。局長、（次年度に総務部長になる）庶務課長とも一緒に動いていたので、状況を理解してくれていたが、引継書にも記載はした。

□ 法人監査についてはどのような業務であると考えていたか。

→法に基づく監査で、法人の自主性・自律性を尊重し、ガイドラインに基づいてという認識だった。当時は特別監査ということまでは考えていなかった。利用者保護のために対応すべき

で、単にガイドラインに沿った監査でよしというレベルではなくその先の対応も必要ではないかと思う。

□ 法人監査は、会計部分の確認について監査法人に委託することは全国的なことなのか。

→かなりの自治体がそうにしていると認識している。

□ 監査法人への委託は人的要因か。専門性からか。

→両方だと思う。専門性からは職員も複式簿記の知識を学ぶ必要はあるが、専門家の知見は欠かせないと考えている。人手については企画課の法人担当は 3 人だけの部署なので人的な面もある。

□ 専門性とは会計領域や監査領域、どちらにウエイトがあると考えてるか。

→利用者保護が第一で、その家族や従業員も守るという観点からどこを掘り下げてという点でご意見も頂ければと考える。ガイドラインに沿った確認の他にどこを突っ込んだ方がいいかということも教えてもらいたいと考えている。

□ 今回は拠点区分間の貸付けや書類が揃っていない等の問題があったが、監査法人の指摘が弱かったのか、指摘を受け止める市の方に課題があるのか。

→後者だと思う。専門性があるからブラックボックスということではいけないので監査法人の説明で分からないことは分かるまで確認すべき。責任は市がとるべき。それが自分を含めてできていたのかは反省点となる。

□ 資料がなかったり、拠点区分間貸付けが繰り返されていて、特別監査に切り替えなかったことについてどう思うか。

→まずは資料の提出や日数を増やすことも含めて通常の監査としてやるべきことやって、それで足りなければ特別監査をすべきと今は考える。

□ 当該法人に対して毎年、同じような指摘をしていた経過があるが、どのような認識であったか。

→令和 4 年度着任時はそのような認識はなかった。

□ 前もって母子育成会に対する認識があれば、何かしら対応はできたか。

→当時は監査の具体的な説明は受けていなかったのも、どこまでできたかは分からない。

□ 組織構造はどう思うか。

→風通しは悪くはないと思う。切迫感なり危機感が足りなかった。

□ 監査結果通知を毎年のように発出して、法人に問題があったように見受けるが、そういったことをもっと部長なりに報告すべきと考えるか。

→監査結果通知の決裁はするが、全ての法人について同じように報告を受けるべきかについてレベル感はあると思う。課長で判断すべきレベルともっと上の組織として判断すべきレベルの分けをしっかりとすべきだった。

□ 現在どのように考えるか。

→何でこうなってしまったのかという思いはある。現在のメンバーにしっかりと対応してもらいたい。

【令和 3-6 年度 健康福祉局長寿社会部長】

□ 企画課の担当者からは、令和 3 年度くらいから長寿社会部と一緒に法人への対応をして

いたと話しているが、母子育成会への対応をすることになったきっかけは何だったのか。また、その時期はいつからか。

→母子育成会の経営状況が良くないことは聞いていた覚えはある。母子育成会だけではないが、社会福祉法人に対するアプローチが、総務部は法人に対して、長寿社会部は各事業に対して動いていたが、連携していない状況があり、課題となっていた。それがもとでトラブルになったこともあったので、内部の情報を共有できるようにした。その中で母子育成会の話は、デイサービスが赤字でという話があり、事業課としてどうするかという相談を受けていたと思う。個別に法人へ対応したのは、令和4年度に市長への手紙が届いて、内容が法人の施設職員からで、対応は総務部か、長寿社会部か、その施設の本市所管部署かという話になった。押し付け合いになってしまい、結果としてその施設の本市所管部署が対応することになったが、令和4年の春か夏くらいだったと思うが、法人職員が退職するということになると困るので、当時理事長に資金繰りの状況などを聞きに行った。そのことは企画課の担当課長に伝えている。

□ 母子育成会が危機的ということを知ったのは。

→令和4年7月の市長への手紙がきっかけ。

□ 母子育成会への対応は、長寿社会部長と当時の企画課担当課長で行っていたようだが、そのように対応することについて、当時の健康福祉局総務部長にはどのように報告をしていたのか。

→当時は、赤字を出しているのは高齢者部門という認識で、保育からもそのような話があった。調べるとデイサービスやショートステイの稼働率や定員に課題があるということを確認して、高齢者部門を立て直さなければならないということを考えた。そのため、はじめから総務部長には話はしていないかもしれない。デイサービスが苦しいのであれば、やめても構わないという話もしていた。特養は大体90床で損益分岐点と言われていたので、小型の特養で25床では経営が厳しいので、改善方法を提案していた。ショートや特養を閉じて赤字を止めてほしいという話をしていた。しゃんぐりらの稼働率も低かったので、しおんの利用者をしゃんぐりらに移して、しおんを一時休止にするようなことも提案した。その頃には総務部長や局長へ報告した。時期は夏過ぎだったと思う。夏の賞与がなんとか支払われて、安心してしまった。X氏は楽観的なので、何とかすると話していた。母子育成会是指定管理者ではないので、本当に厳しければ法人の判断で事業をやめることはできるということもお伝えした。コンサルを入れるという助言もしていた。デイサービスやショートステイの廃止のことも秋くらいに総務部長、局長に報告した。局長からは具体的な指示はなく、次（冬の賞与）もまたあるという話はあった。総務部長が同席していたかははっきりと覚えてはいない。

□ 令和4年度に当時の企画課担当課長と一緒に金融機関への相談、確認など対応していたことの経緯は。

→きっかけは、X氏が金融機関の方を連れてきた。自分が出かけるころだったが、企画課に来たということだった。後で聞いたら、金融機関が母子育成会への融資を考えているという話だった。融資に際しては抵当権が必要という話になり、市有地で、上物を何に転用できる

のかという話になった。財政にも市有地で福祉以外の用途は可能かということを確認したが、前例もないので難しいという結果になった。その後、X氏、金融機関と市（企画課、長寿社会部、こども未来局）で会議をして、市有地では福祉以外はできないことを伝えた。その後、金融機関から「市は初めは福祉以外にもできると言ったのにできないということに話が変わって」という話になった。そんなことは言っていないはずであるが。X氏に確認したが「なんとかなる」と楽観的だったので、怖くなるとともに金融機関から「市が嘘をついている」と投げかけられて悪者にされているように感じ、市有地の話なので、市から金融機関に直接説明したいと考え、来てもらえないかという話をしたところ、年末に金融機関に行くことになり、企画課担当課長と担当係長と3人で説明に行った。

□ 単独で金融機関に行ったことは。

→ない。

□ 金融機関に行ったことについて、今にして思えば何か思うか。

→ある法人のことで行政が金融機関に行くことが例外的なことは分かる。行った理由は、お金を貸してくれということではなく、我々の説明が翻ったことについて違うということを説明するためだった。公務員として通常ない行動ではあったと思う。

□ これまでの担当した業務の関係上、X氏とは以前から知り合いであったとは思いますが、何か特別な関係はあるか。また、X氏についてはどのような認識を持っていたか。

→私自身として役所の関係者や繋がりには嫌いなタイプ。業務上の付き合いはあるが、あくまでも業務上の付き合いのみ。X氏にデイサービスの廃止の話をしたら、法人の運営についてそこまで話をしてくれた人は初めてであったと言われた。

□ 母子育成会に対して、母子育成会や老人施設協会などに在籍する本市退職職員などから何か特別な対応を求められたことはあるか。

→特別な対応を求められたことはない。ただ、（母子育成会について）M&Aなど、こういう噂が出回っているよという話は本市退職職員も含めて何人かから寄せられた。高齢福祉の世界も狭いので、母子育成会の経営が厳しいという噂はすぐに回ったのだと思う。X氏もいくつかの法人に呼びかけていたようで、他法人からも話はあった。

□ サービスごとにある程度損益は分かるかと思うが、結果として保育からの貸付けを受けていたとしても赤字が多すぎるということはないのか。

→見る視点が違う。経営を見るというよりは、より良いサービスをいかに提供するかということが（施設）指導監査の主眼になる。経営は法人が考えること。サービスの質の向上と経営のバランスは法人側が考えることになる。

□ 拠点間区分の貸付けは監査法人が見ていたということだが、そこはしっかりと見ていれば分かったのか。

→正直、分からないと思う。拠点間区分の貸付けで入ったお金がどのように使われたかまでは確認していない。そこまで確認できる職員もいない。

□ そうなると法人監査で確認すべきと考えるか。

→各サービスでは会計は確認しないので、法人監査で確認するしかないと考える。

□ 金融機関に対応することは認められているのか。

→あくまでも業務の範囲で説明に行ったという認識。これについて市のルールまでは確認していない。

□ 一般的に、法人融資について金融機関と話をすることはあるのか。

→今回のことが初めてであった。

□ 理事・評議員・監事が適正に機能しているかについてのX氏から相談はなかったのか。

→法人として機能していないのではないかという話はしていたが、法人内のことなので、機能するようアドバイスをしていた記憶はある。X氏からは、昔ながらの方が多いので辞めさせられないと躊躇している話もあったが、高齢で辞めたいという方もいるという話も聞いていた。

□ サービスの質に主眼を置いていて、経営に口出しをしないというのは市としての考えなのか。

→介護については、指導監査はサービス提供の質の向上を目的としている。サービスの質が担保されていない請求については返還させるが、法人運営のことは含まれていない。経営が厳しければX氏にデイサービスを「やめていいんですよ」と話したら、「やめていいんですか」という答えであった。高齢者部門としては、高齢者部門の赤字解消について提案はしていた。社会福祉法人の経営判断は法人でやるべきものだと思う。

□ 赤字について法人からアドバイスを求められれば答えるということか。

→（母子育成会は）珍しいケースではある。なにも相談なくやめてしまう法人もある。

□ デイサービスや特養の稼働率等について把握していたことで、その情報から赤字になるということは把握できていたのか。

→デイサービスは稼働率が上がれば黒字化する。デイサービスは事業所数が多いので利用者獲得は競い合いになる。ショートステイ 25 床は市内でも珍しい。ショートステイも稼働率を上げればある程度利益は出る。ショートステイから入所への転換も提案したが、その話にX氏は対応しなかった。

□ 令和 4 年 1 月に企画課担当課長は長寿社会部と動いていたという話をしていたが、認識にずれがあるように感じるが。

→総務部、長寿社会部、障害保健福祉部で会議体を設けて、法人対応も含めて情報共有をしたことを指しているのだと思う。その中で母子育成会のこともあったのだと思う。

□ 金融機関に行ったメンバーと相手方は。

→自分と企画課担当課長と企画課担当係長の 3 人、相手は執行役員、融資担当部長だったと思う。

□ そのような話し合いの場を設けた経緯は。

→融資の条件に抵当権のことがあった。空いているスペースで営利の事業が行えるのかということが金融機関側のポイントだったようだ。企画課からそれはできないことは伝えたが、金融機関内では市は当初は可能と話していたのに方針を変えたということで話の矛先が企画課になっていた。本来であればX氏に話をしてもらいたいのだが、信頼できなかったのも直接説明をしたいと金融機関に伝えた。

□ 金融機関が「市が方針転換した」と言っているという情報はどこから入手したのか。

→自分ではないので、企画課だったのではないかと思います。金融機関に事実を伝えるために連絡をしたところ、近いので来られないかという話になり、3人で市の考えを説明しに行った。

□ 金融機関から問合せがあったのか。

→金融機関から直接なのか、X氏経由なのかは自分が受けた話ではないので分からない。川崎市が嘘をついたので融資が受けられなくなったということは避けなければならないと考えていた。その後にM&Aの話になったということは記憶している。

【平成 28・29 年度 健康福祉局長】

□ 平成 28 年度に、母子育成会の所管が神奈川県から移管されたことは報告を受けていたか。
→記憶してない。

□ 平成 29 年度に、社会福祉法の改正が行われ、監査手法が国のガイドラインに沿って行うことになったことは報告を受けていたか。

→記憶してない。そういうふうになっているのも承知していない。

□ 担当者から年度中に対象法人に実施した監査結果通知の決裁前に、担当課は局長まで報告をしたとヒアリングで答えていたが、そのようなことはあったか。母子育成会についてはどのような内容で報告を受けていたか。

→記憶してない。

□ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。担当者へのヒアリングでは、「以前、長寿社会部長だったので、母子育成会が厳しいことは認識していたと思う。」とのことだった。

→しゃんぐりらを増床（120→200）したが、母子育成会が従業者を採用できず、稼働率を上げることができなかったことは、補助金まで入れているのに課題であるという認識があった。監査のことは課題として認識はしていなかった。母子育成会を課題があると認識したのは局長を退任する間際（平成 30 年 3 月）。D 氏と話をし、母子育成会に課題があるということだった。どういう課題だったかはよく覚えていない。退任間際だったので母子育成会について、平成 30 年度にはしっかりと法人監査をするよう監査担当に話をした。次の局長にも引き継いだと認識している。メモで残していたと思う。ただし、多くの事業について引き継いだので、全て目を通してくれたのかは分からない。具体的に何か問題があるというよりは、法人全体として確認すべきという認識だったと思う。

□ 長寿社会部には指示を出したか。

→出していないと思う。

□ 法人の状況や、監査の実施結果を誰まで報告していたか。

→大きな問題として認識していなかったもので、報告に入ったということはないと思う。

□ 母子育成会に対して、母子育成会や老人施設協会などに在籍する本市退職職員などから何か特別な対応を求められたことはあるか。

→全くない。外れるかもしれないが、自分は社会福祉法人の理事長に就任し、厳しい行政処分を受けたから、そのようなことは的外れな感じがする。

□ 企画課で当時、監査業務の他に、社会福祉施設の再編整備計画の策定も業務となっていたと担当から確認した。監査の対応に十分対応できないことについて相談があったり、指示等

を出したことがあるか。

→再編整備計画は自分が中心になって施設課、高齢と障害の所管課が一緒にやった。それが（担当課である企画課にとって）大変だったという認識は自分にはない。それで課題がある母子育成会の監査ができなかったというのは話が違うのではないかな。課題があった法人であればしっかりと監査をするよう指示したと思う。

□ 後任の局長には母子育成会について、どのように引継ぎを行ったか。

→引継ぎはしたはず。すごく大きな問題として引き継いではおらず、課題があるという内容で引き継いだ。

□ 高齢者事業推進課長や長寿社会部長の職にも就かれていたが、X氏とは何かお付き合いはあったか。

→X氏とは個人的な付き合いはない。仕事上では、X氏は老人施設協会の会長であったので関係はあったがあくまでも老人施設協会の会長としてのX氏との関わり。

□ 母子育成会の評議員に就任した経緯は。

→Y氏から、これまでの経験を活かして、役員等の中に入って手伝ってもらいたいという話をもらった。当時は理事長だったので、理事はお断りして、評議員になることになった。法人が大変なことになると利用者・家族、従業員に影響が大きいので、できることがあるならばという思いだった。

□ 母子育成会の評議員に就任してから現在に至るまで、評議員の立ち位置から見て、法人運営の推移についてどのように評価しているか。

→Y氏の手腕がすごい一言に尽きる。経営手腕だけでなく、法人の職員がみんな付いていっていることがすごいことだと思う。

□ 老舗法人である母子育成会における本事案について、客観的にどう思っているか。

→社会福祉法人の経営は全国的に4割くらいが赤字という厳しい状況がある。今までであれば社会福祉法人は潰れないという認識だったが、これからは違ってくると思う。放漫経営と不正でこのようになってしまったのは非常に残念に思う。

□ 評議員になったのはいつか。

→Y氏が母子育成会に入って、理事長を除く全ての理事・監事・評議員を交代するという事になり、その際に評議員になった。

□ 前役員等がどのような理事会・評議員会をやっていたかは知っているか。

→旧体制の役員等に対するヒアリングを新体制で行った際に一部同席していたので、感想としてはちゃんとやっていなかったんだろうと感じた。

□ 法改正で、法人のガバナンスを前提に、所轄庁は監査を行うということになったが、当時の法人ではそうはなっていない、新体制になってから、ガバナンスが保たれるようになったということか。

→前体制がしっかりやっていなかったということを前提に全役員にヒアリングしており、それを確認するという受け止めだった。

□ このようなことについて、元局長としてどのように思うか。

→なんでこんなに気付かなかったのかという話はあるが、相手が隠そうと思えば隠すことがで

きたのではないかと思います。母子育成会のようなことを自分が在籍した法人でできたのかと言えば、領収書がなければお金は絶対に出してくれないのでできないと思う。どうすればよいのかというお答えは難しいが。

□ 法人に外部の会計の専門家が入れば、法人側にも緊張感も生まれ、良くなるのではないかと感じるか。

→自分の法人では、外部の監査委員も入っているし、内部の確認もしっかりとやっている。過去の不祥事を踏まえ、コンプライアンスを向上するよう取り組んだ結果。

□ 過去の担当者からは、法人の様々な問題点を捉えていて、ただ、明確な法令違反は確認できていない中で、次の監査をどのようにするかということを考えなければならぬと認識していたが、目の前の仕事で手一杯であったという話を聞いている。当時の局長としてどのように考えるか。

→当時の監査担当の状況がどうだったかの把握ができていなかった。やっておいた方が良かったとは思いますが、誰がやるかやらないかの判断に至っていない状況だったのではと思う。もし当時に担当者から判断を求められていれば対応するかしないか判断したとは思う。

【平成 30・31 年度 健康福祉局長】

□ 前任の局長からは母子育成会についてどのような引継ぎがあったか。

→引継ぎはなかったと認識している。引継書にもその項目はなかった。次の局長にも引き継いでいない。

□ 特定の書類を引き継がれたという認識は。

→健康福祉局長は多々書類も引き継がれるが母子育成会についてあった認識はない。

□ 平成 30 年度・31 年度は続けて母子育成会に対して法人監査を実施していたが、2 年連続して実施する理由や結果について報告を受けていたか。

→記憶だけで話すが、手帳も確認したが、監査担当から何回か報告があったことは覚えているが、母子育成会についてという記憶はない。そういう場面も覚えていない。母子育成会の経営状況に課題があることは認識していたが、それが報告なのか、誰からの情報かはわからない。漠然と母子育成会は経営状況が安泰ではなく、苦しいという認識はある。決して上手くはっていないんだろうなとは思っていたが、特に指示をした記憶はない。何を聞いていたかというと、民間事業所の不正請求の報告やそれに基づく業務停止や返還の報告は受けていたが、母子育成会についての記憶はない。

□ 企画課の当時の担当者からは、長寿社会部と一緒に法人に対して対応をしていたと話しているが、長寿社会部からは何か報告等はあったか。

→母子育成会についてどこから聞いたのかは明確な記憶はない。

□ 法人の状況や、監査の実施結果を誰まで報告していたか。

→副市長・市長へこの件については明確に報告していない。

□ 母子育成会に対して、母子育成会や老人施設協会などに在籍する本市退職職員などから何か特別な対応を求められたことはあるか。

→監査については報告も記憶がないし、指示もしていないので、外部からの話もない。経営状況が苦しい法人を助けるメニューがある老人施設協会とは話をした記憶はあるが、それを使

おうということにはならなかった。母子育成会以外も含め社会福祉法人の監査について本市退職職員から話があったことはない。各団体からのOBかどうかに関係なく様々な相談事はあった。

□ 平成31年度に企画課の担当課長は当時既に病気がちで通院等をされていたが、法人監査の所管課長にしたのはなぜか。無理はないと考えていたのか。また、病状が進行した場合のフォロー体制は考えていたか。

→当時の課長は2年在籍だが、ここに配属された後に病気が発覚したという認識。彼は法人に対して適切に対応し、報告を上げていたという認識がある。当然病状は確認していて、毎日出勤はできていなかったが、長期病休だったわけではなく、病気と上手く付き合いながら業務を行いたいという意向を確認していた。経歴や能力も踏まえ、病気だからやめさせるということにはしなかった。本人から勘弁してもらいたいという話があれば別だが、出勤状況や体調も踏まえて考えたと思う。病気があるから職務遂行能力があるのにダメとは関係部署を含めて判断しなかったということだと思う。フォロー体制について報告はあったと思う。ただし、多くの部署に様々な事情がある中で当時の部長と個別に話したという記憶はない。

□ 法人監査についてはどのような業務であると考えていたか。

→今回の件は報道で知ったが、非常に残念な話だと思った。川崎区のあの場所で運営していて、長年社会福祉に携わってくれていたのが残念だという印象。自分の在任時にどんなことができたかというか、母子育成会についての認識はあったが、どこからの情報で認識したのかも分からないし、局長として指示した記憶もない。事象が具体になっていれば事実関係や監査の手法、監査のレベルも逐一確認しながらやっているし、それがないと処分するときに相手に反論の根拠を与えてしまうので、各所管課、各事業課もきちんとやってくれていたと思う。母子育成会については、その事象を掌握しきれなかったということ。行政の監査がどこまで踏み込めるのか、自主、自律の社会福祉法人の経営に手を突っ込んでいくことをどう考えるか。不祥事が多い中で人員を増やせばいいが、限られたパイの中で強化できるものは強化するが、その一方でどこかを見直すというバランスを見ていた。人的にはできる限りの補完はしてきたつもりではある。

□ 担当課は当該法人について赤字を含め様々な課題があることは把握していたが、部長・局長まで報告がなかったという理解でよいのか。

→分からない。なぜ自分が母子育成会の経営状況が芳しくないことを知っていたのかは分からないので、どこからの話か分からない。監査の結果を踏まえたものであれば指摘事項の改善状況を確認していこうという話になっていたのではないかと思う。

□ 仮に決裁文書で上がっていれば知っていたということになるのでは。

→決裁は電子で数も多いので、個別の事案まで覚えてはいない。

【令和2-4年度 健康福祉局長】

□ 前任の局長からは母子育成会についてどのような引継ぎがあったか。

→引継ぎはなかった。局長室に母子育成会の資料があったので後から確認したら、指導監査の内容だった。令和2年の夏頃のことで、その資料に関する所管課への確認はしなかった。

□ 企画課が所管する法人監査の対応、相談について総務部長が入っておらず、長寿社会部長

と企画課担当課長が局長に報告していたと聞いているが、どんな報告があったのか。

→障害系法人の報告の後に母子育成会の監査がうまくできていないという話があった。その後に長寿社会部長と話をするようになった。総務部長と母子育成会の話をした記憶はない。障害系法人の件は（常任）委員会事項になったので、その時は総務部長も同席していたはず。

□ 局内の情報共有についてどう思うか。

→指導監査のことは、社会福祉法人には内部監査があつて役員がいるし、コロナ禍で監査に行けないことも聞いたので、まずはしっかりと文書を出してもらって対応しようという話をした。最初はそんなに大きな話としては認識していなかった。長寿社会部長からは金融機関からの融資を受けるために法人が苦勞しているという話があった。しおんを担保にしなければならないという話になり、結果的に借入ができなくなったという報告を受けて、自分でもWAMで財務諸表を確認した。長期の借入が急に増えているのはなぜなのかということは気になった。

□ 長寿社会部長が個別の法人のために金融機関に説明に行くことについては相談を受けていたか。

→聞いていたのは融資の相談に行くということではなく、X氏から一緒に来てくれと言われたという認識。

□ それについて指示はしたか。

→「行ってお金が借りられるならいいけど、たぶん借りられないよ」とは話した。具体的な指示はしていない。

□ 総務部長とは共有していたか。

→別件の監査関係のことで副市長へ報告する際に母子育成会のことも話すということで共有している。市長には報告していない。

□ 令和4年度には、母子育成会の経営状況が悪化していることが顕在化し、市長への手紙等で、従業員から訴えが寄せられていた。当時の担当課長は、その都度報告をしていたと話をしているが、どのような報告を受けていたか。

→議会で保育園の緊急入所が取り上げられていて、担当課長はそのことを言っているのかもしれない。担当課長が母子育成会のことだけで自分の所に来た記憶はない。監査はどうなっているのかということを知ったら、書類がなかなか出て来ないという話があった記憶がある。指導監査の権限の中でできることをするよう指示はした。当時は書類が隠されているという情報はなかったので特別監査という話はしていない。

□ 母子育成会について、どのような認識を持っていたか。

→保育園の保育士の給与が高いのでそこをどうにかできないのかという話はしていた。障害の問題法人はNPOとの貸付けを指摘していたので監査は機能しているものだと認識していた。

□ 母子育成会に対して、母子育成会や老人施設協会などに在籍する本市退職職員などから何か特別な対応を求められたことはあるか。

→ない。指導監査はどこまでいっても指導監査なので、取り繕われてしまえば分からないと思う。自分は高齢者施設の法人とはあまり気が合わなかったので自分にはそのような話はな

い。

□ 令和 2 年度は企画課担当課長の病状がかなり悪化していたかと思われるが、どのような考えでの配置だったのか。また、法人担当ラインに対してどのようなフォロー体制をしていたか。

→当時の課長は厳しい人だった。法人や事業所にしっかり言えるので適材適所だった。監査という視点では彼が良いという判断だったと思う。病状が悪化してきた時には「大丈夫か」とは声掛けをしていた。

□ 後任の局長には母子育成会について、どのように引継ぎを行ったか。

→母子育成会のファイルを局長室のキャビネットにあるので、大事だから内容を確認して、資金繰りが苦しいようだ、できることはした方がよいということは話した。

□ 母子育成会の法人監査についてこういうことをやっておくべきだったという思いはあるか。

→母子育成会のファイルの意味がもっと早く分かれば対応は違ったかもしれないが、組織的に不正されてしまっていれば何もできないと感じている。正直言って、公務員は単式簿記で、複式簿記の知識を持っていないと対応できない。そういう人材を養成しなければならないと思う。もしくは専門家を活用するしか方法はないかと思う。

□ 担当課からは平成 29 年から赤字でそれなりの危機感を持っていたようだ。赤字が増えている、理事会は機能していない、市から会計の専門家を入れるよう指導しても対応しない、台帳がない、会計はX氏以外は分からないという状況で、明確な違反はないがグレーだという認識で、人員さえいれば特別監査ではないかもしれないが、もう少し踏み込んだ監査ができたのではないかという話があったが、局長として、どのような認識か。

→今話されたような話が本当であれば、やらなければならないと思う。

□ 理事会が体裁だけで、中身がないことを担当は把握していてグレーゾーンだなと感じていて、他の法人よりも踏み込んでみるということはできなかったのか。

→ずっと担当がそのような認識をしていたのであれば、年度当初の局長への事業報告で報告されたはずだが、母子育成会のことの報告はなかった。曖昧だったのだと思うが、明らかな理由がわからないのであれば、まずそのような状況を確認してもらいたいと思う。

□ X氏との面識は。

→直接は知らない。式典で見る程度。

□ そうであれば、厳しい対応はできるのか。

→厳しく対応できる。職員もそう対応してもらって構わないと思っている。

□ 令和 4 年 11 月の合同監査の場で保育園長が直接窮状を訴えに来られたことは報告を受けているか。

→議会で緊急受入が上手く機能してないという質問があったので、合同監査に入る前からこども未来局とは話をしているのかということは担当課に確認していたが、保育園長の話は聞いていない。

□ 他に何か伝えたいことは。

→私が母子育成会の話でお金が大変なことになっているということを知ったのは本市を退職

してからになる。元局長が母子育成会の評議員になってそこから話を聞いた。金融機関がお金を貸さないことについても当時（X氏）は名士なのになぜなのか、何か理由があるのかなと思っていた。元局長とは短期の借入をしてその場をやりくりするしかないかなという話をしたら、それはもうやっている、X氏が自分で使っていたと聞いたので、二重帳簿なんだなと思った。

イ こども未来局関係職員

【令和4年度 こども未来局総務部監査担当係長】

- 令和4年11月7日の監査の際に、保育園職員が監査会場に来て、「毎年、実地監査を受けているのに、なぜこんなに赤字になるまで放置されているのか。法人のお金の流れを見てほしい」という訴えをしたという主張を法人側はしているが、当時はどのような訴えだと認識して、どのように対応したのか。
- 印象に残っている法人ではある。園長2人が来たことは覚えている。監査前から匿名の申し出があり、園長からは賞与の遅延の話だった。園長のうち1人は職員に説明することも苦慮しているという話だった。健康福祉局と一緒に監査には行ったが、こども未来局としては年間100件以上実施するうちの監査の1つだった。児童福祉法に基づく施設監査であって、健康福祉局との合同監査という認識まではない。賞与の支払いについては、健康福祉局と一緒に理事長に確認したことは覚えている。理事長は遅れていると話していたので、遅延していることは確認したが、資金繰りが厳しいという法人は他にもあったので、母子育成会だけ特別だという認識ではなかった。
- 健康福祉局から合同で行きたいという話があったのか。
- 11月7日の監査日程は春先にこども未来局としての監査日程を決定しており、そこに一緒に行っていきたいという話があった。
- 一緒に監査に行って何を確認することとしていたのか。
- 賞与の遅延の訴えがこども未来局と健康福祉局にそれぞれ寄せられていたので、その点は確認すべき事項としていた。
- こども未来局としては通常の一般監査、健康福祉局は法人監査を同日にやるという認識だったのか。賞与の問題の対応について調整はしていたか。
- そうなる。賞与の件については事前にやり取りしていた。
- 賞与の遅延というのは一般的な問題なのか。改善のためにどのように対応するか認識合わせはしたのか。
- 監査基準の中で対応できるかは検討した。賞与の遅延は確認し、当日指導した。私は保育施設の会計部門を確認していた。別の担当者が賞与については確認していたと思う。こどもと健康福祉局の職員皆が園長2人の話は聞いていたと思う。
- 園長からこども未来局の職員に賞与支払いが遅れているとの話はあったのか。
- 監査会場に園長2人が来たことは覚えている。こども未来局と健康福祉局の職員皆が園長2人の話は聞いていたと思う。ただし、理事長には伝わらないようにということだったので取扱いには困った。その場では対応できないので、一般定期監査の範囲内で対応させていただ

くという回答はした。

□ 一般定期監査では最後に講評はするのか。

→する。講評の場で賞与の遅延については指摘した。正式通知でも指摘している。

□ 講評に当たって健康福祉局とは調整したか。

→多分お伝えはしたと思う。

□ 講評は法人監査と施設監査を同時に講評するのか。

→最後にひっくるめて講評する。

□ 合同監査なのか、お互いの監査を一緒にやったのか。

→後者の認識。監査としてはそれぞれが行ったという認識でいる。通知でも合同ということは記載していないと思う。

□ 園長が話していたのは賞与の遅延だけだったか。

→一番覚えているのは賞与のこと。他の園でも様々なことを話されるので、全ては覚えていない。

□ 園長からは、こども未来局の監査担当から「今日はそれを見に来たのではない」と言われたと話されているが、当時の担当者としてはどのような訴えだったと認識しているか。

→細かな発言までは覚えていない。一般の定期監査の内容をお伝えしたのではないか。それが何を指すのか分からない。他施設の監査と同じように対応した。賞与のことなど、やれることはやろうという認識で対応したと考えている。相手がどのように捉えられていたは分からない。園長の話聞くことは聞いた上で、対応できることかどうかというのもあるので、即答は差し控えるという趣旨の話はしていたかもしれない。持ち帰り共有したと思うが、資料まで作成したかは覚えていない。500施設以上ある全ての施設についてこの件で記録まで作成したかは定かではない。

□ 保育園の会計監査において不審な点はなかったか。どういうやり方で監査をしていたか。

→計算書類を事前にもらっていて、監査法人に確認してもらっていた。監査法人からの報告書をもとに監査を実施していた。この法人について不審な点はなかったという認識でいた。拠点間の貸付けだけはずっと指摘していたのを覚えている。

□ 指摘したのはその点だけか。領収書とかは確認したか。

→現預金の確認はしていた。

□ あの時にこうすればよいと思うことはあるか。

→会計の専門家ではないため、虚偽の報告がされていては分からないと思う。

□ 賞与の遅延について、市が口を出すことなのか、法人が行うことなのかのどちらの認識だったか。

→この法人は規定上に賞与のことは明示されているが、時期までは明記されていないので、指摘はした。他に拠点間貸付けについても指摘したことは覚えている。

□ 訴えに来られた園長は事前に話をしていた方か。

→当時の市への訴えは匿名なので誰かは分からない。

□ 両局での監査の指摘事項のやり取りはその場やその後にあったか。

→講評ではお互いの講評内容は聞いていたと認識している。正式な通知については健康福祉局

に情報提供した。

□ 監査の判断や何を聞くなどはこども未来局では誰がリーダーシップを取っていたのか。

→監査担当内で確認し、基準に照らし合わせて結果通知を作成する。監査担当の課長が責任者としてやっていた。

□ ずっと貸付けが戻っていないという指摘になっていたことについて、上の人はどのような判断をしていたのか。

→改善報告を受理して確認はしていた。児童福祉法に基づく施設監査の範囲内での対応だった。

□ 児童福祉法に基づく監査はどこまでやるべきと考えるか。他課との連携とかはどのように考えていたか。

→当時は特別監査を行うまでの判断はしなかった。

□ 特別監査にする基準は課内にあったか。

→ケースバイケースと考えていた。話し合うことになると思う。明確な基準はなかった。

□ 園長たちの申し出の状況が何年も続いている中で特別監査としなかったのはなぜか。

→こどもに関する危険性ではなかったので、当時としては法人内で拠点間区分でお金が使われているだけなのでというところまでしか考えられなかった。

□ 法人に対して監査以外の手法で掘り下げるために対応はしなかったか。

→賞与は遅延はしていたが結果として払っていたので、それ以上、考えはしなかった。

□ 拠点区分間の借入が何年も続いたことは児童福祉法に基づく対応になるのか。

→その範囲としては違反になる。当時は他課と協力してということまでは行わなかった。やれることはなんなのかということもあった。

□ 監査基準に基づく監査しかできなかったのは組織的に人数が足りないということか。

→保育園数が右肩上がりという状況の中でやれる範囲内でやっていた。

□ 監査担当は何人いて、何人で監査は実施していたのか。

→監査担当は10人と監査担当課長の合計11人。全体500以上の施設について、各園を2人ペアになって監査を実施している。

□ マニュアルはあるのか。

→監査基準を見て、OJTで学ぶ。

□ 母子育成会についてどうなっていたら特別監査を行っていたのか。

→こどもに危険が及ぶことが一番の要件。資金繰りの悪化で特別監査の実施ということは自分の在籍時にはなかった。

□ 賞与の遅延は分析では事項に上がっていなかったのか。

→財務分析は前年度分のものが対象になるため、当該年度の賞与の遅延は財務諸表からは確認できない。

【令和4年度 こども未来局総務部監査担当係長】

□ 令和4年11月7日の健康福祉局とこども未来局の合同監査の際に、保育園長2人が監査会場に来て、「お金が保育から高齢に流れている、賞与が遅配されている中で法人のお金全体の流れを見てほしい」という訴えに対して「今日はその話をしに来たのではない」という

対応をされたという主張を法人側はしているが、当時はどうな訴えだと認識して、どのように対応したのか。

→両局合同監査と話されたが、同日に実施したという認識でいる。こども未来局としては元からその日に定期監査を実施する予定であった。その後に賞与の遅配が出てきたので、健康福祉局の法人監査を同じ日にやった。合同に見えるかもしれないが、講評については、法人監査は社会福祉法に基づく監査結果、こども未来局は児童福祉法に基づく監査結果を出した。園長から「お金をしっかり見てください」と話された記憶はない。資金繰りが厳しい、消耗品、備品の購入が遅れているという話であったと認識している。園長として職員に対して申し訳ないという話と、理事長とともに立て直ししたいという話だった。しゃんぐりらで賞与遅延の話を聞いていたので、その延長という認識で話を伺った。資金繰りが厳しい状況が続いているんだなという認識を持った。夏の賞与は遅れて払っていたので、賞与をきちんと払うことというような結果通知は発出した。

□ お金の流れをしっかりと見てもらいたいと他の職員に話していた記憶はあるか。

→自分は見聞きしていない。同じ空間にいた人は同じ認識だと思う。

□ 合同監査ではなく、一緒に行ったという話だが、なぜ一緒に行くのかは聞いたか。

→認識としては、賞与遅配の状態が続いていて、法人全体の経営を見るために健康福祉局が来るのだろうなという気持ちでいた。

□ 法人全体のことは健康福祉局、児童福祉法のことはこども未来局で見るという認識か。

→そのようになる。

□ 担当は何か。

→保育園の運営と会計が担当だった。

□ 保育園の資金を高齢部門に何年も貸し付けていることはどのように考えていたか。

→貸付けは返すというルールなので問題意識はあって、結果通知にも記載していた。

□ 何年も繰り返されていたが、どのように考えていたか。

→健康福祉局所管の高齢者施設を閉めるとか、人数を削減するという話を聞いていたので、改善されるんだろうと考えていた。

□ そのことで健康福祉局と調整はしたか。

→自分はしていない。その後も何年か続いていたので、その間に上の方は何か考えたかもしれない。

□ 貸付けがなければ賞与の遅延はなかったのではないかと考えるか。

→保育園単体ではそうなのかもしれないと思った。

□ 高齢者施設に保育の資金を貸付けているから賞与が遅配しているという認識だったか。

→法人全体の状況として保育の職員にも影響があったと考えていた。

□ 法人全体の厳しい状況を変えるための働きかけは健康福祉局がすべきと考えていたか。

→法人の所管は健康福祉局なので、健康福祉局が対応すべきだと思う。その当時に自分として連絡したりはしなかった。一緒には監査を実施したことで同じ情報を共有できるという状況は良いことだと思った。

□ 現場で何かやり取りはしたか。

→特にやり取りはなかった。どこまで連携したかまでは覚えていない。

☐ 監査結果通知の内容は誰が決定するのか。

→全員で合議をした内容をもとに、担当者が案文を起案して決裁を取る。

☐ 毎年、貸付金が戻っていないことをもって特別監査の実施は検討したか。

→そこまでは検討していない。法人監査も高齢事業も健康福祉局が所管であるため、健康福祉局が整理するということをもって対応されるものと考えていた。

☐ X氏の改善するというような話の裏取りはしたか。

→そこまではやっていない。

☐ 当時の理事長が市の職員の身内であるということは影響あったか。

→それはない。他と同じような対応と考えている。

☐ こういう拠点間貸付けについて他の法人でも同じようなことは起こっていたのか。

→基本ない。珍しいこと。

☐ 仮にX氏が高齢者部門と対応しているという話がなかった場合はどうしたか。

→経営が赤字で、法人監査は別部署が所管であると、どうするかはなんとも言えない。介護報酬が厳しくなっていることは報道等で知っていたが、それ以上は対応しなかった。

【令和4年度 こども未来局総務部監査担当課長】

☐ 令和4年11月7日に保育園長2人が来たときに、「賞与の遅れ、年度内精算するように指導されているが改善されていない、高齢者部門が赤字だが、X氏からの説明がない、業者への支払いが遅れている、小口現金の遅れ等があるのだから、しっかりと法人のお金の流れを見てもらいたい」と伝えたところ、「今日はそのことを見に来たのではない」と言われたとのことだった。どういうことを訴えていると認識したか。その後どのように対応しようと思っていたか。

→細かな点までは何を言ったかは定かではない。2人の園長が来たのは覚えている。他にこども未来局の監査担当と健康福祉局の監査担当もいた。賞与のことがメインで、園長として職員に申し訳ないという内容のお話だという認識だった。

☐ どのようなやり取りをしたか。

→そこでやり取りをした記憶はない。2人の訴えを聞いていたと認識している。やり取りは監査の講評やヒアリングの時間に対応するべきものと考えていた。自分のどの言葉で2人の園長がそのような受け取りをしたのかが分からない。通常の監査でも園長の話は聞くことはしている。その中で、監査で対応することは対応するが、11月7日に関しては監査外のこととして聞いていたのかもしれない。これまで施設とは真摯に向き合ってきたので、残念だなと感じている。

☐ 定期監査とは何かということは説明したか。

→通知文に監査については明記しているので、監査について改めて説明はしていない。通知に基づき監査を実施するという話をしている。

☐ 通知は誰宛てか。

→施設宛てになる。

☐ 監査を行った部屋はどのような配置だったか。

→1つの部屋で、保育の施設監査チームと法人監査チームで机を分けて実施した。

□ 入ってきた園長は保育の方に来たと思うが、ご自身以外に話をした人はいるか。

→1人で話を聞くことはないので、誰かと一緒に話を聞いたと認識している。

□ 健康福祉局は合同監査という認識で、こども未来局は定期監査という認識のようだが、合同監査なのでターゲットは何にするか、連携して調べようという話は事前にしたか。

→こども未来局の施設監査は年度当初に日付は決めている。その後に賞与の遅延等の訴えがあり、健康福祉局から一緒にやりたいという話があった。一緒の日には実施したが、通常の施設監査のやり方で実施した。事前の打合せはなかった。最後の講評の内容はお伝えしている。

□ 法人会計は健康福祉局が確認するのだろうという認識だったのか。

→健康福祉局が法人監査をするということになっていたし、こども未来局は施設監査をやるということしか決まっていなかった。公表の際に同席していたので、内容は共有はしているが、それに関してどうするという打合せは行っていない。

□ 健康福祉局の監査についてもう少しこうしてもらいたいという思いはあったか。

→（健康福祉局が）高齢者部門の赤字施設に対する助言はしていたので、高齢者部門の事業の見直しをしてもらえないかと考えていた。

□ 「お金の全体の流れを見てもらいたい」と言われた認識はないということによいか。

→賞与の話が中心だったと思う。施設見学の際に遊具ももう少しこうできればという話があった。

□ 市が健康福祉局とこども未来局で分かれて監査をやっていることを園長は認識していたか。

→こども未来局の監査担当のことは知っていて、健康福祉局の法人監査の方と面識はなかったかと思うので、こども未来局の監査担当に話をしに来たのだと思う。

□ その場にいた監査担当者について誰がどこの局の人か分かっていたと思うか。

→混ぜこぜにはなっていないと思う。監査開始時に当日のスケジュールも説明するので、担当者は分かっていたはず。

□ 園長が訴えに来られたことについて、こども未来局の中でどこまで報告したか。

→当時は大きなことという認識がなかった。どちらかというと賞与の遅延について指摘しているが、今までなかった指摘なので、部長に話はした。監査会場に来た園長の話は自分としては大事とは認識していなかったので、上司に話はしていないと思う。

□ 賞与に関する指摘はこども未来局の監査の指摘事項としたのか。

→そう。

□ 賞与遅配の市側の当事者はこども未来局という認識だったのか。

→全体だったと思うが、法人監査の方は基準がなかったので、指摘できなかったのだと思う。保育には給与の最低賃金などがあったことや直接訴えがあったこと、実際に園の職員にいつ払うという通知が出ていることが確認できていたので、施設監査では指摘した。法人監査では指摘はしていないと思う。

【令和4年度 こども未来局総務部長】

□ 令和4年度には、母子育成会の経営状況が悪化していることが顕在化し、夏には市長への手紙等で、従業員から訴えが寄せられていた。こども未来局ではどのように報告を受け、どのように対応していたのか。

→保育第1課からの報告で知った。法人職員からの訴えは匿名だったと記憶している。所管課としては誰かに聞けないのという話を保育課にしたと認識している。その結果、そのようなことになっているという話を聞いたと思う。監査担当には指示していない。

□ 令和4年11月7日の実地監査はこども未来局の施設監査と健康福祉局の法人監査を同日に実施し、その際に、保育園長が会場に来て、「毎年、実地監査を受けているのに、何故こんなに赤字になるまで放置されているのか。法人のお金の流れを見てほしい」と訴えたということだが、当時、そのようなことがあったことの報告はあったか。

→監査をすることの報告はあって、市長への手紙のこともあったので、しっかり見てくるように話しはした。監査後に報告はなかった。監査結果についてはいつもと同じような報告だった。園長が来たという話は報告になかった。年明けになってから、園長先生が話をしに来たという話を聞いた。

□ その後に、年明けの1月に法人内で賞与の目途が立たなくなり、保育課に訴えに行ったという発言が法人職員のヒアリングであったが、そのことは知っているか。また、保育課がどのように対応したか確認したか。

→来たという話は保育の部長か課長から報告があった。その訴えについて監査担当には指示はしていない。市長への手紙が9月、12月にあって、12月くらいからバタバタと動き出したと認識している。冬のボーナスが払われるかどうかかわからないという話が本当にそうだと危険だと考えて、監査担当にこれまでの指摘について確認した。長期間に渡って、拠点間区分の貸付けについて同じ指摘をしていることを把握し、改善報告の内容もその時に確認したら、高齢の赤字を補填しているということだったので、高齢者部門を所管している長寿社会部長にどうなっているのか連絡をして、そこから長寿社会部長とのやり取りが始まった。300人以上いる利用児童のことを考えて、長寿社会部長や健康福祉局企画課担当課長と話を共有して動いていた。こども未来局長にもポイントで報告はしていた。市長、副市長への報告の主体は健康福祉局だと思っていた。保育は貸付けができるくらい運営はできていたので、保育部門に間違いはないだろうと考えていた。問題は貸付けを受けなければならない高齢者部門だと考えていた。市長、副市長へは市長への手紙が発端で、状況報告と対応、手紙の回答について健康福祉局と一緒に報告した。しっかり状況を確認するよう指示はあった。

□ 令和4年度に長寿社会部長が、当時の企画課担当課長と金融機関への相談、確認など対応していたことについて議会で問題視された。そのことについて、何かご自身が関係していたか。また、そのような対応について、どのように思うか。

→自分は金融機関には行っていない。法人監査のラインの部長である健康福祉局の総務部長にはどこかのタイミングで、長寿社会部長と企画課担当課長と動いているが報告はあるかということは話をした。

□ 母子育成会の一連の対応について、当時連絡を取っていたのが、健康福祉局側では法人監

査担当の総務部長ではなく長寿社会部長だった理由は。

→自分も健康福祉局に在籍していたこともあり、長寿社会部長のことは知っており、高齢者部門の問題だということもあり、早く確認できると思い連絡をした。健康福祉局総務部長に正式な場で話はしていないと思う。当然、健康福祉局内で報告はされているものだと認識していた。

□ 母子育成会に対して振り返るとどのように対応すべきだったと思うか。

→市長への手紙から始まったが、そこで資金繰りが苦しいことは把握したが、夏の賞与は何か支払われたので様子を見た。その後に監査をして、同じような指摘に加え、給与が支払われていないという指摘が足されたことは後から聞いた。こども未来局の監査で何かすべきとまでは思わないが、健康福祉局の法人監査とはもっと連携すべきだったのではないかとと思う。

□ 監査の場で法人側の資料が揃っていないということは知っていたか。

→書類の不備が多いということは監査担当からは聞いていない。母子育成会は書類の提出が遅いということは保育課長もしていたので、以前から認識はしていた。

□ 各所管が分かれた中でそれぞれ監査をしていたが、法人内で不適切な会計処理等が行われていた。市民は行政監査に対して厳しい目で行っているものと考えられていると思うが、特別監査や改善勧告ができていなかったことについてはどう考えるか。

→こども未来局は施設監査なので、こどもへの処遇が一番の確認事項となる。現場の確認や現場職員へのヒアリングを行うこと等が重要だと考えている。会計面については施設内だけの確認となる。保育の補助金が適切な使途で使われているかという点を確認することになる。外部委託もして施設会計を見てもらっていた。拠点間区分の貸付けについては指摘もしており、こども未来局の施設監査は適切にやっていたと認識している。ただ、貸付けはしていて、その先まで追わなかったということ、健康福祉局とずっと連携すべきという声があることは分かるが、当時はこれ以上はこども未来局の監査では踏み込めないと考えていた。

□ 特別監査や改善勧告をしていれば市民にもある程度の理解を得られる部分もあるのではないか。

→保育ではよっぽどのことがなければ特別監査はやらない。虐待であったり、こどもの処遇に関してはあるが、施設の会計面では、補助金が適切に使われていたということなので、特別監査は考えていなかった。

□ 貸し付けてしまうと、その部分はブラックボックス化してしまい、適切に使われているか追えないのではないか。

→あくまでも貸付けなので年度内に返してもらうというのが前提。それは確認ができていたはず。直近ではそれが返していなかったかもしれないが。年度の中で貸付けはできるが返してもらうという前提でやっていないということについては踏み込んでも良かったかもしれない。

□ 保育からの貸付けはかなり前からあったか。

→令和4年12月に認識した。その時にこんなに長くやっていたことを知った。自分は令和3・4年度に（こども未来局総務部長として）在籍していた。

- 就任時には知らなかったということか。
- そうなる。最終的には決裁で確認するが、400 以上ある保育所の内容を全て覚えてはいない。
- 職員も組織として問題視はしていなかったということか。
- 施設会計はできていて、余剰分を貸付けしていたという認識だったと思う。それ以上先の法人全体のことはこどもの監査外と考えていたのではないか。
- 帳簿の確認まではやらないのか。
- 令和 4 年度には監査法人の委託もしていたので、法人に書類を提出させたうえで見ていたと思う。会計や国の補助制度の面は職員では限界があるので専門家を活用することになった。職員が自分で見て指摘するまでは難しいと思う。
- こども未来局の施設監査は会計よりは、こどもの処遇を重要視しているということになるのか。
- 虐待とかもあってはならないことなので、こどもの処遇が第一となる。

【令和 4 年度 こども未来局保育事業部長】

- 令和 4 年度には、母子育成会の経営状況が悪化していることが顕在化し、市長への手紙等で、従業員から訴えが寄せられていた。こども未来局ではどのように報告を受け、どのように対応していたか。
- 市長への手紙は匿名で返事はできない。保育第 1 課に調べるよう指示はしたと思う。基本的には法人内部のことなので、法人理事長から法人職員に説明してもらうことが筋だと思っていた。保育は黒字で高齢が赤字という中で保育から高齢にお金を貸している、そのことを監査で指摘しているという認識で、法人内で理事長なりが説明すべきと考え、そのような指示をした。
- 令和 4 年 11 月 7 日の実地監査はこども未来局の施設監査と健康福祉局の法人監査を同日に実施し、その際に、保育園長が会場に来て、「毎年、実地監査を受けているのに、何故こんなに赤字になるまで放置されているのか。法人のお金の流れを見てほしい」と訴えたということだが、保育事業部ではそのことを知っていたか。何か対応したか。
- 報告を受けた記憶はない。
- その後、年明けの 1 月に法人内で賞与の目途が立たなくなり、保育課に訴えに行ったという発言が法人職員のヒアリングであったが、そのことは知っているか。また、保育課がどのように対応したか確認したか。
- 保育園の職員が来たことは覚えているが、3 月末の Y 氏が経営に関わるようになった時期だったと認識している。1 月の記憶はない。
- こども未来局では、母子育成会への対応について、局内でどのように情報を共有し、対応していたか。
- 市長への手紙が来だしてからは局長まで話はしていた。年末には副市長、市長まで説明をしに行ったと思う。誰が行ったかまでは覚えていない。健康福祉局とも一緒に行ったのではないと思う。自分も行ったことはあるが、いつだったかは覚えていない。
- 報告された内容に対してどのように対応したのか。その対応は誰に指示をしたのか。また、ご自身で対応したことはあったか。

→年明けにX氏を呼び出して話を聞いた。状況の説明を求めた。金融機関から借入できないことになったが、その前にしおんの建物を担保にするという話があったので、金融機関とかの状況も聞いた。保育第1課長と係長も同席していたはず。監査担当はいなかったと思う。そもそもどうなっているのかということを知ったら、X氏は長寿社会部とも相談していて、ショートステイをやめるという話があった。その後、3月くらいに電話でX氏と話をした。その際は、Y氏のことについて職員に説明されていないようだった。そのことで法人職員が不安になって3月に保育課に来庁したということがあったので、説明するように話をした。職員からは、賞与のほかに年末調整もされていないという話があったので、状況を確認した。

□ 令和4年度に長寿社会部長が、当時の企画課担当課長と金融機関への相談、確認など対応していたことについて議会で問題視された。そのことについて、何かご自身が関係していたか。また、そのような対応について、どのように思うか。

→担保の話があったので、そうなんだなと思った。そこで行くとか行かないとかという話はこちらにはなかったが、長寿社会部長から電話があり、金融機関から融資は受けられないという報告を受けた。

□ 母子育成会について、また、これまでの市側の監査や法人側の対応について、どのように感じているか。また、他に伝えておくべきことや、何か思うことがあるか。母子育成会にどのように対応すべきだったと思うか。

→賞与なりをしっかりと払うよう強く指導すべきだったと思うが、そういう状況ではなかったと思う。

□ 高齢、保育、乳児院、本部があるが、サービスにおいて不正はないとしても、市として法人としての不正を見つけなければならないと認識していたか。

→保育なので監査する立場になく、その認識はない。

□ 事業部間の連携が問題なのか、個々の部門はしっかりやっていたのだから、どう考えるか。

→自分は保育部門なので、サービスは提供されて、委託料は支払っていた。保育というよりは法人の問題なので、高齢者部門の赤字に対し、健康福祉局でしっかりやってもらいたいと考えていた。健康福祉局の職員とも顔を合わせた際には話はしていた。

□ 長寿社会部でしっかり監査をしていれば、この問題は把握することができていたと考えるか。

→それは分からない。高齢も多くの施設があり、1日で監査をし、隠されたりしてしまえば分からないとも思う。

□ 法人監査を毎年のようにしていたことはどう思うか。

→そこまで記憶にないが、今考えても異例だとは思っている。

□ 法人に対し随時監査を行っていて、職員から拠点間の貸付けの訴えもあった中で、組織的対応はどうだったと思うか。

→我々としてはやるべきことはやったと思う。委託費も確認はしていた。こども未来局の施設監査では何度も貸付けについて指摘していた。その点が改善されなかったのは課題だと思うが、法人の高齢者部門が赤字なので高齢者部門で解決してほしいと考えていた。

□ 今後、このようなことがあった場合はどうすべきと考えるか。
 →もっと連携を密にしなければならないかと思う。

□ 市としてやれることとして特別監査に切り替えたり、改善勧告することがあるが、これはどこが判断するのか。
 →それぞれの監査部門が考えることであると思う。

□ 情報共有はしていたということによいか。
 →監査後に決裁は回ってくるので、共有はしている。ただし、400以上の保育園があるので、主だった内容の把握になってしまう。今思えばもう少し改善すべきことはあったかもしれないが、自分は監査部門の担当ではないのではっきりとは言い切れない。

□ 特別監査にしていなかったり、改善勧告をしていないことに対して疑問があるが、なぜだと思うか。
 →そこまで意識していなかったということだと思う。令和5年度には日数をかけて実施している。

(2) 法人職員 (□: 質問 →: 回答)

【法人本部職員A (高齢者部門の会計担当)】

□ X氏の下での旧体制時(令和4年度まで)において、当時の役職及び担当業務は。併せて、現在の役職は。
 →職員で役職はない。担当は経理。現在は転籍している(母子育成会の残務もしている)。

□ 経理担当のそれぞれの役割は。
 →C氏の役職はなく本部事務、主任は別に1人いる。

□ その主任はどのような役割か。
 →労務担当、会計には関わらない。

□ 会計の取りまとめは誰がしていたのか。
 →C氏だと思う、C氏が先輩でチェックはしてもらっていた。指示や指導もしてもらっていた。X氏からの指示は会計担当3人横並びで受けていた。

□ 領収書などの証ひょう類は法人において1箇所にとまとめて保管していたのか。
 →パソコンのデータをプリントアウトして準備していた。証ひょう類は、本部にあったものもあるが、各施設においても事務員が管理していて、監査の際はそれを集めていた。

□ 監査時に全部の書類や証ひょう類(X氏の私的流用に係る契約書・領収書等も含め)が揃っていたという認識はあったか。
 →それはない。

□ 当時、書類や証ひょう類が揃っていなかったことについて、どのように認識していたのか。別の場所にもあることを認識していたが、それを取り寄せる(準備する)必要があると考えていたか。
 →あるものは出したという認識でいた。指摘されれば出さなければならないものと考えていた。X氏の個人的な証ひょう類はあることも知らなかった。X氏が個人的に私的流用をしているようなことは感じていたが、具体的な内容までは知らなかった。メモで指示はされてい

たが、マンションや競走馬のような具体的なことは知らなかった。

□ 借入金資料などが不足していたが、X氏マターであって、事務方は関与できなかったのか。

→書類を隠すという認識はなかった。このお金はどういう用途かということは聞くべきだったと思うが、当時はできなかった。

□ 監査においてX氏の指示はどのようなものであったか。おかしい点があったと認識しなかったか。

→認識はあった。それ以上は聞くことはできなかった。私的流用はしているだろうなという思いはあった。本人に聞くことはできなかった。

□ だろうな、とはどういうことか。

→現金を用意するような内容だったので、そういうことから、私的流用だろうなと感じていた。

□ 証ひょうがなくお金を渡していたということか。

→そういうことになる。

□ X氏の監査妨害（書類や証ひょう類の改ざんや隠ぺい）や不正操作を認識していたか。

→とりあえず会計には乗せていたという認識でいた。例えば雑費とかで。私なら私的流用は会計には乗せたくないと思うが、乗せていたので、聞かれれば答えたのではないか。法人からお金が出るからには、会計に乗せるのは当然のことと認識していた。

□ 市に残っている記録では、母子育成会に対する過去の監査を実施する際に、必要な書類が揃ってなく、運営状況や会計処理が十分に確認できないことがあったとなっているのに対し、法人側は「監査資料は揃えていた」という主張をしているが、当時はどのような資料を用意して市に見せたのか。

→自分の中ではこれだけ準備すればいいのではと考えて準備していた。自分の担当のファイルは出していた。

□ 雑費の証ひょうは綴じられていたか。

→それは綴じられていなかった。その点を問われれば、X氏に答えてもらうしかないと思っていた。3人とも同じ認識だったと思う。今だから思うが、そういう意味では全て準備はしていないことになる。

□ 過去の監査実施前に、「支払金額が高いものについては、領収書を分けて、金額を小さくしておけば、監査では確認対象とはならない」という趣旨の連絡が市担当者からあったという主張をX氏はしているが、そのような対応をしたことはあるか。

→そのような認識はない。

□ 法人側の主張によれば、監査後に市の講評メモを送付した際に、「直しておく」という返事をしたことで、文書指摘にならないことがあったということだが、どのようなやり取りだったのか。

→そのようなことは聞いたことはない。

□ 「会計担当の職員が怖くなって行政に何度もきちんとした監査をしてくれとリークをして頼んだのに行われなかった」との話も伺っているが、そのような対応をしたことはあるか。

→私はしたことはない。会計担当はそのようなことはない。他の職員まではわからない。

□ 監事の役割は。監事監査はどのような形で行っていたのか。監事からの指摘や意見はあったのか。

→監事監査に出席したことがないのでわからない。5人でやっていた。監事2人とX氏、〇〇理事、事務局のC氏で行っていた。事務局のC氏から情報を共有されることもなかった。

□ 理事会や評議員会に対して、経営悪化のこと、借財や重要な業者選定など、どのように説明したか。

→理事会や評議員会に出たことはないのでわからない。議事録を読んだこともない。議事録はC氏の管理のもとロッカーやデスクで保管はされていて、公開されていた感じはない。

□ 市からの監査結果通知や講評メモなど指摘事項に対して、どのような処理や改善対応を行ったのか。指摘事項の内容理解はされていたか。

→指摘されている点是对应しなければならなかったと思っていたが、対応まではできていないこともあった。経営上厳しかったので、対応できなかったものもあった（拠点間の貸付け等）。お金がなかったので、あるところから払わざるを得なかった。

□ 市からの指摘事項やそれへの改善対応について、理事会等への報告や法人内での周知はされていたのか。どのような方法・程度で報告等を行ったか。

→指摘内容は、文書では見ていたが、それをどうするかという対応は特にしていなかった。X氏に任せていた。経営状況の改善も含めて。X氏に進言とかをしたことはない。

□ X氏は話しやすい人だったか。

→話しやすかった。個人的には経営についても考えていたと思う。

□ 議事録の作成では、市の監査で不都合な内容や記載を意図的に載せないなどの対応はしたのか。

→議事録の作成はC氏がしていた。

□ 旧体制の理事・監事・評議員に本市退職職員等がいたが、忖度の圧力や促しなどがあったのか。

→ない。接点もなかった。知見がある方々なので心強いと感じていた。

□ X氏が市の監査担当職員に高級な食事で接待（忖度や便宜を求める意図）があったようなことを聞いたことがあるか。

→ない。

□ 評議員とか監事で厳しく指導してくれる人はいたか。

→〇〇氏、〇〇氏は発言をしてくれていたとは聞いていた。

□ 雑費とかで証ひょうがないことを監査で市に伝えようとは思わなかったか。

→言えばX氏が困るだろうと考えていたので言えなかった。

□ 明るみになると怖いと感じていたか。

→自分がどうなるまでは考えてはいなかった。

□ 市の監査をこうして欲しかった点はあるか。

→監査は性善説からきているのか、ずさんでも通ってしまう。信頼関係もあるのかもしれないが。X氏も市とは仲良くやりたいと考えていたと思う。その反動で、今回はこのようなこ

とになってしまったと思う。何かあれば隠すだろうし、厳しい面はあると思う。ちゃんと監査としては入っていたけど、隠されていてはどうしようもないとも感じる。

□ 何かこうしておけば良かったかなという点はあるか。

→母子育成会がどうなるかはずっと考えている。私的流用だけでこんなことまでになってしまうのは。やってきたことは悪いとは思いますが。

□ 監査の時点で証ひょうがなかったが、証ひょうを出してくださいという指摘はあったか。

→なかった。出してくれと言われても何とか取り繕ったと思う。聞かれたら正直に話そうという取り決めみたいなものはなかった。

【法人本部職員B（保育部門の会計担当）】

□ X氏の下の旧体制時（令和4年度まで）において、当時の役職及び担当業務は。併せて、現在の役職は。

→以前は法人の本部職員で、保育園の担当で主に会計を担当していた。乳児院は別の担当がいた。今も現状は変わらない。

□ 本部職員の役割は。

→A氏は高齢者施設の会計、C氏は理事会や乳児院の担当、自分は保育園の担当をしていた。

□ 本部の命令系統は。

→自分の勤務歴が一番長かった。理事長からそれぞれに直接指示が来る形だった。会計の3人で内容の共有は細かな点まではあるようなないような感じだった。

□ それぞれの仕事のチェック体制は。

→会計に関してはX氏からの直接の指示で行っていた。保育園に関しては理事長に稟議を取る前に園長に確認はしていた。

□ 領収書などの証ひょう類は法人において1箇所にとまとめて保管していたのか。

→全て本部で管理ではなく、離れた保育園は各園で保管していた。4つの保育園でまとめたものは本部で管理していた。年度末に本部に集まるので、それを監査で提出していた。

□ 監査時に全部の書類や証ひょう類（X氏の私的流用に係る契約書・領収書等も含め）が揃っていたという認識はあったか。

→X氏はこども未来局の監査で拠点区分間の貸付けで毎年指摘されていたので、私が私的流用で振込みを直接指示されたことはない。X氏の領収書について以前に指摘されたことがあり、X氏に説明してもらったこともあった。そのため、保育園の方で大きな額で支払うことはあまりなかったと認識している。平成26・27年くらいの保育園の監査で指摘されたと思う。X氏は個別にヒアリングを受けていた。領収書の名前が紛らわしかった。確か「〇〇」という名前で、川崎乳児の園長も保育園で〇〇は買っていないよねという話をした。また、それは赤坂かどこかのお店の領収書だったと思う。市はX氏の説明に押し切られたのかもしれない。講評では拠点区分間の貸付けの話はあったが、領収書の話は特段なかった。出張旅費を振り込むようX氏から指示されることが多かった。旅行会社の方も法人に来て話していたことはあった。監査で提出しなければならないので、お金を使ったものはきちんと領収書を準備するよう話していた。旅費について、監査で指摘を受けて、出張であれば研修報告書を提出するよう求められていたことは覚えている。X氏が対応していたと認識している。旅

費を振り込むような指示は多かった。当初はX氏に使途や領収書について確認していたが、だんだんできなくなってきた。1つの保育園では額が大きくなるので、X氏からは4つの保育園で分けるような指示があった。X氏の指示について、おかしいとは思っていたが、自分の立場では領収書を出してくださいまでしか言えなかった。領収書はX氏が準備していた。同じような会社の領収書が多かった。請求書は絶対に見せてはくれなかった。〇〇という会社のものがあつた。付き合いなのかなとは思っていた。深く詮索はできなかった。監査の方はおかしいと思ったかもしれないが、X氏がただし書きを書いて、その内容で仕分けをしていたので、見つけにくかったと思う。領収書にただし書きがないものは会計上処理できないことはX氏に伝えていたが、X氏がただし書きを書いてしまっていた。監査の時に必要なものは準備していたので、それ以外に求められることはなかったが、その中の領収書には疑わしいものもあつた。

□ 当時、このようなX氏の私的流用が疑わしい状況について、市の監査の担当者に伝えようとは思わなかったか。

→正直苦しくて、こんな会計処理をいつまで続けなければいけないのだろうかと思っていた。だが、X氏に言うことはできなかった。事務所の職員間では大きな揉め事もなく仲は良かったので、監査で言うのであれば辞めなければならない時だと思っていたが、声を上げられなかった。

□ 過去の監査実施前に、「支払金額が高いものについては、領収書を分けて、金額を小さくしておけば、監査では確認対象とはならない」という趣旨の連絡が市担当者からあつたという主張をX氏はしているが、そのような対応をしたことはあるか。

→保育部門の会計担当である私には、市からそのような指示はなかった。

□ 法人側の主張によれば、監査後に市の講評メモを送付した際に、「直しておく」という返事をしたことで、文書指摘にならないことがあつたということだが、どのようなやり取りだったのか。

→保育部門では一切なかったと思っている。監査当日の講評メモと監査結果通知の指摘は一致していた。

□ 「会計担当の職員が怖くなって行政に何度もきちんとした監査をしてくれとリークをして頼んだのに行われなかった」との話も伺っているが、そのような対応をしたことはあるか。

→会計担当者ではなかった。職員から賞与についてどうなっていますかということを聞かれたことはあつたが、そういう声は園長が取りまとめていたので、X氏に話をしに行っていたのは見たことはある。本部職員では説明できないことは、職員向けにX氏が説明していたが、同席はしていなかった。

□ 監事の役割は。監事監査はどのような形で行っていたのか。監事からの指摘や意見はあつたのか。

→監事監査に出席したことはない。監事は2人いたが会場に案内したことくらいしかない。今は理事会に出ているが、様々な話し合いが行われていて、事務局として説明することもあるが、母子育成会の際はそのようなことが行われていることも知らなかった。母子育成会では残高証明の確認が行われていた程度という認識だった。監事監査は監事2人、X氏、C氏、

〇〇理事で行っていた。〇〇理事は〇〇氏の前任の理事だった。

□ 理事会や評議員会に対して、経営悪化のこと、借財や重要な業者選定など、どのように説明したか。

→理事会・評議員会に出席したことはない。議事録も見たことはない。事務方としてはC氏が担当していた。報告が必要な場合に園長は出席していた。資料の作成は協力したが、出席したことはなかった。

□ 市からの監査結果通知や講評メモなど指摘事項に対して、どのような処理や改善対応を行ったのか。指摘事項の内容理解はされていたか。

→費用按分は何度も指摘された。どんな形にするかは法人内で決めるしかないと言われていたが、当時の法人は経営がひっ迫していて、そもそもお金がなくて費用按分ができる状況ではなかったので、あるところから払うしかなかった。気付いたらどこからかお金を借りることになっていた。X氏が資金調達のためにいろいろなことをやっていたことは知っていた。保育園は認可保育所で、国や市からしっかり運営費が出ているので、きちんと経営すれば運営できないはずはなく、保育園でお金を借りて運転資金を入れるようなことはなかった。また、当時の高齢者部門ではコロナやしゃんぐりらの稼働率が低いことから、保育部門から高齢者部門へ運転資金が湯水のごとく流れてしまっていたのだと思う。

□ 旧体制の理事・監事・評議員に本市退職職員等がいたが、忬度の圧力や促しなどがあったのか。

→私は全くない。特に聞いたこともない。

□ X氏が市の監査担当職員に高級な食事で接待（忬度や便宜を求める意図）があったようなことを聞いたことがあるか。

→警察にも聞かれたが、母子育成会の建物にはカメラが付いていて、X氏の車に銀行員が乗っていたことは何度か見たことがある。地方銀行の方が訪ねて来ることもあった。〇〇銀行と〇〇銀行とかがあった。市の職員は見たことはない。銀行の人からX氏に様々な営業の話があって、インターネットバンキングなどを取り入れた。

□ 理事・評議員からは意見はあったか。

→〇〇理事から「大丈夫なのか？」と聞かれていたことはあったとC氏から聞いていた。〇〇理事も法人立ち上げから尽力いただいていたのでご意見をいただいていたようだ。理事会の中でどのように回答したかはわからないが、おそらく改善していくと答えたと思う。

□ 市の担当にこうしてもらいたかったということはあるか。

→市の指導監査は大変重いものと受け止めているので、会計担当者としては対応できるよう努めていた。市の担当が領収書も1枚1枚確認することは難しいとは感じていた。保育に関しては毎年監査があり、しっかりとヒアリングを受け、処理について指摘や指導を受けていたのに、法人として改善の対応ができなかった。指摘は拠点区分間の貸付けについてであるが、保育だけではなく他の会計や法人全体を見ないとわからないと思う。保育監査については、毎年指摘は受けていたので、特にこれをしてもらいたかったということは個人的にはない。

【法人本部職員C（市の監査への対応や理事会・評議員会・監事監査・乳児院の会計を担当）】

□ 現在の役職（立場）は。X氏の下での旧体制時（令和4年度まで）において、当時の担当業務は。併せて、他の本部職員の役割は。

→現在はしゃんぐりらベビーホームの施設長をしている。以前は、法人本部職員で、監査や理事会・評議員会・監事監査を担当していて、議事録等の作成もしていた。平成14・15年から監査の担当をしていた。X氏に決裁を受けて提出していた。経理担当のA氏とB氏に会計面はお願いしていたが、法人本部は自分も担当して、監査は自分が担当していた。

□ 領収書などの証ひょう類は法人において1箇所にとめて保管していたのか。

→各施設で保管していた。監査の際に監査会場に集めていた。法人監査で必要な理事会や評議員会の議事録等は法人本部で保管していた。

□ 監査時に全部の書類や証ひょう類（X氏の私的流用に係る契約書・領収書等も含め）が揃っていたという認識はあったか。

→X氏が個人で持っているものもあったと思う。例えば、個人的にリゾートを利用していたがその契約書とかは個人的に対応してもらうようにしていた。

□ 当時、書類や証ひょう類が揃っていなかったことについて、どのように認識していたのか。別の場所にもあることを認識していたが、それを取り寄せる（準備する）必要があると考えていたか。

→基本的には揃えていたが、横浜の保育園にある職員の履歴書や細かな領収書までは集めていなかった。借入金に関しては各経理担当者には伝えていたが、各担当者が揃えていたかまでは確認していない。後から出してよと言われれば、後から出していた。川崎市の監査が平成30年から始まったかと思うが、県の監査はそんなに細かく資料の準備を求められていなかった。

□ 会計処理においてX氏の指示はどのようなものであったか。おかしい点があったと認識しなかったか。

→乳児院の会計をしていたが、これを払っておいてと言われたことはないが、A氏やB氏には請求書を回していたのを見かけた。X氏には聞かなかったが、担当者間でなんだろう程度で話すことはあった。出納責任者や会計責任者（施設長や園長）を置くが、その中で二人にだけ請求書を持っていくのかX氏に言ったことはあった。自分は会計責任者に確認を求めているが、二人は会計責任者に確認をしていなかったの、二人には渡しやすかったのかなと感じている。

□ X氏の監査妨害（書類や証ひょう類の改ざんや隠ぺい）や不正操作を認識していたか。

→他の職員から聞いていた程度で、自分は出納責任者でも会計責任者でもないし、担当者でもない、関与はしていなかった。監査の際に総勘定元帳を集めた際に、気付くこともあったが自分の仕事ではないので余計なことはしなかった。自分としては何で監査の人は気付いてくれないのと思っていた。マンションや馬については知らなかった。新しい経営陣が来て明らかになったマンションはリースになっていたの、何らかのリース料で計上していたのだろう。マンションの火災保険の請求が来たことがあったが、それはX氏の机に置いておいた。

- 市に残っている記録では、母子育成会に対する過去の監査を実施する際に、必要な書類が揃っていない、運営状況や会計処理が十分に確認できないことがあったとなっているのに対し、法人側は「監査資料は揃えていた」という主張をしているが、当時はどのような資料を用意して市に見せたのか。
- 完璧に揃っていたかと言われれば完璧ではないと思う。感覚としては、こども未来局が見たものを、健康福祉局がまた見るのはどうなのかなと思っていた。総勘定元帳は紙で用意していたが、領収書までは大量になるので全ては準備していなかった。X氏が馬を持っていたことは知っていたが、どこで経費を計上していたかまでは知らなかった。リゾート施設を使っていることは知っていたが、個人で使っていると思っていた。個人と思われる請求書を会計担当者に渡しているのを見てはいた。担当者は旅費交通費にしてわかりにくいように処理していたのは知っていた。理事長の個人的な旅行なんて書いているわけはなかった。
- 過去の監査実施前に、「支払金額が高いものについては、領収書を分けて、金額を小さくしておけば、監査では確認対象とはならない」という趣旨の連絡が市担当者からあったという主張をX氏はしているが、そのような対応をしたことはあるか。
- 市担当者からそのような話を私は聞いたこともない。他の担当者はどうだかは知らない。
- 法人側の主張によれば、監査後に市の講評メモを送付した際に、「直しておく」という返事をしたことで、文書指摘にならないことがあったということだが、どのようなやり取りだったのか。
- 文書指摘しませんからではなく、こう直せばいいですねとやり取りして、指摘にならなかったことはある。横浜市の監査では今日の指摘について直してくれれば指摘はしないという対応をしていたので、それと同じ感じ。
- 「会計担当の職員が怖くなって行政に何度もきちんとした監査をしてくれとリークをして頼んだのに行われなかった」との話も伺っているが、そのような対応をしたことはあるか。
- 本部の会計担当者たちは（法人職員が）市に通報した話を聞いて、誰なんだろうねと話していた。監査で理事長のやっていたことがばれたら大変なことになるのとは認識していた。X氏がいなくなったらどうになってしまうのかと思っていた。
- 監事の役割は。監事監査はどのような形で行っていたのか。監事からの指摘や意見はあったのか。
- 残高証明と突合して、合っていれば適正ですねという感じだった。理事会でも監事からは預金少ないねと言われたり、借入の話をした際にはX氏が介護が厳しいと話をしていた。
- 理事会や評議員会に対して、経営悪化のこと、借財や重要な業者選定など、どのように説明したか。
- 理事長から説明し、細かく突っ込んでくる方はいなかった。借入残高証明を当時は見せていなかった。理事・評議員の中には赤字について質問する人はいた。〇〇氏から「大丈夫なのか？」といった発言はあった。それに対してX氏が介護業界は厳しいが、2～3年は苦しいが頑張るという回答をして、では頑張ってくれというようなやり取りだった。
- 市からの監査結果通知や講評メモなど指摘事項に対して、どのような処理や改善対応を行ったのか。指摘事項の内容理解はされていたか。

→自分の会計に関しては決算書とは合わせていた。他の担当者には伝えていたが対応したかどうかはわからない。

□ 市からの指摘事項やそれへの改善対応について、理事会等への報告や法人内での周知はされていたのか。どのような方法・程度で報告等を行ったか。

→決算理事会で監査結果を資料として報告していた。自分が理事会の司会進行をしたのはここ数年で、それまでは業務執行理事が司会進行をしていたが、このような指摘がありましたので見ておいてください程度の取扱いだった。

□ 議事録の作成では、市の監査で不都合な内容や記載を意図的に載せないなどの対応はしたのか。

→発言したことは議事録には反映していたと認識している。発言に対する返答も載せていたが、細かくは表現していなく、要約した感じだった。

□ 旧体制の理事・監事・評議員に本市退職職員等がいたが、忖度の圧力や促しなどがあったのか。

→特にない。

□ X氏が市の監査担当職員に高級な食事で接待（忖度や便宜を求める意図）があったようなことを聞いたことがあるか。

→市の監査担当職員との付き合いは特にない。監査の人（市職員）を毛嫌いしていたのであり得ない。

□ 当時の評議員や監事による監督についてどう感じているか。

→うるさくないから、仕事がしやすかった。

□ 旧理事はどのような印象か。

→〇〇理事が一番発言していた。他は〇〇理事も発言していた。

□ 不正が明るみになると理事長が大変なことになると自分が思ったのか。X氏に頼まれたのか。

→X氏に頼まれたことはない。心配だったのは不正ではなく、いなくなるとこの先どうなるのかということ。

□ 市に対して思うことは。

→市の担当は会計の専門家ではないことは理解しているが、（当日の監査では）会計専門家を帯同していたが、（お金の）使い方ではなく、会計処理ばかり指摘されていた印象がある。何かあったら法人がなくなってしまうという思いはあった。だけど理事長がいなくなったらどうなるのかという不安もあった。

□ 証ひょうは監査の際に準備されていたのか。

→言われれば準備できた。総勘定元帳に仕分けの内容は書いてあったが、（市職員から）これについて確認させてくださいとは言われなかった。

□ 他に何かあるか。

→横浜市や県の監査も対応したが、横浜市より川崎市は、以前は甘かったが最近は厳しくなってきた、不正は起こりにくくなっている。県はもっと雑だった。最初の市の監査なんかは特養の整備の担当者が来たり、乳児院の設立の担当者が来たりしたので、やりにくかった

のではないかと思った。

□ これまでの市の監査において、理事会とのやり取りについての指摘はあったか。

→指摘はあった。市から議事録の改善やこれは理事会に諮りなさいといった指導はあった。

□ 理事や評議員が経営に関して意見することはあったか。

→外部の方々からは特になかった。施設長も理事になっているがX氏の前では発言はなかった。赤字についてもX氏が何とかすると説明して納得していた。

□ 職員からの訴えにはどのように対応していたのか。

→銀行からお金を借りるからみたいな対応をしていた。具体的に領収書のような証拠を突き付けている人はいなかった。法人の会計は3人で10年くらいやってきた。施設長たちはうすうすX氏に対して疑問は持っていたのではないか。

□ 外部の会計専門家の活用は考えなかったか。

→過去の法人監査で指摘されたが、X氏がどのように考えていたかはわからない。

□ 法人監査の前の書類準備の際に書類が揃っているかはチェックしていたか。

→全ては揃っていなかった。領収書までは全て準備していなかった。市から揃えてくださいねと言われた。

□ 領収書を見ないと中身がわからない部分があるのだが、敢えて領収書を揃えなかったのはどういう意思決定なのか。

→市としては保育の施設監査で一度は見ているだろうと考えていた。領収書まで全て揃えるのは大変である。

【元法人本部職員D】

□ X氏の下の旧体制時（令和4年度まで）において、当時の役職及び担当業務（監査との関わり、実務担当者か、管理・指示する側の立場か）は。

→10年前に老人施設協会の事務局長・常務理事になった。その時の会長がX氏だった。（老人施設協会は）当時、課題が多くX氏と取り組んだが2年で退職した。その後に市社協に就職して老人福祉センターの所長をしたが辞めることになり、X氏に相談したところ、やってもらいたいことがあるからと母子育成会に採用された。

仕事内容は外国人採用担当にすることだった。当時は技能実習生が話題になっていた。東南アジアを回って、インドネシアの方を8人採用した。市内では先駆けだったと認識している。老人施設協会でも外国人採用について説明をした。外国人の研修機構と話もして、X氏の知り合いの方が採用担当になり、自分は手が空いたので、法人内で様子を見ていたところ、事務長になることになったが、決裁は回って来ない形だった。

当該法人のために力になろうと思い、理事会の財務諸表を見だしたところ、年間1億ずつ赤字になっていた。積み重なって5億3千万の赤字だった。

理事長に伝えたが、「平気だよ」との返事で、まずいなど感じるようになった。最終的には（X氏は）「頼むよ」と話すようになった。事実かどうかは私には分からないが、一部の人は、理事会資料も粉飾だよという話もあった。

話し合いをしたところ、（D氏）自身で母子育成会財政再建計画を作成した。（経営不振は）しおんの定員が問題点であると考えた。保育園については保育士の確保のための人件費率が

83%になっていたことが課題、とした内容だった。①しおんの再構築とショートの特養転換を主な内容とした。それは当時の財務資料ではしおんが赤字だったため。続いて、②保育園の人事改革・人件費率の改善、③財政再建中の給与等の臨時的措置、④経営コンサルティングの導入とした。法人内に貼り出そうとしたら、理事長から、数字があると生々しいと言われ、概要のみになった。高齢者部門に説明したところ何とか話は聞いてくれた。保育部門に話をしようとした。当時の保育部門は賞与が4.2か月だった。当時は保育園長の力が強かった。理事長が何かを言うと（園長が）強く詰め寄ることがあった。園長数名の給与は年収が約1300万円だった。この金額はかなり高額だったので、園長の協力を得ようと話をしたところ、「人件費率83%なんて普通よ」と話された。「賞与だってそれくらい普通」と。保育会に行っても助けてくれないことを伝えたら、「あなたは何者なの、理事長こんなことやらせていいのか」と言って、この件は、理事長から「この件はなし」でということになってしまった。X氏は決断力がない。

母子育成会は白楽に保育園があるので横浜市の監査時に立ち合いをした（令和4年くらい）。保育園が赤字だったことについて、改善計画の提出を求めていた。細かな指摘も多々あった。白楽は職員の経験年数が高いので給与が高いと話していた。自分の作成した計画を横浜市に見せたところ、「いいですが、保育園の人件費率は70%にしないと赤字改善にはならない」という話もあった。

WAMの財務諸表も提供した。事業活動計算書で毎年1億ずつ赤字であることを伝えた。

母子育成会は自転車操業でやりくりしていた中で、冬の賞与は借入ができなくなったので、賞与の支給をいったん止めるよう話をしたが、X氏はなんとか言って支給するなどしていた。その中で、Y氏に借入をすることになった。

□ 当時の法人の監査の窓口は。

→C氏がメインで、高齢者部門がA氏、保育部門がB氏。

□ その方々との関わりは。

→全くない。決裁も回って来ないし、資料も見せてくれなかった。事務長とは名ばかりで、途中から事務長でもなくなった。

□ しおんにいたのか。

→法人本部なのでしおんがある建物「愛育会館」にいた。

□ このようなことは市の職員には話したか。

→話していない。監査は補助金の使途が正しいかを確認するものなので。ある市の知り合いに相談したところ、経営については法人に責任があると言われてしまった。人件費率、利用率、労働生産性の3点を見れば法人運営はできるのではとも思った。

□ 市の監査では国のガイドラインに沿った内容等を確認し、また、財務分析もしていたが、市は当時どう対応すべきと感じているか。

→もっとやってくれば良かったのに、と思う。もちろん、法令等に基づいてやるべきだとは思いますが、アドバイスくらいはできなかったのかと思う。

□ 令和4年度の監査では会計顧問を付けるよう指導していたが、そのことは知っているか。

→そうなんですネ。

□ X氏の不正は知っていたか。

→競走馬4頭を持っていたこと、お抱え運転手が24時間付きでいることは知っていたが、私的流用は知らなかった。飲み食いは派手だったが、個人のお金だと思っていた。お父上の時代からの地主だったので。しっかり運営すれば、母子育成会としては年間数億円の利益が出る法人なのに、なんでこうなってしまったのか。

□ X氏が動かない状況で、どうしようと思っていたか。

→誰か新しい理事長を連れて来てもらうしかないと考えていた。X氏については名誉職として会長にしてもよいと思っていた。

□ ご自身の担当業務は外国人採用なので、経営や財務諸表には関係していなかったというとか。他に誰かと共有したか。

→財務諸表はWAMから確認した。しゃんぐりら施設長の〇〇氏とは話をしていた。このままでは大変なことになると、理事長を変更してもらうことを考えていることも話したら、彼は分かってくれていた。現在のしおん施設長の〇〇氏にも同様の話はした。当時はしゃんぐりらにいて、自分もしゃんぐりらの担当という職務をしていたので、話をした。しゃんぐりらは職員が多いので様々な問題があり、白楽でも問題があり介入していた。

□ 旧体制の役員等との関わりは。

→ない。私は話せる身分ではない。ただし、〇〇理事とは話をして、「赤字をなんでもしおんに付けてしまってもとんでもないよ」と言っていたが、X氏に対しては何も言ってくれなかった。

□ なぜ市は監査でX氏の不正を見抜けなかったのかということでも市職員も疑いをかけられている。鰻を奢ってもらったり、領収書を分けたりすれば指摘にならないとか、講評メモの手心を加えるなど、このようなことは聞いたことはあるか。

→講評メモは法人本部のメールボックスに届いていたので確認していた。指摘はしていたが、全体的な印象として（市の監査は）「優しいな」と感じていた。（改善）期限も定められていなかったりしたので、そのように感じていた。もう少し追跡すればよいのにと思ったりした。

□ マスコミに話したことは。

→ない。

□ X氏の羽振りについてどう感じたか。業者との付き合いで不審な点は感じなかったか。

→外国にはしょっちゅう行っていた。（施設修繕等の）業者からは法人本部宛てにメールが届いていて、過去の自分の経験から見て、5倍前後の価格でやり取りしているのを見た。民間はこうなんだと思った。しおんの空調工事についてX氏に高いですよと話したら、その時は（意見を）取り入れてくれた。その業者は富士見公園の奥にある業者で、自分が社協時代に取引のある業者だった。法人内の複数の職員で見積の確認をして入札を実施した。

□ ご自身が作成されたという提言はいつのものか。

→令和4年10月4日付け。

□ 理事会には諮ったか。

→園長たちから反対があったので、理事会まで行っていない。途中で頓挫した。

□ 白楽の監査で横浜市の監査担当に見せたのか。
→見せた。

□ なんで白楽の監査には行けたのか。
→しゃんぐりらと白楽は自分の担当だったので。他は担当外だったので行けなかった。

□ 赤字なのは周知の事実だったのか。
→みんな知っていた。

□ X氏の存在は。
→優しいが経営者としての資質はないと思う。

□ 法人内でメールも確認していた中で、法人会計と個人の資産の区分けはできていたと思うか。
→できていなかったと思う。自分個人のお金を法人のために使っていたのだから、法人のお金を使うこともあったのかな、と推測した。

□ 周りの人は持ちつ持たれつの関係と見ていたと思うか。赤字なのに大丈夫という根拠のない話はなぜ出てきたのか。
→市と老人施設協会は協力関係ではあると思う。当時は仲間意識も強い団体だと思った。いい意味で。仲間が悪いことをするわけがないと思っていたのではないかな。

□ 監査のやり方で優しいと感じたのは「期限がない」ということだが、どうだったのか。
→自分が見た範囲では期限がなかったので、他がどうかは分からない。

□ 海外出張でX氏の話聞いたことは。
→X氏は口が重いので言わない。一度だけベトナムと一緒にいったが、ホテルの屋上のバーでX氏は「Dさんに常務理事になってもらいたいんだ。運営面を見てもらいたい。経営面は金融機関を辞めた方に来てもらって会計面を見てもらうようにする」と話されていた。

X氏宛てに知人の女性から法人本部にメールが届く。そのメールは皆（法人本部職員）が見られる状態。中には「Xさん、楽しい時間をありがとう」という内容もあった。法人本部にメールが届き、職員も領収書や請求書を処理していたのだから、法人のお金を使っていたのではないかと（感じていたと）思う。法人としてもどんぶり勘定で、理事長が使ったお金は法人で処理していた。実際にX氏個人の口座から支払ったのか、法人の口座から支払ったかまでは見ていないので分からないが、法人に届いて、法人の職員が処理していたので、常識的に考えれば、法人口座から処理していたのではないかなと思う。領収書や請求書は法人名だったと思う。Y氏も領収書を1~2週間かけて確認していた。

自分が正規業務のため東南アジアに出張に行った時の請求と同じような請求方法だったので、X氏の個人的な旅行とかも法人で処理していたと思う。母子育成会はX氏が絶対なので何も言えなかったのではないかな。

□ メールは誰が見られるのか。
→法人本部職員の6人がメールを見られた。

□ 行くまでそのような法人とは知らなかったのか。
→知らなかった。行ってみたら、(X氏は) 飲みに行ったり、ゴルフに行ったりばかり。金曜と月曜は来ないこともあった。

□ 法人のお金を使い込んでいるとは。

→あそこまで使い込んでいるとは思わなかった。飲み食いくらいはしていたとは思ったが。自分も法人職員になる前に 2 回くらい銀座のクラブに連れて行ってもらった。当時は X 氏の個人のお金で支払っていると思っていた。

□ 飲みに行ったのは 2 回だけか。

→法人職員になってからは飲み連れて行ってくれなくなった。誰と会うのか知られたくないのだろうし。何を話すのかも知られたくないのだろうと思った。

【法人保育所園長 E】

□ 令和 4 年 11 月 7 日の実地監査の際に、保育園職員が監査会場に来て、「毎年、実地監査を受けているのに、何故こんなに赤字になるまで放置されているのか。法人のお金の流れを見てほしい」と訴えたという主張をしているが、市側としては、「経営悪化に伴い、賞与等の支払いが遅延し、給料のことを心配している」と訴えに来られたため、「給与水準等については、法人が決めることなので、監査の対象とはならない」と回答したという認識だったとも聞いているが、どのような訴えをしたのか、具体的に教えてもらいたい。

→X 氏が使い込んでいるとは思っていなかった。午前の施設見学の際に、2 人で訴えた。賞与の遅れがあったこと。自分たちは正しい保育をする。年度内精算をするよう指導されているが改善されない。自分たちは経営には携われない。高齢者部門が使い込んでいると言われたが詳しい説明がない。業者払いの遅れ、小口現金の遅れもあり、毎年監査があるので何でこのような状況なのか、しっかりと法人のお金の流れを見てもらいたい。拠点間の貸付けを指摘したのなら、しっかりと改善するまで指導してほしい。これらのことを訴えたが、「今日はそれを見に来たのではない」と市の担当職員に言われてショックだった。

□ 実地監査時にこのような訴えをされた以前に、法人に同様の訴えや確認をしたことはあったのか。あった場合は、法人は、どのような対応であったのか。

→その後ではあるが、1 月に賞与の目途が立たなかったもので、1 月 6 日に保育課に行った。保育第 1 課の担当職員、担当係長が対応し、「お金は出しているのに、法人で対応していただくしかない。監査は決まった事項を確認するもの。」と言われて、どこに言えばいいのかわからなくなってしまった。

法人内の職員で、保育課、監査課、市長宛てに手紙を出した方がいたため、そのコピーを預かってきた（ヒアリング後に市にコピーを提供）。

□ X 氏に対して怪しいなとか、噂のようなものは現場で聞いたりしたことはあったか。

→賞与の遅れは数年続いていて、理事長が現場に来なくなっていた。金遣いが荒い、相当なお金持ちなんだなと思っていた。毎回運転手付きの車で来るので、職員の目もあることを伝えしたが、もう少しで自分はいなくなるから勘弁してよと言われて。話し合いの場も作ったが、体調が悪いと来ないこともあった。ここ数年は、事務所に行ったときに見かけるくらいだったので、特に接点はなかった。詳しい状況は知らなかった。

□ いつ頃から法人の経営が苦しいということを気にするようになったか。

→賞与の遅れが始まった頃から。X 氏からはどこの保育園もそうだよと言われていた。賞与の遅れはコロナ前からだった。

□ X氏が指示していたようなことを見たり聞いたりしたことはあったか。 →特になかった。 □ X氏にどのような訴えをしていたか。 →保育の監査の時に「〇〇」の領収書について、「これなんですか」と問われている場面はあって、X氏は「研修のため」と答えていて、研修録を提出するよう求められていた。おそらく、監査担当は疑問があったから聞いたのだと思うが、それ以上はなかった。前任の園長からも、お金のことには口を出さない方がいいよと言われていた。理由としてX氏は怒ると怖いからと言われていた。話し合いは週に1回程度求めたが、すっぽかされたり、今後の法人運営の計画を示すよう求めたが、X氏からの対応は図られなかった。話は聞いてくれたが、話をそらされるような感じだった。令和4年になってから法人経営が怪しくなったので、市に訴えた。 □ 「〇〇」の領収書の金額までは見たか。研修ではあり得ないと感じたか。 →金額は見えていない。市の職員は疑問に思ったからX氏に質問したと思う。時期はいつかは覚えていない。上の人はお付き合いもあると思った。 □ X氏との出会いは。 →自分が保育士で採用されたときにX氏は事務長だった。自分は競馬とかは知らなかったが、他の園長は競馬に誘われていた。競馬以外にもご飯を食べに行ったりもあった。〇〇さんや〇〇さんは園長の後に理事にもなったので、X氏とも交友はあったと思われる。 □ これまでの市の監査（特に不十分な点）や法人自身の対応について、どのように感じているか。また、他に伝えたいことや、何か思うことがあるか。 →監査はお金のことをしっかりと見てくれるものと思っていた。なんでこんなことになってしまったのか、市に対して不信感がある。以前の監査と現在の監査では違いはあるかわからないが、少しいじわるだなと感じている。指摘があったら真摯に対応しなければならないと考えている。監査に強制力はないと言われてしまったし、重箱の隅をつつくような事項を指摘されるのならば、指摘されるようにしておいたくらいの方が良いのではないかなと思ってしまう。1年に1回監査に来ていた。他は3年に1回くらいなのにと聞いている。
【法人保育所園長F】 □ 令和4年11月7日の実地監査の際に、保育園職員が監査会場に来て、「毎年、実地監査を受けているのに、何故こんなに赤字になるまで放置されているのか。法人のお金の流れを見てほしい」と訴えたという主張をしているが、市側としては、「経営悪化に伴い、賞与等の支払いが遅延し、給料のことを心配している」と訴えに来られたため、「給与水準等については、法人が決めることなので、監査の対象とはならない」と回答したという認識だったとも聞いているが、どのような訴えをしたのか、具体的に教えてもらいたい。 →令和4年4月から園長になった。お金のことはそれまでは知らなかった。理事長には職員にも説明してもらいたいことは話した。理事長からは高齢の赤字を補填しなければならないと説明を受けていた。おもちゃの購入や必要な修繕を求めても許可が出なかった。監査の際に、保育としてもらっているお金は保育のために使えるようにしてもらいたいと思い、話をした。拠点間の貸付けをしたのなら、返すべきではないかということも踏まえて伝えたの

に、(市職員からは)「そのために来ているのではない」と言われた。毎年監査に来ているのになぜこんなことになっているのか。当時はX氏が自分のために使っているとは思っていなかった。高齢者部門のために使っていると思っていたので、高齢者部門に流れているお金をストップしてほしいという思いだった。対応した市職員3人の名刺が残っている。話は全員がいる場で伝えた。

□ 実地監査時にこのような訴えをされた以前に、法人に同様の訴えや確認をしたことはあったか。あった場合は、法人は、どのような対応であったか。

→自分はない。令和4年の監査後は、借金がいくらあるのかといったことが園長たちの中でも話題になり、X氏に聞かなければならないと思っていたが、その夏前には法人職員のD氏から保育も赤字なんだよと言われていた。決算では保育部門は黒字なのになぜだと思った。年末に賞与が出ないことがわかり、年が明けても金策の目途も立っていないことが決定打となった。4月に入園してくる児童も決まっていたので、場合によっては職員が辞めてしまうことから閉園なのかということも踏まえて、1月に保育第1課に話をしに行った。賞与が出ない、業者への支払いが滞っていること等を伝えるとともに、高齢者部門にお金が行っているから、健康福祉局にも話をできないかということも伝えたが、法人内のことなので、法人側で解決するしかないと言われた。1月4日に保育第1課が法人と話す機会があって人件費が高いということを指摘された。他法人も調べたが人件費は70~80%だったので、極端に高くはないと思ったが、今思えば使い込まれていることを踏まえれば高かったのかもしれない。

□ Y氏から事実が伝えられたのはいつか。

→4月頃に言われた。当時はY氏の役職も知らなかったが、事実を伝えてくれた。

□ 令和3年までに訴えたことはあるか。

→副園長だったが、X氏が事務長の時からの付き合いもあり、賞与が遅れることにも慣れてしまっていたので、特に訴えはしていなかった。令和4年に園長になり、賞与が遅れることを職員に伝える側になり、運営に関して疑問を持つようになり、X氏に質問等をするようになった。

□ X氏の遊びは認識していなかったか。

→現場レベルでは車も立派だし、お抱えの運転手までいるのはどうにかしてもらえないかということ話をしていたが、それ以上は特に認識していなかった。

□ これまでの市の監査(特に不十分な点)や法人自身の対応について、どのように感じているか。また、他に伝えたいことや、何か思うことがあるか。

→記者を前にして「監査の時に何を訴えたのか」について説明しに行った時に、記者と他の人とのやり取りの中で、雑費100万円というワードが聞こえたことから、監査では気付かないものなのか疑問に思った。なぜ監査でここまで気付かなかったのか。普通では雑費100万円なんてあり得ないと思うが、会計監査はどのようにしていたのか私も知りたい。

自分は保育の監査しか知らない。子どもたちの安全を守るために、指摘内容を守る対応をしている。会計はわからない中で、何で保育の内容はしっかりしているのに、会計は毎年同じように拠点区分間貸付けの指摘をされていて、これでいいのかと思ってしまう。

